

四国学院大学
創立七十周年記念

論 集

第157号 2019

The Literary Society
of
Shikoku Gakuin University
Zentsuji, Kagawa, Japan

「帝国地図」作成への誘惑

末吉 高明

七〇年前、米国南長老派教会が、大学教育をこの地で開始したときの議事録には、「学生に現代社会の問題を学修させること、そして、それら問題の解決に向けて邁進するように奨励すること」が設立事由として記されている。

私たちのミッションが、専門研究自体というよりも、教育研究とその実践にあることをあらためて建学憲章に銘記したのは、創立六〇周年記念が契機であった。同時に、大学規模のコンパクト化と並行して、現代社会に必要とされる力リキユラム改革としてメジャー制度を導入した。その後、一〇年を経過して、創立七〇周年を迎えている現在、私たちが、讃岐の片隅で展開する大学教育は、どのようなものであるべきなのだろうか。

まず、一〇年前には、全く予想しなかった事態が発生した。三・一一、東日本大震災の発生とハフクシマンの経験である。並行して、特にここ数年、AI、IT、生命科学を中心とした科学技術の飛躍的な発展が、急速に展開されつつある。また、予測されたように、人口減少と高齢化現象は、スピードが緩和されることなく、進行している。経済では、コミュニケーション科学の進展に支えられてグローバル化の波が世界を駆け巡る。そして、これら多様な

変化の集中的結果として生み出された不安に耐えられない人々の隙間をねらって、感情の政治が世界的規模で猛威を振るっている。

歴史の分岐点が明白になりつつある現代社会で、研究にたずさわる者として、私たちが、留意して銘記すべきことがある。

J・L・ボルヘスの愛読者には、よく知られた『学問の厳密さについて』という小品だ。ある帝国で、地図作成技術が極められた。一州の地図は、一市全域を覆い、帝国全土の地図は、一州全体を覆うほどの大きな地図となった。しばらくすると、この膨大な地図でさえ、まだ不完全だと考えられようになり、帝国と同じ大きさで一点一点が正確に照応しあう帝国地図を作りあげた。ところが、しだいに人々は地図学に関心を失い、巨大な地図は無用になって、風雪にさらされ放置される。やがて、帝国の砂漠では、獣や乞食の仮の宿になった地図の断片が時に発見され、それが唯一、地図学を偲ばせる物となる。

今、建学以来七〇年の歩みを振り返り、私たちは、気づかぬ間に「帝国地図」の作成に専念しているのでは、との問いを立てるのは、依然、有効であろう。

〔論文〕

壺井栄の戦後民主主義文学運動

須浪 敏子

目次

- 一 新日本文学会がめざしたもの
- 二 壺井栄の戦後民主主義文学
女性と子供の解放の文学、再軍備反対
- 三 「妻の座」の主題

キーワード…女性と子供の解放の文学 再軍備反対

SUNAMI, Toshiko 四国学院大学名誉教授、日本近・現代文学専攻

一 新日本文学会がめざしたもの

新日本文学会の成立と五〇年問題

戦後いち早く新しい文学状況をリードしようと名乗りを上げたのが、新日本文学会だった。新日本文学の創立大会は一九四五年一二月に持たれた。旧プロレタリア文学の伝統を継ぐ、秋田雨雀、江口渙、蔵原惟人、窪川鶴次郎、壺井繁治、徳永直、中野重治、宮本百合子の九名が発起人となり、従来のプロレタリア文学運動（プロレタリア作家同盟）の理想よりゆるやかで幅の広い国民的民主主義文学の復興と発展を呼びかけた。趣意書は次の通りで、一〇〇名が集まり、一七三名が会員申し込みをした。

十数年に亘って日本帝国の侵略戦争を指導して来たわが国の軍国主義者たちは、その反動的・反文化的支配を強化するためにすべての進歩的文学者に暴圧を加え、わが日本文学の民主主義的伝統を根底より破壊し去ろうとした。わが作家達はその自主的活動の自由を奪われ、わが国の文学は最も重大な危機に直面するに至った。

然るにこれらの軍・官・財閥は、联合国軍の攻撃の前に敗退し、こゝに自由な文学のためのいわば外的社会的条件が与えられた。今こそ日本の文学者は、わが人民大衆の生活的現実・文化的欲求の真実の表現者として、日本文学の中に存在し続けて来た民主主義の伝統の上に立ち過去の遺産の価値高きものを継承し先進民主主義国の文学より学びつゝ、真に民主的、真に芸術的な文学を創造し、日本文学の正しき発展のため結合してその全力を傾けねばならぬ。

こゝに我々は新日本文学会の創立を發起し、日本のすべての進歩的文学者がこの偉大な事業に協力することを切望するものである。

この趣意書で注目される点は、敗戦によって日本の文学者にとって「自由な文学のためのいわば外的な社会条件が与えられた」と、されているところであろう。つまり、「外的な社会条件」とは、占領軍によって非軍事化と民主化政策が保障された、日本政府に絶対命令とされた、ということである。宮本百合子の「歌声よ、おこれ―新日本文学の由来―」

（『新日本文学創刊準備号』一九四六年一月）でも、「今日、日本は全面的な再出発の時機に到達している。軍事的だった日本から文化の国日本へということもいわれ、日本の民主主義は、明治以来、はじめて私たちの日常生活の中に浸透すべき性質のものとしてたち現れてきた」と、同様なことが言われている。事実、占領軍は一九四五年度中に日本政府に、非軍事化、治安維持法廃止、政治犯の釈放、婦人の解放、労働組合と農民運動の奨励、学校教育の自由主義化、秘密警察制度廃止、日本経済民主化の「五大改革（財閥解体、独占禁止法、過度経済集中廃止、農地改革、労働三法制定）」を一挙に指示し、実行に移させている。戦後日本の資本主義的民主化のインフラはアメリカ占領軍によって迅速に整備されたのである。

そして、驚くことには、日本共産党さえ、アメリカ軍の日本民主化政策の支持に躊躇しなかったのである。非転向で長い間監獄に繋がれていた共産党員を釈放したのはアメリカの民主主義政策であり、米ソは共に連合軍の一員であったからだろう。共産党中央の徳田球一や志賀義男らは、「人民に訴う」（『旗』一九四五年一〇月二〇日）に「ファシズムおよび軍国主義からの世界解放のための連合軍隊の日本駐留によって日本に於ける民主主義革命の端緒が開かれたことに対して我々は深甚の感謝の意を表する。米英及び連合諸国の平和政策に対して我々は積極的に之を支持する」と言っている。そして、占領軍は解放軍であり、占領下でも人民民主主義政権の樹立は可能だとの平和革命論の立場を取った。共産党員の宮本百合子も「現代の主張」（『婦人民主新聞』第一号 一九四六年八月二二日）で「私たちの世紀は、資本主義的な民主主義、社会主義的な民主主義、そして、おくれながらもつよく翼を飛ばたい歴史の二行程を同時に推進する必然におかれている中国や日本などの新民主主義と、この三つの民主主義の進行が世紀の実質を成している」と言い、占領軍婦人対策部のミス・ウィードの要請下に婦人民主クラブの設立に尽力した。

新日本国憲法の作成・公布だけでなく、唯物論では上部構造を規定するとされる土台の下部構造（経済のしくみ）の改革をすべてアメリカの思うままにまかせ、日本が資本主義国の一員として再建されることを日本共産党はよしとしたのだろうか？ プレスコードの指示があり、一九四七年一月にゼネスト中止命令があっても、日本共産党中央は、封建制の根深い日本社会の民主化のためにGHQが大鉈を振るい、自分たちが目指す人民民主主義国家建設の露払い（ブル

ジョア民主主義革命)を代行してくれていくとの幻想を捨てなかったのだろうか? 朝鮮戦争勃発前の米ソ対立が危機的となった一九五〇年一月に、コミンフォルム(共産党国際情報局)が、機関誌に「日本の情勢について」(五〇年テーゼ)を載せ、日本共産党中央の平和革命論の誤りを痛烈に批判して来るまで、アメリカの占領革命の占領政策は樂觀視されたままだった。日本共産党の平和革命論は、具体的などんな青写真と行動計画を持っていたのだろうか。アメリカ側は、戦前の「日本社会は非常に封建的な残存物が多い、国民は封建的な抑圧のために生活水準を引き下げられている、その生活水準の低さから国内市場が狭い、だから日本は軍国主義的な、また、帝国主義的な侵略行動に走った」と、理解して大胆な経済民主化を断行した。

しかし、その日本共産党の平和革命論ゆえに、党と大衆文学団体・新日本文学会のあいだは、和気あいあいの共同歩調をとることができた。新日本文学会が戦前のプロレタリア文学の政治優先とは一線を画す文学者の表現の自由を旗印としていたからである。コミンフォルムが日本共産党に、アメリカ帝国主義の支配下にあることを自覚し、占領軍の即時全面撤退、民主・独立・平和日本の建設を行動要領の中心に据えて、米日の反動勢力の戦争計画の反対に立ち上がるよう、政治路線の変更を迫ると、共産党は主流派と反主流派に別れ、新日本文学会会員の多くは、反主流派サイドに立った。ただ、戦後社会の民主化をリードする主体は、小市民的ないし個人主義的自我に変更されたのか、戦前の共産主義運動を踏襲する前衛なのかは、はっきりしないままになった。中野重治の「批評の人間性二」(『新日本文学』一九四七年六月)が指摘したとおり、民主主義革命は占領軍と日本の官僚の合作として上から行われ、民主主義革命の主体(「下からの権力」)がまだ育っていない状態の中での、まだ存在感のない主権者を代行する改革であった。そして、新日本文学会の会員でもあった『近代文学』派同人、平野謙、本多秋五、荒正人たちが主張したのも、戦後の再出発にあたって国民主権国家日本を担う国民の自我をどのように確立させていくか、また日本の主権者がどんな国民国家を望んでいるのかを、まずはつきりさせるべきだということであった。彼らが提起した「政治と文学」「戦争責任論」「主体性論」「転向論」などのテーマも、戦後日本の再出発に際して国民の一人であり世論を動かす文学者が、戦時中どのような国民主権性を貫こうとし、軍国主義国家の抑圧によってそれがどのように歪められたかを検証した上で、戦後文学の民

主的目標との連続性が考えられるべきだという提起であっただろう。

歴史の跡付け論理から言えば、戦前から日本の資本主義的国家体制を変えようとしてきた共産党が占領軍の駐留を喜び、占領軍の民主主義政策下で人民民主主義政権の樹立を考えるなど、理解しづらい話である。日本国民としてもコミュニストとしてもその独立性と責任感の無さには啞然とする。しかし、占領下の日本共産党中央がそのように無策であったのは、まずは婦人参政権を認めた総選挙で政権与党の立場に近づき、アメリカの次にソ連か中国の応援をあてにしていたということだろう。それにしても、一九四六年の一月三日に象徴天皇制を明記した日本国憲法が公布された時、日本共産党はアメリカへの敗北を察知できなかつたのだろうか。戦前のプロレタリア解放運動が国民の心を掴めなかつたのは、①脆弱な近代資本主義国家を下支えていた農村（国家人口八割の農民）の地租改正と徴兵制以来の格差肥大の実態を掴みきれていなかったためであり、②、①による都会と農村の経済的、文化的格差の再構築を許したためであろう。共産党中央、また黨員個人にしても、日本の実情に即した共産主義化と国民統合への実際的なプログラムを用意できていたかどうかは反省が迫られるのではないか？そして、中野重治の言ったとおり、国民自らが、どのような民主主義を選択するか以前に、戦争の反省を通して、日本近代の半封建制度的社会制度や習慣のどんな点が不合理、不平等、不自由で、何を民主主義的なものとして育てていくのかを洗い直し、取捨選択し整理する必要があつた。自主独立の民主主義という舶来イデオロギーが一応理解できたのは、大正デモクラシーの恩恵を受けた都市部のインテリや外遊経験のあるエリートだけであつただろう。主権在民、人権、平和主義などの民主主義の基本を理解するために、心身に染みついた封建的人間観を問う戦い、主体性変革、個人の誕生、という、内から血を流して生み出していくしかない重大な問題を日本人は突きつけられていた。それが、「配給された『自由』（河上徹太郎）の軽くない中味であつただろう。しかも、それは、男と女、都市と農村、出身階層と生い立ち、植民地生活の体験があるかないかなどと関わって、個人の民主化問題への関心と反応度はさまざまであつただろう。敗戦後の食糧難に劣らず、日本の民主化の問題は日本の将来を決める重い問題であつた。そういう国民一人一人の根幹的問題を人民戦線的に扱う文化団体として、新日本文学会の結成は、意義あるものだった。新日本文学会の仕事は、外から来た民主主義のきつかけを国民に浸透させ内在化させ

るさまざまな文学の形を提供する役割を担うものだっただろう

しかし、日本共産党よりもコミンフォルムよりもいち早く、自主独立の国民主権が確立していない日本の組みやすさに気づいたのは、占領軍のアメリカに他ならなかった。占領後足かけ三年の間接統治で、日本国憲法発布などの政治的民主化と経済の民主化を断行し、一九四八年の一〇月以降、日本の経済復興を助けて賠償の取り立てを行わない代わりに、冷戦体制下の味方として日本政府を抱き込んだのは、下と内からの民主化勢力が育っていない日本の弱さを利用したというほかないだろう。

中村隆英の名著『昭和経済史』(二〇〇七年五月 岩波現代文庫)は、「占領軍の日本における任務は、まずこの司令(セオドア・コーエン『日本占領革命』)を実施することであった」と言っている。その後、「日本ではアメリカでは考えられないような社会主義的な政策が展開されている」という民主化の行き過ぎが本国に報告され、その是正、揺れ戻しが始まったと言っている。それと同様なことを、二〇一六年に厚生労働省を退官したキャリア官僚香取照幸の『教養としての社会保障』(二〇一七年六月 東洋経済新報社)も言っている。

連合国の占領下だからこそできたことには違いありませんが、財閥を解体し、華族制度を廃止し、華族にも皇族にも、天皇家にも(最高税率九〇パーセントの財産税を)課税しました。一九四八年春に発表された財産税の納付番付のトップは天皇家です。天皇家は37億4300万円を治め、残りの皇室財産は国有財産になりました。…略：戦後の混乱期とはいえ、個人財産の九割を取り上げる累進課税は空前絶後、過酷なものだったと思います。しかもこの時政府が断行した施策は財産課税だけではありません。農地解放、預金封鎖、デノミ敢行、新円発行、ドッジ税制、できることはすべてやってのりきりました。

これはもうほとんど革命です。財産課税や農地解放はレーニンやスターリン、毛沢東ですら完遂できなかったほど徹底した改革でした。戦後の日本の財政政策は、社会主義革命以上の革命だったと言って過言ではないでしょう。これだけの下部構造的民主化が早急に断行された上に、賠償の取り立てが免除されれば、戦後の日本の向かう方向はアメリカに御膳立てされたようなものではなかったのだろうか。

そして、政治経済と文学とは同じスピードでは進まない。古い慣習を打ち破ろうとして生まれてくる文学は、古い習慣の中にある前向きなものとそうでないものを選び分け、前向きなものを新しいイデオロギーに接続させて育て自我主体を作り直していくから、時間がかかるし、ねじれもある。しかし、繰り返し反省され練り直された民意を土台にした歴史は、本当には進歩しない。結論から言えば、新日本文学会の仕事は、アメリカの占領革命の急先鋒にも共産党の路線変更に振り回されずに、明治以後はじめて日本が戦争に敗れた意味（民主化を強要された意味、あるいは、個人が自分の主人であり国民が国家の主人であることの権利と義務）について、文学的立場で、国民の腹の底に響くような問題提起をすることが仕事だっただろう。また、国民間、また、国家間の自立と連帯を日本人一人一人が新しい歴史を築く方向に向けていくべきだっただろう。

非転向と転向者の政治的主体性

『新日本文学会』の創刊号（一九四六年三月）で、会の発起人宮本百合子の「播州平野」と徳永直の「妻よねむれ」の連載が開始された。そして、それは日本の歴史の新しいページをめくるにふさわしい二通りの立場の文学者の、読者国民へのはなむけであった。

宮本百合子は、トルストイや白樺派の人道主義に影響され、一七歳で『貧しき人びとの群』を書き坪内逍遙に称賛されて文壇に出た。白樺派的ヒューマニズムが出来たばかりのソヴィエト滞在で具体的な形をとり、帰国するや日本プロレタリア作家同盟に入り、翌一九三一年非合法の共産党に入党した。ブルジョアの財をもって世界恐慌下の西ヨーロッパを旅するうちに、人類の未来は社会主義にありと確信した。一九三二年に宮本顕治と結婚したが、新婚二カ月で顕治は地下活動に入り、翌年検挙され敗戦まで獄中に囚われた。その一二年の間、非転向で無期懲役の共産党員の夫を支えて、自らも非転向のまま国家権力に屈せず八月一五日を迎えることができた。「播州平野」では、獄中で危篤に陥っても信念を曲げなかった数少ない歴史の道しるべ的文学者として、戦争と治安維持法の苦しみを二度と味わうことのない民主主義国家への第一歩を踏み出そうと、読者たちに呼びかけている。無傷潔白な強い自我主体を示す立場であった。

一方、徳永直といえは小林多喜二の『蟹工船』と並んで戦前プロレタリア文学運動最盛期に『太陽のない街』という歴史的小説を生んだ労働者文学の英雄である。しかし、戦争中に『太陽のない街』の絶版を宣言し、国策の線にそった小説を書いたために転向者と見なされていた^③。その戦争責任を反省し新規時直して新しい国づくりに参加するための主体的自我のありようを見つめ直したのが、「妻よねむれ」の執筆の意図であった。そして、それは、戦時中の食糧難と医薬品不足、また、階級的貧乏の犠牲者として死んだ最愛の妻（母の面影でもあった）に誓われるというかたちで私小説的小説となったものであった。

徳永は一九三二年に熊本で又小作の子として生まれ、一一歳から労働者の仲間入りをし、二六歳の時には腕ききの植字工として、また、共産党が指揮した『太陽のない街』の労働争議（共同印刷大争議）の組合幹部として重要な役割を果たした。立川文庫を愛読して独学で小説の書き方を学び、労働者階級の生活と要求の実態を描こうとした作家である。しかし、読者を感動させる小説のコツは、「小説書きとは、そんな己れの傷口をおのれであばいて、ためしてみるようなイヤなしょうばい（？）だ」と、よく知っていた。労働運動の指導者であることと家族への情愛に引き裂かれて、神経衰弱を病みながら小説を書き続けた。そして、「妻よねむれ」では、小林多喜二的英雄に成れなかつたばかりか、戦争協力に加担してしまった自分の過ちを暴いて、半生の歴史的認識の二重性（皇国史観とマルクス主義史観）と、貶められた封建的階層の中で作り上げられた「卑怯さ」「臆病さ」という自分の人格の弱さ、また、「出る釘は叩かれるという」諺を身体に叩き込まれた奴隷的主体を転向の原因として突き止めている。多分、民主主義という占領軍の大義名分の光に照らされて、初めて発見された自画像、自分と言う人間の権利（自己決定権）の発見だったのではないだろうか。戦後の徳永は「オレ、戦争中は官憲に屈したが、こんどは負けない：！」と、軒昂たる口ぶり話でしたと、立野信之の『青春物語』（一九六二年）は伝えている。そして、戦後に党員となった。

そして、徳永が戦後一番乗りで書いた封建的自我的告白とはこのようなものである。

「―おれには、かくごが出来ない」

その後、人づてに、K・Tが怒ったということを、おれは聞いている。―臆病とは何だろう？ くらい天井をみつ

めたまま、そんなときは、自分の消極面ばかりが、つきつきとうかんでくる。考えてみれば、おれは労働者として、ずいぶん若くから組合運動や争議に参加してきたけれど、共産党をわがものとして考えたことは、ほとんどない。マルクスやレーニンの云うことを、いくらか読み、いくらか信じているけれど、まだまだ、共産党がおのれであり、おのれがサーベルや鉄砲をたたきふせ、金筋やシルクハットの上にあたって、この世の中を支配してゆく共産党として、考えたことは、一度もなかった。いくらか抵抗しても、彼らの上にあたって、自分たちが「主人」となる、とは考えられなかった。工場ぐらしから、インテリゲンチヤの仲間に入ったとき、何か興奮した場面で、「いま五年もしたら、革命がくるさ」と、誰かがいうと、もうおれは、そう云った当人ばかりでなく、その座にいるみんなまで、いっぺんに赤んぼのように見えた。世知がらい世の中を知らぬ坊ちゃんにみえた。じつさい古い革命歌の文句で「きやつらがとばす自動車もーみなおれたちが血と汗の」というところは、咽喉いっばいに歌えたが、同じ聯につづく「千代田の森に赤旗たてて」と言うあたりの文句は、おれには実感がなかった。

—ずうツと昔のこと、熊本で、労働仲間と四五人で「労働問題演説会」を計画して、はじめて検挙されたことがあった。…略…背後関係もなにもない、数人の労働者ばかりの計画だとわかると、調べの係官はいっぺんに態度が変わった。「おやじの商売はなんだ？ アーン、荷馬車ひきか？」…略…「またと、こんなことするかツ」と肩をこづかれると、泥棒でもしたようにーもう、いたしませんーと、おれは眼をこすっていたのだ。あれはたしか二十のときだったけれど、この卑屈さ、臆病さは、形は変わっても、ずつとつづいている気がする……

（「妻よねむれ」十七）

佐多稲子もこの徳永の告白から十数年後に「灰色の午後」（一九五九年）の終わり近くで、二重橋近くの武漢三鎮戦勝祝賀提灯行列に混じって、「忠義みたいなのが好きな」大衆に「少々巻き込まれた」と、自分のマルクス主義史観の奥に隠れていた皇国史観を告白している。これは徳永の場合とは逆で、天皇制国家権力に共産党の組織がのつとられたような窮地においても、宮本百合子などと共産党前衛としての誇り高い新しい人間の生き方を崩さなかった稲子が、同志である夫の不倫を許しなれ合ってしまったのをきっかけに、自己崩壊を起こした後で気づかれたものである。「あ

あ、共犯だ、共犯だ、どこかでそう叫ぶ彼女の悲痛な泣き声は、官能の泣き声の中にひとつになつて怪しい勝利を挙げている。しかしその時、折江の魂の中に保たれていた大切なものは、ぱちん、と音を立ててくだけ散っていた」。この「大切なもの」とは、共産党への忠誠心であり、一体感である。川村湊の解説の言葉は、次のように言っている。

この「大切なもの」とは「わが家」党」に対する無罪性、無謬性といったものといえるだろうか。あるいは非転向の志といつてよいかもれない。「わが家」は、プロレタリアートの勝利と革命の成就を願う男女が、革命的な連帯感、同志愛によつて結びつくことを基礎として作り上げた「夫婦関係」であり「家」なのであつて、それはブルジョア的な頹廢した性関係、欺瞞の夫婦関係とは隔絶したものである（はずなのだ）。…略…折江の感じる「共犯者」の意識とは、こうした精神性に対する肉体が感じる罪であり、また、共産主義者としての性的なモラルに対する罪であり、そして何よりも、そうしたイデオロギー的な結びつきを基礎とする「わが家」を崩壊に至らしめてしまうことの罪なのである。

（解説 『わが家』という幻想』佐多稲子『灰色の午後』講談社文芸文庫）

そしてその「大切なもの」に代わつて浮かび上がってきたのが、「二重橋の上のはるか向うに自分たちとは際立った別のだれかがいる。その別の誰かに向つて群集は自分をもたせかけたいというふうに見えた」という国民大衆の天皇家民族国家への同調的感情なのである。稲子（＝折江）の場合は、明らかに民主権など考えてみたことの無い大衆の現人神信仰への退却であつた。

下層と上層からの共産主義者

「妻よねむれ」と「灰色の午後」の双方を読むと、戦前、共産党員になることが、いかに反社会的なことだったか、天皇家打倒の民主主義的な主体獲得への要求がどんなにタブー視されていたかがよくわかる。しかし、凶らずも、彼らの足を引っ張り、心の奥底で逆向きの磁場を働かせている皇国史観や天皇崇拜の感情は、もとはと言えば、四民平等、立憲主義と議会主義の開かれた国家を公約した明治維新の原点を懐かしむものだったのではないだろうか。学制が敷かれて以降、民衆も立身出世をし有為の人物になれば国政に参加できるといふ明治開明性への共感を示した母斑ではない

のか。五ヶ条の御誓文や学事奨励に関する被仰出書は、どんな貧しい境遇の家の子女であっても、学問を身につけ国家に必要な人材となれば将来が開けると、画期的な、民主主義（脱封建制）を約束したものであった。しかし、共産党に走った文学者の多くは不幸にも、将来を選択する時期になって、それが自分たちには手の届かない約束だと知らされて、徹底してラディカルな民権を求めるに至った人びとであった。それでも、尋常小学校時代に植えつけられた開明的国家の理想と信頼、明治天皇への恩情といったものは、近代国家の原点として彼らの胸の奥に焼き付き消えることはなかったのだろう。『太陽のない街』の「仮面をはぐ」の章にも「この自由平等の聖代」という言葉が見える。立身出世の夢の挫折の反動の強さが大正デモクラシーの勢いに乗って、その当時最先端と考えられたマルクス主義という民主主義に行き着いたのである。少なくとも、彼らの世代は親が行けなかつた尋常小学校へほぼ全員が就学でき、現実の日本帝国がアジアに領土を広げるありさまをつぶさに見、また、記号的創造世界も獲得することができた。しかし、大日本帝国が華々しく領土を拡大していく一方で、日本の近代化が下隅の階層の人びとに重い負担を押し付けて都市のブルジョア化を押し進める構造も明らかになった。だから、彼らは高野辰行の学校唱歌「ふるさと」の詩（一九一四年、文部省唱歌 六年生用）を現実の人生の目標として声を張り上げて歌ったにもかかわらず、夢は破れたのであった。

いわば、徳永や佐田稲子、壺井繁治や栄、黒島伝治などは、明治の開明的人材登用から取り残され疎外された青年たちであった。彼らは明治国家の民権・民主主義への許容度が限界になった後の、遅れて来た青年たちである。明治四〇年代半ばから大正にかけて就学率が一〇〇パーセントになった時代の、貧乏や僻地の尋常小卒の優等生であり、官費の江田島の海軍兵学校や師範学校に進む立身出世の道を目指しながら、石川啄木4のいう『時代閉塞の現状』（一九一〇年八月）に遭遇し国家に欺かれてしまった一群なのである。一八九八年に小豆島で生まれた黒島伝治は、その不満を何かにつけ「田舎では阿呆くらいみたいな奴が、大学どころか中学をでたくらいで、威張りくさるからなあ」といったところである。しかし、尋常小学校で文字や数字を習ったこの世代のものを考える能力、明治の学校教育の成果は、民主主義のマキシマムを追及する思考の源勢にもなっていたのである。

また、日露戦争後の財政難から独占資本と軍閥のタイアップに国家が傾いていく、彼らはそれに反対する第一次護憲

運動に出くわした世代でもあった。

ところで、徳永や佐多など、虐げられた近代日本社会の底辺から立身出世コースの機会均等を要求して共産主義に近づいた一群とは別に、上層階級の華族や新興ブルジョアの秀才の中からマルクス主義に近づいていった一群がある。彼らマルクス・ボーイの大半は、ロシア革命などの世界的流行にかぶれたエリート層の青春の火遊びだと、いまだに見る向きもあるが、果たしてそうであろうか？ プロレタリア演劇の拠点、築地小劇場や新築地のために爵位も財産もなげうって非転向を貫いた土方久敬（与志）伯爵や、京都学連事件と不敬罪を逆手にとり辞爵し共産党に入党した若き日の石田栄一郎男爵の人道主義、「働らく人こそ尊厳なのだ、自分たちのように、安易な生活にもたれかかっている人間こそ、怯ずべき存在なのだ」（浅見雅夫『反逆する華族』一章）という生真面目な自己批判をも、青春のはしかとひとくくりに見て良いものだろうか。また、国家官吏のエキスパートを養成する東京帝国大学新人会（第二次）が、共産党幹部の人材供給源だったことを考えてみても、国政に無関心な高等遊民の革命ごっこなどではありえなかった。昭和の新興財閥理研コンツェルンの御曹司（大名家華族、大河内正敏子爵の嫡男）大河内信威（＝小川信一）が日本プロレタリア文化連盟書記長、共産党員として再度検挙され、一九三四年に転向した後も、日中戦争中、理研グループの持ち株会社（富国工業や理研工業）の取締役として、思想犯の失業救済に当たったことは、あまりにも有名である。戦後、構造改革論の主唱者として有名になった経済学者の井汲卓一や栄の夫の壺井繁治も彼にかばわれたのである。大河内信威は中野重治の青春回想記『むらぎも』に出てくる侯爵家御曹司沢田豊彦のモデルであり、東大新人会のパトロン的存在であった。谷中清水町の新人会合宿所は彼によつて提供された大河内家の持家であった。特高警察も遠慮する華族の御曹司をパトロンとした新人会会員の活動は、信威の「ノブレス・オブリージュ（貴族の義務）」が天皇に向わず、労働者大衆に向かったものであった。このように、大正末から昭和前期の恐慌と侵略戦争の始まりの時代、華族やブルジョアという特権階級の若者の中から、高等遊民の生活への後ろめたさや恥ずかしさを自己批判する共産主義者が多く輩出され、下からと上からの民権的欲求は手を結び合うことになったのである。本来、「皇室の藩屏」として天皇を守るはずの華族から天皇制国家を否定する共産主義者が多数出たことは、明治以来の天皇制の根幹が揺らぎ始めたことを意味する。

そして、「赤化」した華族やブルジョアの秀才たちは、敗戦後の大衆民主主義国家を予見していたと言えるだろう。戦時統制経済の立役者でA級戦犯になったあの岸信介でさえ、東大在学中に『資本論』やマルクスとエンゲルスの往復書簡などを読んだという（『岸信介証言録』）。

観念的なことが苦手な嫌いであった壺井栄が、「洪民村へゆく」（『新日本文学』一〇巻八号）や「ハモニカと馬車と啄木」（初出未詳）で啄木の影響を語り、占領下の新日本建設を目指す中、「ああ 民主戦線結成のその叫び／あなたの叫びは救国の合言葉となって人々の心にこだまする／あなたは国の宝 救国の星／あなたの叫びはこだまして人びとの胸に響く／あなたの年齢は百年の歴史を重ねつつ その声は千年の真理に通ず／新たに生まれんとする民主日本と共にすすむあなたの声／あなたの声はとこしえに若く人々の心から心へとこだまする／暁の明星のごときその声」（「こだまー尾崎氏に寄す」『月刊読売』一九四六年五月号）と、〈憲政の神様〉尾崎弴堂への讃歌を歌ったのは、共産主義に走ったこの世代の人びとの民主化願望を代表したようなものだろう。

二 壺井栄の戦後民主主義文学

女性の解放をめざした文学

さて、コメも採れない小豆島の半農半漁の貧乏人の娘から、戦時中に左翼的プロレタリア女流作家の地位を獲得した壺井栄は、敗戦後、どんな民主主義文学を展開しただろうか。困っている人に手を差し伸べずにはいられない、そして、困難な環境の中でこそ、人は強く団結し合えると信じているこの作家は、国民が飢えや国家の存亡や社会秩序の変革におののく占領下で、戦争犠牲者への救済と同情を忘れることなく、新しい民主主義国家建設の担い手として働かなければならなかった。仕事も結婚も自分の一存で決めた栄にとって、女性解放問題は自分自身の生き方の問題としてあり、文学的出発の時代以来の深い関心事であったから、婦人参政権を認める新選挙法を喜び、一九四六年暮れには、宮本百合子に頼まれて、「社会全体の向上というひろい見地から婦人共通の福祉を」（趣意書）目めざす婦人民主クラブの組織づ

くりや広報を手伝った。満州国が成立した年に夫のマルクス経済学者櫛田民蔵を亡くすと職業婦人となって子供を育て上げ、戦後は婦人民主クラブの中心人物として女性解放運動に尽力した櫛田ふきの、戦時中でも親子で恋愛や自由結婚の問題を遠慮なく話し合えた家庭をモデルにした「めがねと手袋」（『革新』一九四六年四月）や「紺の背広」（『西日本』一九四七年八月）などが戦後の日本人女性が向かって行ってほしい方向として、まず、押し出された。新旧女性道徳の入り乱れる巷で、女性の生き方がどのように変わっていくかを小説で具体的に示すことは作者の心が躍る仕事であり、読者や出版社から最も要望されることでもあった。

戦時中、知恵遅れの弟の後見人として婚期を逃がした旧家育ちの小雪の家制度に縛られた生き方を、満州から引き揚げてきた積極的な従兄の未亡人が解き放ち、年齢や地縁に囚われない結婚への冒険に駆りたてていく話「白いリボン」（『社会圏』一九四八年五月）、結婚しても共働きを続ける共産党の若い女性に、昔の家制度的結婚から抜け出そうとする一組の男女が影響を受ける話「青い季節」（『全通新聞』一九四八年六月〜一二月）、また、「嫁」（『風雪』一九四九年六月）も、戦後インフレのドサクサの中で、生きよ、堕ちよと、ヤミ屋となり、金も男も自由に操る逞しい女の新しい生き方をつかんだ旧職業軍人夫人と、四人の子供と共に舅に養われ、貞操を監視される古い良妻賢母型の戦争未亡人を対比的に描いた秀作である。そして、「羽ばたき」（『婦人倶楽部』一九五〇年一月）や「からかねの樋」（『別冊小説新潮』一九五一年一月）は、敗戦によって解禁される男女の自由な結婚を待ち焦がれながら、古い家制度の犠牲者として人生を葬られた男女の苦渋の人生を描いている。

中でも封建的女性差別の重圧を最も強く受けた妾や売春婦たち母子の日の当たらない人生に、榮は日中戦争前後から深い理解と同情をもっており、「縁」「坂下咲子」「うつむいた女」（『小説新潮』一九四九年七月）「晒木綿」（『新日本文学』一九五〇年一月）「麦の花」（『週刊朝日』一九五一年九月）などで繰り返し主題化しているが、「屋根裏の記録」（『中央公論文芸特集』一九五〇年一月）は、その集大成と見られる傑作である。直接には「うつむいた女」を土台としている。戦前、「私生児」の酌婦がまた「私生児」を生み、母子が生きていくために男の慰みものの商売から足を洗えない地獄を描いている。裁縫女学校へも行った商売上手の女将の一人娘のコウでさえ、父なし子であることに変わりが

ない。好きな男との間に出来た子供を「誰の子か分かったものでない」と、男にうそぶかれてしまった。男に未練を残しながらも、コウは子供を自分と同じ私生児にしたいくない一心で、「婚姻届と同時に多可史を認知してくれた」小さな鉄工所を営む男と無条件に所帯を持つ。しかし、親子三人の家庭のささやかな幸福も戦争に飲み込まれていく。息子が徴兵され、夫の鉄工所も軍需工場に転換されて灰燼に帰した。しかし、コウは、ただ一つの望みの多可史の戦死を知ったとき、「女の悲しみをねじ伏せるような生き方で押し通した母の生涯を納得した」。母も弱い者が踏み台にされる世間の当たり前に抗い続け、ねじ伏せられて死んだのだと。では、誰が弱いものを踏み台にして作られる世の中の頂上にいるのか？

「屋根裏の記録」は、「飲み屋の娘であるために、飲み屋の女の父なし子であるために信用されない貞操、その女の経歴の悲しさゆえに我子までを侮辱する男というもの、何と都合よく責任のしがたができてやすく男は生まれついているのだろう」と、改正民法以前に「ひめ」と呼ばれ「高貴な呼び方でどん底にいやしめ」られてきた接客業の女たちの金と法の管理でがんじがらめにされた生活、そして、その女の子供たちが生まれながらに被った人権差別を真っ向から批判している。ところが、とつくり握りの「ひめ」たちを搾取している女将の思いがけない人助けが、この作品の幅を広げ、リアルな蟻地獄の人情世界を構築している。もとは赤十字の従軍看護婦でありながら、なぜか今はお尋ね者になった女の身の隠し場所となり、貧乏で嫁の来てもない堅気の漁師に、好きあつた酌婦の前借を二度の分割払いにして請けださせるなどの粋な計らいもする。社会のどん底を這うもの同士の人情の機微がさりげなく描かれている。しかし、テーマは、嫡出子でない子供も認知し扶養しなければならぬ男の義務に甘かった戦前民法の誤りを、ヒロイン、コウの半生を通して鋭く突いている。そして、日本の人権差別と侵略戦争の根源を、酌婦はるみに「生れはもう、自慢やないけど、天皇陛下（大正天皇）と同じや。八月三十一日。」と言わせて、シニカルなユーモアを漂わせている。

男女同権の時代が来ても、戦争に夫や子供を奪われた悲しみが癒えず、前を向いて生きられない女たちへの同情も、栄は忘れていない。「みやまははこぐさ」（『週刊家庭朝日』一九五六年九月）や「尾花」（『週刊家庭朝日』一九五六年一二月）で、妻子ある男性と心中をはかったり、精神に異常をきたした気のどくな女性たちを描いている。

子供の人権を守る文学

栄は、そのような女性解放を目指した小説群と絡めて、一九九四年に日本も批准したユニセフ「子供の権利条約」

(①生命・生存及び発達に対する権利 ②子供の最善の権利 ③子供の意見の尊重 ④差別の禁止) を先取りするような小説や童話類を書いている。栄夫婦は先天性視覚障害を持つ姪の発代を物心両面で支えてピアノ教師として自立させ、又甥の戦災孤児岩井右文、また母を失う形で生まれてきた姪の林真澄を我が子として養育し養子縁組をして法律上の親にまでなった。生まれながらに親と死別したり、障害を背負った子供たちへの同情には並々で無いものがある。血縁関係でなくても、箱根の小涌園で働いていた一六歳の東京大空襲の戦災孤児・笹春子を自宅に連れ帰ってマッサージ学校に通わせ、二年後に独立させた例もある。「雨月八日」「まめちゃん頑張る」「松葉牡丹」。婚外子にも親の財産が均等に分けられるようになったのが戦後の二〇一三年であることを思えば、栄夫妻の人間の平等観の徹底とそれを願う心の篤さには、感嘆しないわけにはいかない。自分の生存条件の一つさえ選べず生まれてくる子供たちが、なぜ生まれながらの社会的不平等や差別を背負わされなければならないのか。この問いは、栄や繁治の共産主義的人間観に強く負うものである。特に、戦後の童話のほとんどは、子供の人権啓発と戦争のために不幸な目に合った子供達への励ましに焦点が当たったものばかりである。戦前の轍を踏まない新しい日本を目指して、「これからの年を、だんだん子供のための文学に捧げようと思つて言います」「私が世に出るまで」「新女苑」一九五四年一月)と発言している。一九五一年の児童憲章制定会議のメンバーでもあった栄ならではの仕事である。例えば、原爆で家族すべてを失つたり(「石臼の歌」、父親が行方不明であったり死亡したり傷痍軍人に成つたり(「母のない子と子のない母と」「八津子」「ヤギ屋のきょうだい」「木の上でおるすばん」「金太郎」「たるおけ病院の看護婦」「あしたの風」「窓から見えるお父さん」、引き揚げ家族や罹災家族の一員であったり(「小さなだるまさん」「ろう石」「坂道」、子供自身が栄養失調で死んだり(「あたたかい右の手」、母親を失つたり(「おべんとう」、戦時中の用水池に落ちて死んだり(「おたまじゃくし」、である。だが、生き残った子供たちは家族と力を合わせて生活の立て直しに挑んでいる。そして、改訂版「柿のある家」

「坂道」「母のない子と子のない母と」の三冊が昭和二六年度の文部大臣賞の対象となった。「罹災もしてゐなければ兵隊にも引っぱられたわけでもないのに、何故まるで我こそは戦争被害者の雄なりと言った顔をいつもしているのか。栄夫人だけでなく繁治氏だって戦争中という詩を書いたか知る人は知っている。」（十返 一「雑誌小説評」『文芸時評八号』一九四六年五月）と、物事の表層しか読まない同郷の批評家に叩かれもしたが、壺井夫妻は、太平洋戦争が引き起こされた原因には、古い憲法や民法の中に厳然とあった国内外の人間（子供を含む）に対する人権差別が深くかわつていたことを重く見、平和と民主主義の使徒的役割を普段の生活の中で実行したいと思つていたのである。あのシャイで知られた栄が私小説的な家庭小説の中で活躍するモデルの自分を「作家」（「戦争がくれた赤ん坊」「妻の座」）、「童話作家」（「お芝居」）、「女流作家」（「右文覚え書」）などとはつきり打ち出すようになったのは戦後のことであり、現実と虚構の距離をちぢめて、反省的英知で人権差別と戦争を克服する表現者として立とうとした覚悟の表れと見られる。繁治は関東大震災下の朝鮮人虐殺をつぶさに体験し、夫妻は小林多喜二を虐殺した治安維持法下の共産党弾圧の非人道的抑圧をまざまざと体験したのである。また、天皇の署名捺印のある「作戦要務令」で俘虜になることを禁じられ、兵糧は現地徴収を建て前とされた日本兵が、略奪、虐殺、強姦、敵の俘虜への残虐行為に及ぶことは、軍上層部が日本兵を弱肉強食の鬼畜道に追い込んだも同然と見ていたにちがいない。国家権力によって国民を非人道的な侵略戦争に駆りたて、しかも、日本は、中国や朝鮮、東南アジアの国々に日本の言語、言論、思想を一方的に押しつけた。栄夫妻の戦争観は一九三〇年代から四〇年代にかけて非国民としての人権蹂躪（生活権の剥奪、言論・思想の自由の剥奪）を受けた共産主義者の立場からのものであり、女性と子供の人権論は、戦前の儒教道徳「女子と小人は養い難し」に栄が反発し新しいモラルを求めていた結果のものであろう。

壺井栄の戦後民主主義文学のテーマにはすでに述べたように、①従来からの女性解放の視点をアメリカの民主主義政策を援軍として推し進め、腹の底からの女性や子供への差別撤廃を吐き出した小説群、そして、②戦争のために不幸になった子供を励ます童話類と、又甥（長兄の孫）にあたる戦災孤児右文を一九四五年一〇月から家族に迎え入れて養育し、戦争が罪なきものを不幸に陥れた罪を栄流に受け止め、戦争を抑止できなかった責任を抱え続けたテーマの小説群

である。③「秋蒔きの種」(『女性ライフ』一九四六年一〇月)「渋谷道玄坂」(『東北文学』一九四七年五月)「妻の座」(『新日本文学』一九四七年七月〜一九四九年七月)「宿根草」(『婦人』一九四八年一月)らの、徳永直の後妻になって二カ月後には追い出された妹シンの離婚に係る栄や徳永の古い結婚観をえぐる暗く深刻な小説群も、本来は、共産党員徳永の深い包容力と指導性によって足りないものを補い合う、あけっぴろげな和気あいあいの労働者家族、戦後の民主主義的家族の一典型になるはずのものだったと、思われる。例えば壺井家の家族は、夫婦と妻の姪と又甥で構成され、妻が稼ぎ手のおかあさん、夫が妻のマネージャー兼大黒柱のお父さん、成人した姪が家事育児係りのお姉さん、又甥が「ほんそ(本尊)」の子供で、時にはアカの他人も同居する、不幸な子供の明るい成長を喜び合う雑居家族である。その向こうを張る新しく自由な労働者家族の形が徳永に期待されていたと思われる。少なくとも、栄は田舎の因習から逃れられず四〇才まで独身の小学校教師であった妹シンを、徳永なら幸せにしてくれると、期待を込めて結婚させたのであった。

壺井栄の政治的立場

反戦の願いを秘めた右文の成長記録の物語に話を進める前に、五〇年問題前後の壺井栄の政治的立ち位置について触れておこう。賀茂道子の『ウォー・ギルト・プログラム(GHQ情報教育政策)』(法政大学出版局 二〇一八年)によると、①昭和天皇の「人間宣言」によって新たな天皇制への地歩が固まったこと、②公職追放によって、原爆投下を国際的非難にまで高めて国体護持を図ろうとしていた保守勢力が後退したことで、GHQが融和路線へ舵を切った一九四六年一月がメディア政策を含む占領政策全体の大きなターニングポイントだったと指摘している。そして、それ以後は、大日本帝国憲法下での天皇制の存続を目論む保守派への牽制役として利用されていた野坂参三以下の共産党員らはメディアから遠ざけられたという。様々な調査で日本国民の多くが穏健な天皇制を望んでいることが分り、軍国主義的思想を排除した民主主義国家再建の道筋が見えて来たからであるという。また、時を同じくして、世界規模の東西冷戦の緊張から日本を反共の砦とするアメリカの必要性が生まれ、いわゆる逆コースと呼ばれる対日政策が始まった。一九四七年

一月にはマツカサーの政治顧問アチソンの反共宣言、二月にはゼネストの禁止声明が出された。そして、朝鮮戦争が勃発した一九五〇年六月にはレッドパージが開始され、七月には警察予備隊も設置が司令された。一九五一年九月には社会主義国を除く西側諸国との間で太平洋戦争終結のためのサンフランシスコ講和条約が締結され、アメリカとの間に、講和後もアメリカ兵の日本駐留を認める日米安全保障条約が結ばれたのである。

壺井栄の占領下の作品を注意深く読むと、CIE（民間教育情報局）からも国民からも好感されていた野坂共産党とGHQとの蜜月の始まりと終わりを、機敏にとらえている。一九四五年一〇月の政治犯釈放命令で出獄した蔵原惟人や西沢隆二描いた「表札」（『思潮』一九四六年三月）や「地下足袋」（『民衆の旗』一九四六年二月）、戦後の天皇制の在り方や日本国民の食糧が侵略戦争に依らずにまかなえるかななどを民衆が討論する「嫩草日記」（『婦人春秋』一九四六年三月）、また、栄に人生のアドバイスを与えた思い出深いキリスト教の巡回伝道師の話、「明治の末期から昭和の始めにかけて、瀬戸内海の島から島へ村から村へと年がら年中夢と理想を積み込んで、終点のない航海をつづけていた」ピツケル船長の福音丸の思い出「人生勉強」（『モダン日本』一九四六年五月）などを書いている。「人生勉強」などは、日本にキリスト教を広めることを考えていた占領軍へのへつらいがあったかもしれない。栄も、占領期初期にはアメリカ民主主義時代の到来を歓迎して人並みにその喜びを描いていたのである。シンパの栄にしても、治安維持法による不当弾圧を被った戦前の共産党員たちにとっても、資本主義か共産主義かの政治経済体制の選択以前に、軍国主義の排除、民主主義的人権思想を根づかせる政策を歴史的急務としていたと思われる。そして、それは、アメリカ側の日本民主化プログラム「ウォー・ギルト・プログラム」の初期の目標と重なった。しかし、レッドパージや朝鮮戦争がおこった一九五〇年十一月の「木かげ」（『展望』）には、栄は、無邪気にじゃれている隣家の飼ひ猫を垣根越しに銃で撃つてまともに謝りもしない士官学校出の若者に「朝鮮戦争が永引いたら、戦争にゆくから、結婚どころでない」と、言わせている。警察予備隊の創設（再軍備）に馳せ参じようとしている保守派の若者の猛々しさに、戦前の軍国主義復活を懸念している。そして、それが一九五一年には現実となって、単独講和条約と同時に日米安全保障条約が締結され、日本は国連軍（IIアメリカ軍）の要請で機雷特掃隊を出し、戦時物資の輸送を引き受け、さらには公職追放を解除された旧陸海

軍佐官級が指揮する重装備の警察予備隊を持つことになった。そして、朝鮮戦争にアメリカ傘下の国として協力する日本政府を批判しながらも、アメリカ国連軍と戦う北朝鮮、中国、ソ連の社会主義陣営を武力闘争で応援する側には廻らなかつた壺井栄は、日本共産党国際派（反主流派）に近いシンパであつたとみていいだろう。栄の一九五一年四月二十七日の日記にはレッドパージされた甥の戎居仁平治に関して、「就職の関係で脱党の意向を相談される。賛成はしたものの、感慨の浅いのは不思議なほど。動けば除名、従えば不満、除名されても心に響かない党とは、やっぱりつらいことだ」とあり、繁治に関しては「相変わらず『平和』のために出かける」と、ある。また、国際派であつた宮本百合子の没後（一九五一年一月二三日 髄膜炎菌敗血症で死亡）に新日本文学会の主流派の人びとに対して「Mさんは一歩もゆずらぬあの激しさで、世界の平和と日本の独立のために最後までたたかってきた人だと思えます」（『ピアノ』、『別冊文芸春秋』一九五二年八月）と言っている。栄の最も親しい友人の佐多稲子も、党上層部の分裂に対し統一を求める意見を表明したことで除名処分にあつてゐる。後に佐多は「溪流」（一九六三年）の中でこう書いている。

このときの日本の状態の中で、党が内部闘争に追い込まれていることは、単独講和と日米安全保障条約を結んだ勢力にとって好都合なことではなからうかというおもいが消えなかつた。旧軍人と元特高関係の追放が解除され、日本の再軍備が、米軍の長期駐留の下ですすんでいた。戸締り論などが一部に通用している。こういう中で、党主流派の山村工作隊というような方針でいいのであろうかという疑問が友江には強い。

幼い右文におもちゃのピストルさえ禁じた栄の心情は、どのような戦争であれ、戦争はもう二度と御免だと、いうものであつただらう。それ以後の日本の反動化についても、栄は「もの言えぬもどかしさ」（初出未詳）で、戦後、言論の自由が保障されたのに、又しても「秘密保護法だの、教育二法だのと、…略…国民をだまらせる法律」ができ、「原爆使用を支持する」「日本人」も現れ、国民の大部分が願っている平和な暮らしとは別の方向に日本が動かされている、と憤慨している。この憤慨から、もう二度と戦争はイヤと思わせた日中戦争、太平洋戦争の記憶を忘れてはならないと国民に呼びかけたのが、「二十四の瞳」なのであろう。

そして、見逃してならないのは、占領軍の政策変更やコミンフォルムの平和革命批判のはるか以前に、壺井栄はアメ

リカが最も恐れていた原爆投下への非難を童話「石臼の歌」（『少女倶楽部』八月―九月合併号 一九四五年九月一日）で書いていることである。GHQ本部が日比谷の第一生命ビルに設置される以前に、少女読み物として被爆を初めて取り上げた。小豆島の祖母の家に疎開した翌朝、広島への原爆投下で家族全員を失った少女瑞枝の悲しみと、島の家の子供になつて残された命を大切に生きよ、と慰め励ます伯父一家の温かさを描いている。この作品が童話集『十五夜の月』（一九四七年七月）に収められる際、プレスコード（占領軍批判）に引っかかつて、原爆で両親を亡くした瑞枝と血縁を失った祖母一家の悲嘆にくれる記述が田舎の盆の行事を喜ぶにぎやかさにくるめられた記述に改作されている。いわば、日本の民主主義化のために、国民に知らされていなかった太平洋戦争の事実を暴き、日本軍国主義の侵略性や、ハーグ陸戦協定およびジュネーブ条約違反の俘虜虐待や住民虐殺の実態をメディア（新聞やラジオ）で国民に知らせ、普遍的な人権、人道についての再教育を行った占領軍自体が、勝者の敗者に対する特権で、原爆という戦争犯罪を堂々と隠匿した。その事実には栄は直接触れたのである。原爆の破壊力を知りながら戦争終結の切り札として原爆を投下し、検閲で隠蔽したことを、壺井栄は、黙って批判するほかなかったが、アメリカ民主主義の一面の非人道を憎まずにはいられなかった。原爆投下によって日本の民間人の大人や子供がこうむった戦争被害を思い、戦争当事国はどちらも国民の言論の自由を奪い、非人道的で「戦争の有罪性」を免れない。償わなければならないと、強く思い続けたのである。

戦災孤児右文の成長記録

ところで、「石臼の歌」は、広島の子供の原爆災害を漠然と描いたものではない。広島とは栄の長兄が残した家族、岩井一家が住まう土地であり、栄が引き取って育てることになる右文の父方のふるさとであった。甥の典と卓は、幼い時の数年、結婚前の栄が母親代わりとなつて育てた濃い間柄である。未亡人となったそこひの義姉が、子供達との生活を担うために鍼灸マッサージ師の資格を取る間のことであった。そして、その広島の岩井家の人々が原爆で亡くなるようなことがあれば、ジャーナリストの父（卓）を失った右文は、母親以外に身寄りがなくなる。そんな心配で心を痛めながら「石臼の歌」を描いたと思われる。幸い広島の義姉と典家族は生活の資財は焼いたが、命拾いをした。ところが、

右文の母親が、一歳になったばかりの息子を残して栄養失調とチフスのために横浜で死んだ。それで、栄夫婦は母方の親類をたらい回しにされていた右文を横浜から自宅へ連れ帰らざるを得なかったのである。その経緯は「一粒のぶどう」(初出未詳)、「めみえの旅」(『小説新潮』一九五一年四月)に詳しい。「石臼の歌」は、栄が兄の遺族を気遣って書いたものであり、右文の運命とも深く係っていた。栄にとつて原爆の被害が他人事でなかったのは、「夏の花」の詩人原民喜のために追悼文「曇り日」(『日本評論』一九五一年五)を書き、GHQの報道規制の中で「屍の街」「人間檻樓」を書いた被爆作家太田洋子の物心両面の支援を長く続けたことでも窺える。

さて、どんなに発育不良の子供であろうと、親なら生かすことに手を尽くすであろうと、四六歳の栄と繁治が親代わりを引き受けて引きとつたのが、満一歳になったばかりの戦災孤児で又甥の右文(長兄の孫、一九四四年九月一日生まれ)であった。母親の命と引き換えに生まれてきた姪の真澄や先天性白内障の戎居発代を放っておけなかったのと同じ心持で、毎日のミルク代と栄養注射代に家計を破たんさせながら、「日かげの草も時がくれば花が咲く」と、栄流に戦争が無垢な子供に犯した罪を償い始めたのが敗戦の年の一〇月であった。右文の心と体に残る戦争の傷跡(飢餓感や胃腸障害、癩癩持ちの性格)を胸の詰まる思いで見つめて記録し、それが彼自身の成長する力と壺井家族の愛情とで、普通の子供に近づいていく経緯が物語風に記録された。それは、明星学園小学校へ上がるまで続いた。更年期障害や妹の離婚などで健康に自信を持てなかった栄が、右文の母親とほぼ同年令になった姪の真澄の協力を得て、遅ればせな右文の乳児期、幼児期、幼稚園期それぞれの課題と向き合っていく戦災孤児の成長の記録である。作品で言えば「一つ身の着物」(『平凡』一九四五年一二月)「戦争のくれた赤ん坊」(『婦人倶楽部』一九四六年二月)「若い乳房」(『女性線』一九四六年二月)「北海道の花」(『新女苑』一九四七年一月)などを始めとして、「たからの宿」(書き下ろし 一九四九年三月)「日が照り雨」(『女性改造』一九五〇年十一月)「一粒のぶどう」(初出未詳)「めみえの旅」(『小説新潮』一九五一年四月)「朝霧」(初出未詳)「右文覚え書き」(『P・T・A』一九四八年五月〜一九四九年三月)「たんぼぼ」(『婦人民主新聞』一九五二年二月三日)と続いていくシリーズである。「大根の葉」以来の、手術を重ねて視力を回復し、ピアニストを目指すようになる克子の成長の物語が戦前の栄のメイン・ストーリーなら、戦後のそれは、壺井家に

引き取られた栄養失調の戦災孤児右文の成長の物語ということになるだろう。

右文を連れ帰り、その日のうちに医者に連れて行って言われた言葉がこうであった。「かわいそうにね、戦争のぎせいで……もう四五日もおそかったら、助かるかどうかかわからなかったですよ」。「完全な栄養失調ですよ。これがむくむところまでゆけば、もう駄目、やせているのがまだ見込みのあるところですよ。なんでもいい、うんとたべさせて、いやになるまで食べさせてごらんさい。飽食療法です」。そして、「その青黒くやせたしぼんだ顔を見て、私は、ドイツの反戦画家ケーテ・コルヴィッツの画をそのままに思い合わせ」た。右文が父から与えられた「文学を尊敬する」と言う意味の名前、そして、「母と子の栄養までも戦争の方に集中された」ことへの「若い母の激しい抗議」に思い入りながら、「年とった第二の父母は、父母としての責任に鞭うっていった」（「右文覚え書」というのである。しかも、右文は心の発育も退化していたようで、幼児本来の表情の豊かさや好奇心もどこかへ置き忘れていたようであった。

泣かず、笑わず、物言わず、ただ餓鬼のように食欲だけの旺んな幼児。くまどったようにかげりのあるくぼんだ眼、老人のように黄色くたるんだ皮膚、蒼白な唇、尖ったあご、……略……誕生がすぎても立ち坐りも出来ない右文は寝かされて食べた。食事を与える者にだけ親しみを見せ、あとは縁無き衆生とばかりに憂うつな顔をしていた。それはまるで孤児となった自分の境遇を知っているかのような表情でさえあった。

（「北海道の花」）

ところが、二歳になる一月ほど前、いざつてばかりいた右文が突然歩き始めた。

右文はひよろひよろした足つきではあるが、ひよこひよこつと、足早に六七歩交わして正子の胸にとびついてゆき、きゅと笑った。それはいかにも嬉しそうだった。その夜はもう大変な騒ぎだった。歩きつかれた右文がぐっすり寝入ってしまったあとまで、私たちは興奮していた。……略……あんよはめきめき上達して三日もたつと、ぐるりと回れば十間もある廊下を一気に歩けるようになった。……略……そればかりではなく、口の方までが急に上達して、いつものまにか大人の言葉を取り入れたりして意思表示をするようになった。

（「北海道の花」）

そして、最初は母親の遺言にほだされて心の準備も無いまま、「わが家」に連れ帰った赤ん坊であったが、満三歳にもなると、体はひ弱なまま「彼の知恵の芽生えは、私たちを笑わせ、考えさせ、感動させる」ようになった。「困惑と

憐憫は希望と愛情に」（「日が照り雨」）変わっていった。一つ年下の隣のカツ子ちゃんと、おかあさんゴッコをして、おなべの中でうどん粉と泥んこをぐちゃぐちゃに混ぜてパンの生地づくりをしたり、敷居の上に下駄箱にしまつてあつたよそゆきの履物を一〇足も一列に並べ、その上に泥んこを山盛り積ませて貨物列車に仕立て、機関車は沈丁花の小枝で煙をモクモクと吐かせるといった見立て遊びに熱中したりである。右文の自我の発達は遊びの想像力の中で羽ばたいていく。そして、子供の想像力の世界と大人の生活の便宜が衝突したあげく、大人のおかあさんたちは「子供にとっては治安維持法」の「押入れだね」を仕方なく言い渡す。しかし、ソーメンを「ひとりずつかまえる」と言い、「パンツがこぼれた」という子供の切実な詩的表現に「私たち」家族は感動する。

幼稚園に通うようになると、一人っ子の自我はめきめき増長し、母が「今日は仕事なんだから静かにしておくれよ」とかまつてやらないと、わざと七八人の友達を連れてきて座ぶとん列車で家中をかけめぐり、ヤクザことばで威嚇して、怒った母親に力任せに尻をぶたれる。また、「金銭で物を買うことの興味」に引かれて、幾度か家の金を持ち出し、お宮さんの賽銭箱に細い手を突っ込んだりして、家で禁じられている鉄砲のおもちゃやガムやキャンデーやメンコを買い、K子ちゃんと分けて秘密のアジト（「ヒミツカ」）に隠した。それがバレたとき、母親の感情は爆発して「馬鹿！出てゆけ！うちの子にしない」と激しい声で怒鳴った。右文は「もうしません、本当にしません」と大声で泣きながらまとわりついてきて離れなかつた。家族や社会のルールを習得するために母と息子はしばしばこんな修羅場を繰り広げながら、ますますきづなを強めていく。そこには、ちよつとした嘘も泥棒の始まりと、心配で頭に血をのぼらせる普通の母親の常識とともに、金でものを買う欲望も、「ヒミツカを作ろうとした六歳の子供の心理も」、「大人の世界への背のび」をしたい「人の子の知恵の芽生え」ではないか、誰も一度は通る道ではないかと、自分たち大人の通ってきた道筋を振り返りつて考える度量の広い母心があつた。危険な遊びを通して子供は大人社会に分け入っていく。右文と二人三脚で、野放図に伸びようとする子供の自我を社会的自我へと誘導する人生の先輩としての母親がそこにはいる。だからこそ、もう来年には小学校へ上がる右文のために、戸籍上も親子になる手続きを進めていく。広島の祖母への「めみえの旅」もその一環である。生い立ちの事実を右文に知らせた上で、今は、「一つ家に、父母と呼んで暮らしている私たちの姓

が異なっていることの不便、そこから巻き起こるかもしれない複雑な憶測、そういう不必要な思いをお前さんにさせないために、入籍しようと考えたのだ」（「一粒のぶどう」）。もちろん、大人になって自分の意志で元の籍に戻りたければ、そうすれば良い。自分の考えで自分の人生を築くために、「出来る限りお前に真実を知らしてゆきたい」と、第二の父母たちは右文の人格への愛情と敬意をこめて、養子縁組をした。真澄とも意志を確認して同時に養子縁組をしたのだ。そして、「ふまれて、にじられてお前たちは生きのこったのだぞ。ふまれてもにじられても、お前たちの苦労を再びくりかえさぬために、生きていくんだぞ！」（「たんぽぽ」）と、エールを送った。

実際、右文は「たからの宿」一家の「ほんそ（本尊の小豆島方言）」として大切にされ、家族の愛情を独り占めして育てられた。父親はライターを二つも壊され、「懐中時計も腕時計も置時計も、一度はみんな右文にこわされて」も「知識欲のあらわれだからね」と、寛大であり、母親は「生みもしないのに」育てる楽しみが与えられたと恩に着ているし、実質的な養育係の正子は母親と死別した自分の運命と瓜二つの弟がいとおしいばかりで、叱ることさえできない。しかも、祖母と呼ばれる方がふさわしい第二の母は、どんなに右文を可愛がっても、「摩擦を好む子供の自然さ」を満たす兄妹を作ってやることはできないし、健康の都合でまた彼を手放さなければならぬかもしれないという負い目を持ち続けている。その負い目も手伝ってか、ブランコも砂場も自転車も右文のいうままに与えられた。栄に愛された「大根の葉」シリーズのヒロインのモデル、姪の発代でさえ、「ピアノの稽古で、自分には早朝練習を欠かさず実行させ、厳しくしつけた伯母が、どうして右文にはあんなに甘かったか、と不思議が⁶」った。実際、目の悪い発代が芸で一人立ちする道を決めた一二歳の時に買い与えられたピアノが、「一種のきまぐれか、もののはずみ」でその五年後には、八歳の右文にも買い与えられた。ピアノは壺井家の家計には高価で、「猫車」を押すように一途に押して月賦で返済すると「ピアノ」には書かれているが、信州上林山の湯方からの繁治宛て書簡（一九五二年九月五日付）では、「月賦になどしないで解決してもらいたい」と繰り返し念を押している。栄が右文を格別可愛がった理由は、孤児の不憫さに加えて、一つには、鳴り物好きの栄の父親や音楽の天才といわれた兄（右文の祖父）の血を引いているとしか思えない天分の芽生えを幼稚園頃から発揮したためであろう。二つ目には、東京で子供の人權が重んじられる第二の父母に育てられたた

めに、栄がよく知っている小さな労働者の知恵を早くから「刷込ま」れた小豆島の村の子供とは違って、さまざまなき物とつながる子供の本性的「地図」を右文はプリミティブな形で家族にあけっぴろげに見せた、ということであろう。栄は「この子どもを育てながら、私は、自分の童話について、目をひらかれたと思っています」（「私の童話はどうして生れたか」『新女苑』一九五四年三月）と言っている。新しい時代の子供とその育ち方のありさまを栄は右文によって知ったということである。日本語の発音は幼児音でも、難しいメーデーの歌の節回しをすぐに覚えて正確に歌うし、とうもろこしの葉擦れの音を聞いて、「あッ 風がいるよ、たくさん風がいるよ」と告げ、「お月さま 誰が半分に分ったの？」と、尋ねる詩的童心の持ち主であった。詩人の繁治も彼の芸術的感性に期待し、「右文よ／お前は俺の夢であり／現実なのだ」と歌った。東京へ出た若い壺井夫婦がつくづく感じた芸術的環境格差を右文の代では縮めてやりたいたと思ったのであろう。東京で中年になって作家をめざした栄が逆立ちしてもかなわなかったのが、同い年の導き手、宮本百合子の芸術的素養の幅の広さや深さ、そして、つねにみずみずしい想像力を湧き立たせる早熟性であった。外国語をあやつり世界の動向を自分で判断する博識と行動力、自由の女神のように大衆の先頭に立ってひるむことのない自信、これは僻地育ちの栄や繁治が羨望するしかない芸術的能力であった。そのくやしさをこめて栄は、次のように言っている。

天才教育などと言うものについては、やたらに信じてもいません、…略…ただ機会をのがしたくない気持ちだけは、相当根づよく私の心の中で育てられていたでしょう。もしそうだとすれば、これは私の五十年間に養われた心の眼だと思いません。不如意だらけで、何一つ十分に培うことの許されなかった私の親やきょうだいや、甥や姪や、そして同じようなうき目を見ているたくさんの人びと、その思いが心の奥になくて、どうして文吉にピアノなんぞといえましよう。

（「ピアノ」『別冊文芸春秋』一九五二年八月）

宮本百合子の文学を豊饒なものにした音楽や絵画、外国文学や社会科学などの教養が右文の生育環境の中に一つでもあれば…、という配慮である。栄や繁治は将来の文学好きでそれで生計を立てるようになったものの、決して自分たちの文学が既成の文壇や評論家から高い評価を受けていないことをよく知っていた。日当たりの悪い肥沃でない土壌から懸

命に養分を吸い上げ、地を這うように育った僻地生まれの貧しい文学であり、芸術環境の機会均等を右文には保証したいと思っただけであろう。

しかし、何と云っても、壺井栄の文学の特性は、共同授乳や共同保育で村の子供達を村の宝（財産）として育てる相互扶助的母心（＝農村文化の共同性）に土台を置いている。それが日本の近代化と共に「うちで育てばうちの子」という家族単位に代わっても、村落共同体の相互扶助的母心の広やかさや無欲さを人類の理想として受け継いだ彼女の文学は、戦前に劣等とされた女性や子供、身寄りのない老人、障害者や貧乏人、朝鮮人など凡そ差別されてきた人びとをその母心の中に抱き取って描いた。そういう傾向のルーツを探れば、祖母や「母のあの子育て縁というようなもの、平気で他人の子供まで育てていたあの気持ち、子育てを縁の深さというような解釈をも交えていたあの考え方、それが私に遺伝したのだろうか」（「遺伝」初出未詳）と、言い、「祖母や母の母性としての心の豊かさに感動せずにはいらなかった」（「私の童話はどうして生れたか」とも言っている。そして、そういう栄の「母性としての心の豊かさ」を现实生活の中で受けて育った姪の林真澄は、栄が病気の時など実に細かい気働きをして、「もう自分たちには子供は生れることはないだろうと思うことで、ミユキを育てたことの有りがたさが、こんな思いで自分に返ってくるとは信じられないほどだった」（「たからの宿」と、実の親子同然の愛情が通い合う娘に育っていた。栄の又甥の戦災孤児右文が転がり込んで来た時にも、真澄は「私、弟ができたと思って可愛がってやるわ。ご恩返しにね。おしめの洗濯なんて、ぜったいにお母さんの手かりないわ」と家族が増えたことを喜び、栄の執筆に支障がでないように気遣った。つまり、栄の「子育て縁」は真澄にも繁治にも感染し、壺井家は子供ができない子供好きの夫婦と、赤ん坊の時に母を失った子供たちが一緒に暮らす子宝の宿になっていったのだった。チビの右文にしても、気がつけば、教えもしないのに栄そっくりに箸をにぎり、魚の身を上手にむしって食べているのだった。

「産まず女の極楽」という家族観

しかし、「子無きは去る」といった「女大学」の教えや、日中戦争以来の「産めよ増やせよ」の人口増産政策が一般

的な女性道徳であった時代の女性にとって、自分の腹を痛めた子がないことは、大変な負い目であったと思われる。様々な因習をなぎ倒して生きてきた栄にとってさえも、産まず女の負い目からまったく自由であったとは考えられない。脊髄カリエスの後遺症であったとしても、言わず語らず女の不具のコンプレックスを刷り込まれていた。童話「海のたましい」のおかあさんは「女のお産は命がけと、昔からいわれているでしょう。男が戦争にゆくのと、同じ気持ちでないければならないのですよ。戦争には、どうしてもこうでも、勝たなきゃならないというのが、お産では、どうしてもこうでも、りっぱな子どもをうまなきゃならないということになるの」と改まって言う。それほどに子供を産むことは女の本懐とされていた。その頃の女性は腹を痛めて産んだ子供の成長に自分の存在意義を見出したといわれるが、栄が林芙美子と親しかったのも、養子を赤子の時からもらって夫婦で育て、夫緑敏との「(子は)かすがい」にした庶民的家族観を共有していたからであろう。

「産まず女の地獄ってことがあるんだとき。子供を産まない女はその地獄におちてね、燈心で竹の根を掘る責苦にあってさ」「古い女だよ、お母さんはな、そんな地獄へ落ちたいんだとき」という夫婦の会話が「たからの宿」の中にある。繁治が「生さぬ仲」にこだわる栄を諫めているのである。「二人は俺たちの生んだ子供ではない。それをお前はすまながっているみたいだがね。…略…誰からも感謝されない子供をそだてるなんて、ほとけさんだよ」。そんな繁治の励ましによって、栄は「生さぬ仲」の親子も同じ家に長くくれば縁に結ばれた親子。「愛情が血肉とのみつながらるものではなく、一つ家にもみあって暮すことよつてのみ、生れる」、「お互いに身をよせあつて暮してきたということよ、お互いの人生を豊富にされたのだと、私はありがたく思っている」（「私の童話はどうしてうまれたか」との境地を得る。将来の子供好きの栄がやつと胸をなでおろし、やつと安心できる身の置き場所を発見し得たのである。共産党が国家権力によって壊滅した時代に中野鈴子との不倫もあつたが、子のない夫婦の責任を女の側だけに押し付けず、妻の姪や又甥を実子同然に可愛がって家族の成員としていった夫繁治のフェミニスト振りは、当時なかなか例を見ないものであつただろう。だが、それも「暦」や「母のない子と子のない母と」などで描かれた農村共同体の相互扶助性を繁治も同郷人として共有していたからに違いない。左翼詩人としての繁治の評価には、同業者の厳しい眼で臨んだで

あろうが、夫としての繁治には、栄は脱帽と感謝以外なかったのではないだろうか。血のつながりの全くない子供のお父ちゃんとなった繁治の体験談も、またすばらしい。

「産みの親より育ての親」という諺は、親子の愛情さえも血のつながりにおいてではなく、社会的つながりにいて見た考え方であって、私が私と全く血のつながりのない一人の娘を育てた経験に照らして見ても動かし難い真理のように思われる。

私たちは結婚して二十年以上になるが、遂に子供が生まれなかったし、もう生まれまいであろう。その代りに、私は自分と全然血のつながりのない一人の娘を自分の子供同様に育ててきた。そしてこの娘のほかにも、またもう一人の赤ん坊を育てている。：略：私の家へ引き取った当時は、今にも死にそうなほどのひどい栄養失調に陥っていたのだが、栄養注射を施したり、高い闇の牛乳やバターを食べさせたりして、やっと一人前の赤ん坊に、取り戻し、おくれげながら最近ようやく歩くようになった。日一日と目に見えるほど知恵づいて行くのを見てみると、そして私たちをほんとうの親と思って、とうちゃん、かあちゃんとまつわりついて来るのを見てみると、自分たちがこの子供を生んだような錯覚に囚われることが屢々あり、親子の愛情が決して血によってだけ繋がるものではないということ、いよいよはつきり痛感せずにはいられない。

（「愛情のよりどころ」『女性ライフ』一九四六年一一〜一二月）

栄とほぼ同世代の円地文子は、癌で子宮を摘出した後に司馬遷に倣って、子宮を亡くした女性の性と恋愛の欲求を創作のまな板の上に乗せ、子宮を失えばこそ、男と交わり子供を生む玄牝的幻想に憑かれる女性の本性（註）を小説の中に探る作家となった。また、真杉静江は男性に愛され子供を産める女でなくなることを恐れて、満身創痍の癌になっても子宮を摘出しなかった。それらを考え合わせると結婚しても子を産めなかった栄が、戦前のうまず女のコンプレックスから抜けたすのはやはり、大変なことであった。繁治の理解と協力があればこそ、栄の女性としての自我は社会的に解放されたのであった。そういう栄の急所を広い人間観でいたわり支えたのは繁治ならではのであった。家族とは何か？ 男系中心の家制度家族とはコンセプトを異にする、もっと社会的な広がりのある新しい家族の形を栄夫婦は作り出し、実践

していった。血がつながっていないなくても、子供を育て、互いに家族としての情誼と責任（縁）を感じあう同居者・同労者であれば、立派な家族なのだ。現行の民法よりも栄夫婦の家族観ははるかに進んでいるのではないか？ 栄も、円地文子などと同様に子供を産めない女は女でないとの当時の常識への反発から、父系中心の家制度に対抗する母系的家族社会の平等性や福祉優先性に気づき、母系家族の系譜の現実性を文学で世に問おうとしたように思われる。成功した作品ではないが、「衿衿」（『群像』一九五五年八月〜十二月）は栄の腹藏ない理想の歴史であったし、万系一世の天皇制のウソを栄なりに証したものであった。「衿衿」は男系の家制度が建て前であった明治大正の世に、女兒しか生まれぬ小豆島の庄屋小判屋の母系の直系が不倫を犯しながら時代を先取りして好きな男の子供を生み、自由結婚への道を開き身分制度を解体していくロマンである。そして、栄は繁治の協力で、産まず女の地獄を「生まず女の極楽」に替える家族の機能と形態を発見したといって良いだろう。女性（＝母性）とは、家族とは、それらはある時代の支配構造を刻印したコンセプトでしかないのである。少子高齢化が社会問題となっている現在、栄夫婦の家族観にはさまざまな意味で学ぶことが多いのではないだろうか。

『壺井栄』（女性作家評伝シリーズ12）の筆者小林裕子氏は「栄は結婚こそ、人生において最も充足した人間関係であるという対幻想の持ち主で、人にも我にも結婚を勧めたい人間だった」と述べているが、まったくその通りだと思う。それも一つの思いこみには違いないが、裕福な百姓の四男坊のぼんぼんで、サーニンに傾倒したロマンティストから、アナーキスト、マルキストへと青春の遍歴をたどり、家族や仲間の情誼に厚く、共産主義の男女平等は故郷の百姓の慣習だという男、そんな繁治と戦前に出会ってかなり風変わりな結婚生活の中から、二人がそろって進める道を踏み固めていったから、育ちも性格も違う男女が結婚して得られる人生の味わいと豊かさは、計りがたいという結婚至上主義が栄の持論になっていったのだろう。

そして、栄も繁治も文学者として高名な人間になるよりも、人の役に立ち慕われる人物になりたいタイプの作家であった。繁治の母親は最愛の四男坊の彼が早稲田大学に入る際、「お前、えらい人間やこいならんでもえいせに、悪い事だけはしてくるなよ。これだけは頼むわ」（『激流の魚 壺井繁治自伝』）と言ったというし、栄は栄で、二番目と四番

目の姉の実話をもとに、同じ神戸に住みながら下町の女中見習いと山の手の裕福な家の養女という境遇に引き裂かれ、会うことも禁じられた姉妹の悲しみを「ともしび」（『石』一九四二年七月）で描いた。「初旅」（『新文学』一九四七年一月）や「わするなぐさ」（『婦人民主新聞』一九五二年四月六日）でも、村の神童と言われた長兄が師範学校出の教師に立身出世して、「樽屋の息子が教師になって、教師にふさわしい嫁をと思つても、嫁は樽屋の親を嫌がります。貧乏な家をいやがります」と書き送つて、両親を泣かせたことに深い衝撃を受けた少女時代を告白している。栄は貧乏で無学で世間で嫌われる仕事をして子育てをした親たちが、なぜその子供に疎まれ、恥ずかしめられなければならないのか？ どんな職業も社会の必要から生まれているものなのに、なぜ、立身出世した子供が親の職業を上から目線で見下し、家族の繋がりがさえも疎遠にしていくのか？ という、共産主義に近づく大きな疑問を少女時代から持ち続けていたのだ。そして、日本の敗戦は、戦争の痛手を被った日本国民同胞が、外地からの引き揚げ者やシベリヤ抑留者、原爆被害者、傷痍軍人、沖縄などを差別するエゴイスティックな分断化を自らの手で行つたのだ。戦後になつても、壺井栄は政治的な発言をあまりしなかつた作家だが、「雑居家族」（『毎日新聞・夕刊』一九五五年三月二五日）や「落ちてゆく」（『文芸春秋』一九五七年七月）に描かれているように、理由を作つては金の無心に来る人生の敗残者になつた弟藤太郎を、心を痛めながら支え続け姉弟のよしみを大切にしたい。栄の人間の大きさ、すばらしさは、こちらが相手に心を開いて交わっていけば、どんな相手からでも思わぬ人間的眞実がもたされるという信念を実行したことであつた。そして、一九五一年四月二六日の日記に「自由党より社会党がよいとは思わぬ」とあるように、栄は進歩的知識人の党派的思考やレッテル貼りに組せず、その実態を担う人物の具体的言動に触れて、頑なに血の通つた情報だけを選択しようとする人であつた。犬猿の仲であつた宮本百合子と林芙美子のどちらからも、人間としての学びができた人であつた。

三 「妻の座」の主題

自分の身の内からの女性解放をめざして

ところが、そんな人間通の栄が、やもめ暮らしに難儀していた徳永直から後妻の斡旋を手紙で頼まれ、独身で四〇歳まで教員勤めをしていた妹のシンをめあわせたところ、徳永に嫌われ、もてあまされて二カ月で離縁された。しかし、女性の立場からは納得しがたく、事の顛末を作家の眼で検証しようとした小説が「妻の座」である。

妹閑子（シン）は、容貌の悪さと丙年生まれをことさら卑下して結婚をあきらめ、女教師歴二〇年という仕事柄も手伝って、世間並みの家制度的男尊女卑道徳を間違いないものと考え、自分の幸福をそこからはみ出して追い求めることもない従順といえれば従順、堅物の田舎者であった。おおよそ、女性の幸福を追求して周りを変えていこうとする姉とは似ていない、古いタイプの女性であった。ところが、野村（徳永）があえて、「文学がわからなくてもけっこうです。

お針のできるやさしい人なら理想的です」と、残された子供たちにとつてのやさしい母親を第一条件に後妻の斡旋を頼んできたので、ミネ（栄）は閑子がその条件にピッタリで、野村が閑子の古さをうまく活用しながら、新しい人間の生き方に導いてくれるだろうと期待して紹介した。敗戦の年の一〇月に治安維持法が廃止され、一二月に新日本文学会の創立大会が持たれ、戦後の民主主義運動の機運が高まっている中でのことであった。「新鮮な友情がおたがいの心に流れ合うように」、「労働者出身の作者として名のある野村氏」（「秋蒔きの種」）が同じ労働者出身というだけでそれまで特に親しいわけでもなかったミネに、四人の子供への愛情とその性格、新しく迎える妻への心配りと、できれば「お裁縫の出来る優しい女」というただ一つの条件を示して、まだ誰にも話していないが、よろしくと言ってきたのだ。栄は野村の率直さと迎える妻への「理解とこまやかなおもいやり」に「心打たれ」、ひと肌もふた肌も脱ぎたいと思つたのだ。しかし、その一方で、恩給目当ての老教員と侮辱されたことに腹を立て、一思いに辞表を叩きつけて小学校教員を止めた裁縫教師の妹閑子の身の上が思い出された。ミネの夫も親友の川島貞子（佐多稲子）もいい組み合わせだと賛成してくれた。配偶者を自分では見つけられない引つ込み思案の二人がうまく結びつけばと願った。しかし、徳永ほ

どの時代の先端に行く小説家が、「お裁縫のできるやさしい女だけで満足出来るかしら」（「秋蒔きの種」）という不安は残った。とはいえ、戦後すぐの食料もままならない時期、助け合いから夫婦の愛情も生まれるだろう、とミネは考えたのだった。

しかし、ミネの不安は的中した。閑子は子供たちには喜ばれたが、野村には、好かれなかった。多少のごたごたはあったが、見合いのすぐあと結婚の申し込みがあつて、結婚を急いだのも野村の方だった。ひと月たつても、夫は妻を抱くことが恐ろしくて、まともな夫婦になれていないと、仲人の川島貞子に書き送つてきた。閑子も藪入りにミネの家にやつてきて、自分は「その日雇いの家政婦だ」と言つた。ミネは驚き、「どうか子供の母としての役目は昼だけにして、夜は妻の座に置いてやつて下さい」と、おせっかい承知で野村に頼む手紙を書いた。それをきつかけに野村は男のメンツを捨てて、夫婦間の誰に話しようもない不幸を打開する道があれば教えてほしいと姉に訴えてきた。「くり返しよんでいると野村の小心さが、それ（離縁の言い出し）も出来ないで悩みつづけているのがわかつてきて」、ミネはおおきなためいきをした。

しかし、妻の閑子の身になれば、自分の存在がそれほど嫌がられ、自分の肉体の中に死んだ美貌の妻との類似点ばかりが探られていることを知らされていない。野村には夫婦の問題を夫婦で解決しようとする気がさらさらない。おためごかしで、川島やミネに救いの手を求めているに過ぎない。それは、暗に閑子が引き取られる以外にどんな手があるのか？ と、謎をかけているだけなのだ。夫婦の愛情の問題を妻に打ち明けもしないで、他人に打ち明けて相談すること自体が、妻への背信行為であり、妻を妻として扱っていない証拠ではないか。閑子は妻ではなく、家政婦として貰われていったに過ぎない。ミネは仲人の川島がことあるごとに野村の死んだ妻は「美人だったわね」と繰り返したこと、また、他人の思惑を気にせず、自分の感じたままをストレートに話す高木千恵子（宮本百合子）が「いかに野村と閑子の組合せが意外だったかというように」結婚式のスピーチでぶつたことを苦々しく思い出し、自分のうかつさを責めるほかなかつた。「ああ、あ、男なんてほんとに、私たち（進歩的な仲間）の間でも、やつぱり、男ね。女だつて女かもしれない。女だわ。顔のきれいさを大きく考えてる。…省略…きれいでないものの肩身狭い思いなんてわからない

わよ。」と真実思う。「みめ美しい小柄な妻のなくなったあとへその妻の遺言によって子供のために裁縫のできる母として迎えられた女、それは大きなからだの、ちぢれた髪の毛の唇の厚い女だった。その外観が女の価値の大部分を決定したとこののだろうか。それとよく似たところの多いミネは、共々に恥ずかしめを受けたような思いで自分をふりかえった。それとともに、「ミネの平凡な常識は、野村の置かれた不幸を一つの条件として、女の器量の悪さと差引こうとするよなところがあつた」のを悔やまざるを得なかつた。四人の子を持つやもめと器量の悪い後妻は「割れ鍋に綴蓋」で、世間的に釣り合っていると見積もつて、野村が謙虚な後妻探しの依頼文の影で、高名な作家にふさわしいどんな妻を望んでいるかを軽く考えたことが、閑子を不幸に突き落としたのだと、反省している。

染みついた野村の古さとミネの古さが共謀して、閑子を陥れることになつたことをミネは深く反省している。しかし、野村には、労働者出身の共産党員なら、女性の顔かたちの美醜よりも、閑子の素朴な田舎者振りやいかつい体に現れた重労働の刻印を愛おしんでくれると期待していたのである。実際、ミネは閑子に「文学者は心やさしい人間で、みめ形よりも心やさしい者、気の毒な者を愛してくれる」（「草いきれ」）と野村との縁談を勧めたのであつた。一九四六年一〇月の新日本文学大会全国大会に参加した三谷ひろ子（太田洋子）も「結婚なんぞもうこりごりなはずなんですがね、やっぱり女はそんなわけにもゆかんのじゃね。でも共産党の人なら普通の男のように分らんことはいいなさるまいって、母もそういうんですよ」（「妻の座」）とミネに話しかけ、党員との結婚を心に決めている時代であつた。戦後すぐは共産党員の株が歴史的に上がった時期でもあつた。

壺井栄と同世代の女性評論家板垣直子は『明治・大正・昭和の女流文学』（一九六七年六月）で「妻の座」を次のように評している。戦後初頭の文学状況に詳しく、女性作家研究の草分けでもある板垣ならではのコメントであると思われる。

作者はこの作品で、不可抗力な容貌の問題から、結婚の幸福をえられなかつた女の悲しい宿命を見送るだけではない。作者の考え方によると共産主義は非常に高い立派な思想であるというのに、その立場にある人間の野村が、あいまいで、ずるいやり方をし、ごまかしの処世術をしているそのエゴイズムを、批判しなかつたのである。あい

まいな態度で結婚を承諾し、やっぱりひくつなやり方で、結婚を解消した。そして、それにより一人の誠実な女性の肉体を傷つけ、魂を破り、運命を狂わせたそのことに、責任を感じていないらしいことを、個人的な怒りを離れ、ヒューマニズムから、突きたかったのである。女は全く自分の意思にそむいて妻の座を動かされ、追われる。そのことへの抗議である。しかし、作者がもつと自覚的に、野村を批判し、野村を追求しなければ、この作品の効果は弱いし、作品にも近代性が出てこない。

（『壺井栄』『明治・大正・昭和の女流文学』）

それでは、野村の結婚式で、「野村と閑子の組み合わせは似つかわしくない」とスピーチした高木千恵子こと宮本百合子は、小説「妻の座」をどう評価しているのだろうか。共産党の黨員やシンパが戦前からの「わが家」的雰囲気の中で戦後も微温的に繋がっている実情をよく知る宮本のコメントである。

「妻の座」は、題材の困難さも著しい。作者自身としては題材のむづかしさ、苦しさに力の限りをつくんでゆく努力に自覚をあつめてゐるうちに、この作家がこれまで書いて来た平明で、まとまりよくおさめられた作に見られなかつた苦澁をにじませた。常識と分別、ひとがらのかしこさがくつがへされて、むき出された人間関係のえぐさは、「妻の座」の場合、作品の世界の中で関係しあつてゐる人物たちが、我知らずその精神、生活態度のうちにもち運んで来ている小市民的先入観、世俗性のもつれであつた。「妻の座」はこの作家について論じるとき無視することのできない特殊な一作となつた。

（『婦人と文学』一九五一年四月）

恐らく、宮本は、「妻の座」と同時期に「新日本文学」に掲載されていた徳永の「妻よねむれ」も合わせて読み、徳永がすべての場合に女性差別者とは言えず、閑子の旧弊で閉鎖的なコミュニケーション下手も考えあわせての、公平で的確な評価だと思われる。国家と国民社会を変革しようとする前衛（共産主義者）でさえ、その主体的自我の中にはまだまだ克服されなければならない非民主主義側面の多いことを痛感させられた一作であつただろう。

そして、栄が良くも悪しくも戦前からの親類関係であるような、どろどろした共産党の人間関係に手を突っ込み、その中に巣くっている女性差別を取り上げた点は評価していると思われる。

つけ加えておくと、徳永直の方も七年後に、糾弾された夫の側から「妻の座」で明らかにされなかつた押しつけ婚の

プロセスと、閑子との閨でのバトルを暴露した「草いきれ」（『新潮』一九五六年八月）を敵対的に発表した。「妻の座」と同名の登場人物を再登場させて、栄が後妻の斡旋ではなく、後妻の押しつけをしたこと、また、夫をインポテンツに陥らせるほどの妻の不器量と「恐怖にちかい圧迫感」と、夫婦の満足な交わりができない夫への妻の侮蔑と懲罰的暴力を暴露した。また、離縁された妹を引き取る際、栄夫婦が徳永を足蹴にし、ぶったことも明らかにした。シンへの不足を妾で補えとご提案したとも言う。しかし、栄と徳永のアングルの違う小説の競い合いそれ自体、読者には面白いものでもあるが、作中人物閑子のモデル、シンは、「草いきれ」発表の時点では四国で再婚して新しい生活に入っていた。シンへの恨みがどんなに深いものであっても、慰謝料ももらわず追い出し離縁に甘んじた先妻を、再び、前の夫との夫婦関係を暴く小説に再登場させて良いものであろうか？ しかも、シンは作家で無く、自分の言い分を対等に読者に届けることができないのである。作家のモラルとして、新しい結婚に踏み出している元妻の過去をことさら暴いてジャーナリズムに売り渡すことは、慎むべきだったのではないだろうか。また、籍も入れていなかったことが書かれているが、それこそ、野村が閑子を妻として扱わず家政婦として扱ったことの証であろう。

「草いきれ」とは、ミネが野村のためらいを知らずに閑子との結婚にまでこぎつけた後の、野村のミネへの復讐劇、「藪の中」の自己正当化である。仲人の川島宛てに次のような手紙を送り、ミネにも閑子を好きになれないと、結婚の解消をせまった。

閑子さんに欠かんがあるわけではありません。私の方でなじめないのです。二一年間のせんの女房がそまりついていて、それが邪魔して閑子さんになじめないのです。――閑子さんの手、足、腰の線、声、眼、髪、そのどっかからもぐりこもうと思っても、私はいつかせんの女房の共通点をさがしているのです。閑子さんはまるでちがいます。せんの女房は九文の足袋をはく女でした。私の腕の中にはいってしまう女でした。子供はもう猫の子のようになつていきます。しかし、裁縫ができて、家計が上手だということだけで、男はなかなか惚れはしない。――（妻の座）「草いきれ」では、閑子には直接「出ていけ」と言えない野村のおためごかしの行為が、短く次のように書かれている。野村は川島貞子と大井峯に手紙を書いた。川島には結婚直後から二三度かいていて、大井峯も川島を通して知つて

る筈であつたが、大井峯に直接書くのは始めてだつた。閑子についてはつきり不満を書く度胸がないので勢い亡妻との事ばかり強調し、弁解した手紙になつた：

つまり、無責任な野村は、「裁縫のできる女」という現実的な再婚の条件を結婚後に撤回し、「私の腕の中にはいつてしまふ」、自分の身体の一部に溶け込んでしまふ美しい女の幻影という自分勝手な夢を告白したのである。国民の一千万人が餓死すると言われた敗戦期に、家政をやりくりし、四人の子供の良き母親役と夫に気に入られる魅力的な人妻役とを兼ね備える後妻など、徳永のネーム・バリューを押し出し、新聞で求人広告したところで簡単には見つからなかつただろう。それだから、徳永は、閑子を入れて四人もの後妻を取り換え引き換えしなければならなかつたのだ。栄が言うように家族同士もみ合いながら、時間をかけてそれぞれの人間関係の有り方や暮らしぶりを踏み固め、家族が助け合い愛し合える集団に成長するのが再婚の目的のはずだ。栄と繁治の結婚も「恋愛の果てのやむにやまれぬ気持からではなく、実をいえば互いに青春の夢に破れた二つの魂が、そつと寄りあつて黙つてめいめいの痕をなめ合いながら、何かを築いてゆこうというような変な関係であつた」（渋谷道玄坂）。しかし、そこからでも二人の努力で真実なるものを築きあげられたと、ミネは実感している。その互いの人生に対する責任感と同志愛とでもいったものが徳永夫婦にはなかつた。結婚式はあげたものの披露宴も他人任せで、何よりも大切な法的結婚の手続きをしていない。まだ新しい民主主義的民法が行われる手前の時期ではあつたが、結婚手続きをしていなければ、閑子は離婚を裁判で争うことさえできなかつたのである。徳永は「草いきれ」の最後で「とにも角にも結婚申込みをしたのは自分だつた。―あのとき、あんなに不安だつたのに、何よりも自分の気が小さく、弱いのがいけなかつた。そのくせ周囲にあまえ、周囲を信じ過ぎていたのが不可なかつたのだ」と反省しているが、閑子は、二か月間、裁縫の上手な家政婦として精一杯心を尽くしてただ働きをし、夫の意思による一方的な追い出し離婚で叩き出されたのである。夫婦の関係づくりの工夫もしなければリーダーシップともとれない野村と、子供の母親の役割に甘んじた閑子の関係が破綻したのは、「あの体裁屋ともいえるほどの自尊心の強い」閑子と、徳永の臆病で無責任な自己卑下的自我が夫婦の間に激しくぶつかり、相手のトラウマを逆などでし合つたからであろう。閑子は「お前みたいな不纏致（きりよう）者はいやだ、離縁するからさつさと出ていけつて。

ちやんと私の前で云つてみたらどうですか」とインポテンツになった夫に挑み、「—こんちきしよ。ひつぱたいてやろ
うか」と小突き回し、徳永は「努力はしてみるのが、見込みはたちません」というところで屈服しまったから、関係の再
建はできなかったのである。しかし、結婚の解消について、野村は醜い女には馴染めないという女性差別を堂々と理由
に挙げて、夫の権利を行使したことには違いないのである。栄は身内の身びいきになるのを恐れて、もう一步、徳永の
エゴイズムを追求できていないのは、板垣の言うとおりでである。

注

- (1) 中村隆英『昭和経済史』四章 1 (岩波現代文庫 二〇〇七年五月)
- (2) 中村隆英『昭和経済史』四章 3 (岩波現代文庫 二〇〇七年五月)
- (3) 本多秋五「転向文学論」3 (『第三版 転向文学論』 未来社 一九七二年一月)
- (4) 二歳違いの壺井繁治と徳永直は、少年時代ともにアルツイバーシエフの『サーニン』にかぶれ、江田島の兵学校を志望した。壺井栄は徳永と同年で香川女子師範学校へ進む夢を持っていた。
- (5) 壺井繁治「一本の枯草」(『激流の魚 壺井繁治自伝』 光和堂 一九六六年一月)
- (6) 小林裕子『壺井栄』第五章3 (新典社 二〇一二年五月)
- (7) 須浪敏子「原妣考」(『凹地文子論』 おうふう一九九八年九月)
- (8) 「草いきれ」には、「戸籍はもちろん配給登録といったものもしてなかった」と書かれている。

〔論文〕

データで見る我が国の宗教事情と日本基督教団の教勢

土井 省悟

— 目 次 —

- 1 我が国の宗教事情
- 2 包括宗教法人日本基督教団
- 3 教団の目的と教勢
- 4 現住陪餐会員数の減少要因
- 5 現住陪餐会員の減少の原因
- 6 教会の財政構造と現住陪餐会員数の重要性
- 7 教師と信徒
- 8 召命と喜びの共同体—ひそかな期待

キーワード：宗教法人法、現住陪餐会員数、牧師と信徒

本稿は、プロテスタント・キリスト教会の日本における最大の宗教団体である日本基督教団の教勢の長期低落を確認し、その是正のための対策を考えていく糸口としていくことを目的にしている。

1 我が国の宗教事情

(1) 宗教団体と宗教法人

我が国では、信教の自由が保障されており、宗教活動を行うのは自由である。

同じ宗教を信じる個人が集まり、宗教団体が形成される。宗教団体が、信じる宗教を広める布教活動や宗教的儀式等の宗教活動を行っていく中で宗教団体の資産や財産が形成されていく。宗教団体が、独立した団体として活動していくにあたっては、宗教活動に付随して第三者と取引したり、その団体の財産を管理運営していく必要が出てくる。宗教団体が社会とのかかわりを増すにつれて、権利義務の主体となる能力である人格（法人格）を備える必要が出てくるのである。宗教団体が法人格を取得するために、1951（昭和26）年に制定されたのが宗教法人法である。

宗教法人法第1条第1項では、この法律の目的は「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他の目的の達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教法人に法律上の能力を与えること」と規定され、第2項では、「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従って、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈されてはならない」と規定されている。

宗教団体が法人格を取得した場合、不動産を法人名義で登記することができるようになるなど財産管理上の利点が与えられるほか、各種の税制上の非課税措置が適用される。もちろん、宗教法人法その他の法令の適用を受けることになり、それらに定められた規則を守る義務も生じてくる。宗教法人法は、宗教団体の目的である純粋に宗教上の事項に全く関与することなく、世俗的な業務のすべてを「宗教法人の事務」として、その事務を規定したものである。

宗教団体は、宗教法人法に定められた手続きを踏んで、当該宗教団体の規則を定め、所轄庁（都道府県知事又は文部科学大臣）の認証を受け、登記することによってはじめて宗教法人となる。法人は自然人（人間）と違って、法律上の概念であり直接その姿は見えない。だから法人は組織の存在などの基本的な事項を書面で明らかにしておく必要があるわけである。この書面が「規則」である。この規則により、宗教法人として健全な運営が行われることが要請されているのである。後に述べるように、包括宗教法人である日本基督教団という法人は、「宗教法人『日本基督教団』規則」（日本基督教団事務局編 2011:148-164）によって存在が明らかになっているのである。この規則がなければ、日本基督教団という法

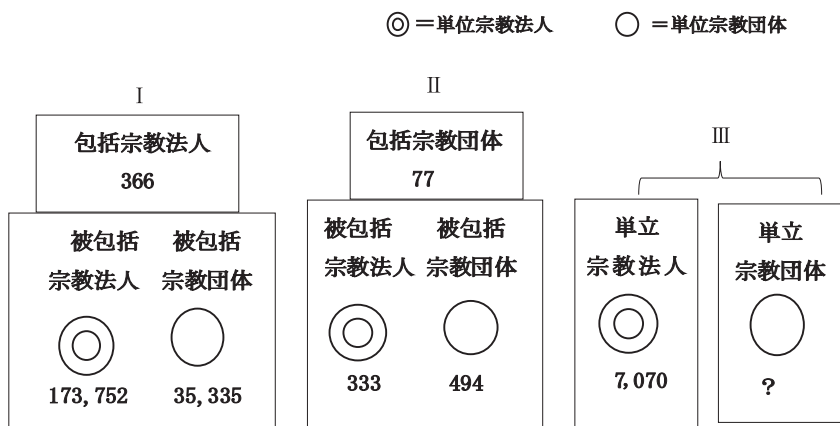
人は存在しないのであり、自然人の集合体としての宗教団体があるだけである。このことは、日本基督教団に所属している法人格を取得した教会（法人教会）についても言える。

宗教法人法において「宗教団体」とは、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的に掲げる団体」であって、「礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体」及びこれらの「団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これに類する団体」（宗教法人法第2条）である。つまり、①宗教の教義をひろめ、②儀式行事を行い、③信者を教化育成する目的を持つ宗教団体（単位宗教団体）とそれら団体を包括する宗教団体（包括宗教団体）がこの法律によって宗教法人となるのである。

（2）宗教団体のグループ分け

宗教団体は、法人化するか、否か。包括団体に包括されて被包括宗教団体になるか否か、その包括宗教団体が法人化しているか否かによって、3種類に分類できる。

図1 宗教団体のグループ分け



（出典）文化庁編『宗教年鑑』（平成29年度版）1、28、29、33頁を参考に作成。

（注）図中の数字は法人数、団体数。表1参照。

第Ⅰは包括宗教法人に包括される単位宗教法人と単位宗教団体、
第Ⅱは包括宗教団体に包括される単位宗教法人と単位宗教団体、
第Ⅲはどの包括宗教法人や包括宗教団体にも属さない単立宗教法人と単立宗教
団体、である。

(3)「包括・被包括」の意味

宗教法人間の「包括・被包括関係そのものは支配・制約等を意味するものではない。両者間の具体的な内容はその宗教の教義や信仰共同体の在り方に基づいて、両者間の取り決めや約束によって決定され、それは両者間の規程に定められるのである」(宗教法人法第18条第5項)。「包括宗教団体も被包括宗教団体も宗教法人であるなら、法律上、人格は平等であるから、両者は対等の関係にある。包括宗教法人と被包括宗教法人との関係は民法上一種の委託契約関係にあるとみられる」(文化庁 2004:3)。

包括宗教法人である日本基督教団の被包括宗教法人はその法人の規則⁽¹⁾に「この法人の包括宗教団体は、宗教法人『日本基督教団』とする」と明記し、その目的を「この法人は、日本基督教団の教憲、教規および同教団の規則の定めるところに従って、ひろくキリストの福音を宣べ伝え、人々をして救いの恩寵に与らせ、礼拝、儀式及び行事を行い、信徒を教化育成することを目的とし、その目的を達成するために必要な業務を行う」(第3条)と規定している。包括宗教法人日本基督教団とその構成要素である単位宗教法人である各教会との具体的な包括・被包括関係は、日本基督教団の教憲、教規および規則に定められているのである。⁽²⁾

(4) 多様な宗教団体(法人)と総人口数を超える信者数

表1は平成29(2017)年度版『宗教年鑑』によって、宗教団体(法人)の数を各教派毎に示したものである。『宗教年鑑』では、「日本には、神道、仏教、キリスト教、諸派など多種多様な宗教文化が混在して」(文化庁編 2017:1)いるとして、宗教団体を、神道系、仏教系、キリスト教系、諸派に区分してデータを示している。キリスト教系の宗教団体は旧教と新教にわけられている。日本基督教団は新教である。諸派とは「神道系、仏教系、キリスト教系のそのいずれとも特定できない教団を言う。すなわち、神道と仏教とキリスト教など、複数の宗教が混合してできた宗教や、それらの宗教のいずれとも関係なく、独自に創唱された宗教」であり、天理教や成長の家などが含まれている(前掲同書:24)。

表1 宗教法人と宗教団体の数（2016（平成28）年12月31日現在）

| 所轄 | 区分 | 単 位 宗 教 法 人 | | | | | | | | 包括宗教団体 | 包括宗教団体に 包括宗教団体に 包括される宗教法人 | 包括宗教団体に 包括される宗教法人 | |
|----------|--------|-------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|--------|---------|---------|---------------------------------|----------------------|-----|
| | | 被 包 括 宗 教 法 人(団体) | | | | | | | 小 計 | | | | 合 計 |
| | | 包括宗教法人 | 大臣所轄包括宗教法人 に包括される宗教法人 | 大臣所轄包括宗教法人 に包括される宗教団体 | 知事所轄包括宗教法人 に包括される宗教法人 | 知事所轄包括宗教法人 に包括される宗教団体 | 非法人宗教団体に 包括される宗教法人 | 単立宗教法人 | | | | | |
| 文部 | 神道系 | 124 | 23 | | | | 1 | 71 | 95 | 219 | | | |
| 科学 | 仏教系 | 157 | 168 | | | | 4 | 132 | 304 | 461 | | | |
| | キリスト教系 | 64 | 41 | | | | 2 | 215 | 258 | 322 | | | |
| 大臣 所轄 | 諸派 | 29 | 26 | | | | | 54 | 80 | 109 | | | |
| | 計 | 374 | 258 | | | | 7 | 472 | 737 | 1,111 | 77 | ? | |
| 都道 | 神道系 | 6 | 82,524 | | 139 | | 112 | 1,990 | 84,765 | 84,771 | | | |
| 府県 | 仏教系 | 11 | 74,043 | | 65 | | 168 | 2,588 | 76,864 | 76,875 | | | |
| | キリスト教系 | 7 | 2,744 | | 29 | | 38 | 1,621 | 4,432 | 4,439 | | | |
| 知事 所轄 | 諸派 | 1 | 13,921 | | 2 | | 8 | 369 | 14,300 | 14,301 | | | |
| | 計 | 25 | 173,232 | 35,212 | 235 | 123 | 326 | 6,568 | 180,361 | 180,386 | 77 | 494 | |
| | 合計 | 399 | 173,490 | 35,212 | 235 | 123 | 333 | 7,040 | 181,098 | 181,497 | 77 | 494 | |

（出典）文化庁編『宗教年鑑平成29年版』の28頁と33頁の表から作成。

『宗教年鑑』のデータは、宗教法人法に従って所轄官庁から認証を受けた単位宗教法人のデータによって得られたものである。宗教法人の認証を受けていない宗教団体の数は把握することが出来ない。単位宗教団体の数が「？」になっているのはそのためである。空欄になっているのは、その数が『宗教年鑑』では明示されていないからである。包括宗教団体数77は、包括宗教団体の被包括宗教法人の届出によって把握された数字である。

表1によれば、我が国には包括宗教法人399と単位宗教法人（被包括宗教法人と単立宗教法人）18万1,098を合わせた18万1,497の宗教法人が存在することを示している。

表2は「系統別」の宗教法人数と信者数をまとめたものである。宗教法人数で

みると神道系が8万4,990（46.8％）仏教系が7万7,379（42.6％）であり、神道系が仏教系を上回っているが、信者数で見ると、神道系が8,473万9,699人（46.5％）、仏教系が8,770万2,069人（48.1％）であり、仏教系が神道系よりも多い。両者を合わせると法人数では16万2,369（89.5％）、信者数で、1億7,244万1,768人（94.6％）である。

信者数は、我が国の人口総数1億2,650万2千人（2018年4月1日現在の確定値）より多い。神道系と仏教系の信者数が我が国の人口よりも多いのは、「信者」の定義、資格はそれぞれ宗教団体が定めたものであり、その数え方もそれぞれに独自の方法がとられており、⁽³⁾『宗教年鑑』のデータはそれらの宗教団体からの報告を集計したものである。一方、キリスト教系は法人数にして4,761（2.6％）、信者数にして191万4,196人（1.1％）である。これは旧教を含んだデータであるから、新教（プロテスタント）の数字は、これらキリスト教系の数字よりも小さいのである。諸派を加えた信者総数は、1億8,226万6,404人であり、総人口の1.44倍である。これらの数字を見ると、日本は驚くべき宗教的国家であるように見える。

表2 我が国の単位宗教法人数と信徒数（平成28年12月31日現在）

| 宗教団体 系統 | 単位宗教法人 | | | | | | | | | | | |
|------------|----------------|---------|-----------------|---------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|---------|
| | 包括 宗教 法人 | 比率 % | 被包括 宗教 法人 | 比率 % | 単立 宗教 法人 | 比率 % | 小 計 | 比率 % | 合計 | 比率 % | 信者数 | 比率 % |
| 神道系 | 130 | 32.6 | 82,799 | 47.6 | 2,061 | 29.3 | 84,860 | 46.9 | 84,990 | 46.8 | 84,739,699 | 46.5 |
| 仏教系 | 168 | 42.1 | 74,448 | 42.8 | 2,720 | 38.6 | 77,211 | 42.6 | 77,379 | 42.6 | 87,702,069 | 48.1 |
| キリスト 教系 | 71 | 17.8 | 2,854 | 1.6 | 1,836 | 26.1 | 4,690 | 2.6 | 4,761 | 2.6 | 1,914,196 | 1.1 |
| 諸派 | 30 | 7.5 | 13,957 | 8.0 | 423 | 6.0 | 14,380 | 7.9 | 14,410 | 7.9 | 7,910,440 | 4.3 |
| 計 | 399 | 100.0 | 174,058 | 100.0 | 7,040 | 100.0 | 181,098 | 100.0 | 181,497 | 100.0 | 182,266,404 | 100.0 |

（出典）文化庁編『宗教年鑑 平成29年度版』34頁、35頁の表より作成。

（5）小さな宗教団体・日本基督教団

表3は、文部科学大臣所轄のキリスト教系包括宗教団体（法人を含む）64の被

包括宗教法人と信者数のデータを示したものである。表には旧教の14団体、新教50団体が一括して集計されている。我が国の宗教団体の中での日本基督教団の規模を知るために表では「(内) 教団」としてデータを示している。項目の中に「布教所」とあるのは、神道系と仏教系の仕分けにデータに合わせるためであろう。新教のうち教団の場合の「布教所」の数192は「伝道所」と考えてよいと思われる。

表3 文部科学大臣所轄宗教団体（法人）の被包括宗教法人・信者数（2016（平成28）年12月31日現在）

| 項目 | 宗教団体（法人を含む） | | | | | | | 宗教法人 | | | | | | | 信者 | |
|------------|-------------|-------|------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|---------|-------|--|
| | 教会 | % | 布教所 | % | その他 | 計 | % | 教会 | % | 布教所 | その他 | 計 | % | 人 | % | |
| 総計 | 5,763 | 100.0 | 735 | 100.0 | 15 | 6,516 | 100.0 | 2,773 | 100.0 | 1 | 11 | 2,785 | 100.0 | 960,253 | 100.0 | |
| 旧教 (14) | 835 | 14.5 | 203 | 27.6 | 0 | 1,038 | 15.9 | 50 | 1.8 | 0 | 0 | 50 | 1.8 | 450,606 | 46.9 | |
| 新教 (50) | 4,928 | 85.5 | 532 | 72.4 | 15 | 5,473 | 84.0 | 2,723 | 98.2 | 1 | 11 | 2,735 | 98.2 | 509,647 | 53.1 | |
| (内) 教団 | 1,520 | 26.4 | 192 | 26.1 | 0 | 1,712 | 26.3 | 1,396 | 50.3 | 0 | 0.0 | 1,396 | 50.1 | 117,773 | 12.3 | |
| 新教内 比% | 30.8 | | 36.1 | | | 31.3 | | 51.3 | | | | 51.0 | | 23.1 | | |

（出典）『宗教年鑑平成29年度版』80～85頁の表より筆者作成。

教団の被包括宗教団体（法人も含む）は、1,712団体で、キリスト教系の宗教団体の26.3%、新教全体の5,473団体の31.3%を占める。そのうち宗教法人は1,396法人であり、キリスト教系全体の2,785法人の50.1%、新教全体2,735法人の51.0%⁽¹⁾を占める。信者数11万7,773人はキリスト教系96万253人の12.3%を、新教全体の23.1%を占める。教団は被包括宗教法人数においても信者数においても、日本で一番規模の大きいプロテスタントの宗教団体であるといえる。けれども、信者数においては、我が国の総人口の0.93%、我が国全体の宗教人口1億7,254万6,404人の0.65%を占めるのにすぎない。

本稿は、宗教団体数と信者数において圧倒的な多数を占める神道と仏教という宗教（文化）環境の中での小さな宗教団体である日本基督教団の現状をデータで確認し、その将来を考える糸口にすることを目的にしているのである。

2 包括宗教法人日本基督教団

(1) 宗教法人「日本基督教団」規則と教憲・教規

日本基督教団は、宗教法人法に則って作成された「宗教法人『日本基督教団』規則」(以下、教団規則と略称)が文部科学大臣から認証され、登記された包括宗教法人である⁽⁵⁾。

その「教団規則」第3条には、その目的が次のように規定されている(日本基督教団事務局編 2011:148-164)。

「この法人は、日本基督教団の教憲、教規で定めるところにより、イエス・キリストの福音を宣べ伝え、教会及び伝道所を設立し、これを包括し、教化の使命を達成するため、伝道文書の発行、財産管理、その他の必要な業務及び事業を行うことを目的とする。」

日本基督教団は、被包括宗教団体として、法人格を取得した教会(法人教会: 図1における◎であらわされている教会)と法人格を取得していない教会(非法人教会(伝道所も含む): 図1における○であらわされている教会)とを包括する宗教法人である。

法人教会は、宗教法人法に則り、その教会の「規則」(教会規則と略称)が当該県知事からの認証に基づいて、宗教法人として登記された教会である⁽⁶⁾。その教会規則の第3条には、その目的が次のように記されている。

「この法人は、日本基督教団の教憲、教規及び同教団の規則の定めるところに従って、ひろくキリストの福音を宣べ伝え、人々をして救いの恩寵に与らせ、礼拝、儀式及び行事を行い、信徒を教化育成することを目的とし、その目的を達成するために必要な業務を行う。」

非法人教会も当該教会の「規則」の第3条で、その目的が次のように記されている。

「この教会は、日本基督教団の教憲、教規並びに教会規則の定めるところにしたがって教会的機能 および教務を行う。」

法人教会も非法人教会も、その教会規則のなかに、日本基督教団が包括宗教団体であることを明記している。

教団規則にも教会規則にも、宗教法人法が求める規則が定められている。宗教法人法第18条で「宗教法人には、3人以上の責任役員を置き、そのうち一人を代

表役員とする」、「代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する」と定めている。宗教法人は少なくとも3人（の自然人）によって設立が可能だということである。

教団規則では責任役員は7人、会計監査委員は2名、責任役員のうち1人を代表役員とし（第5条）、「代表役員は、この教団総会の議長をもって充て、その他の責任役員は、教団総会において常議員のうちから選定する。」「会計監査委員は、教団総会において選任する」（第6条）となっている。したがって、教団の最高政治機関である教団総会（教憲第5条）で総会議長を選出すること（教規第7条）は、宗教法人日本基督教団の代表役員を決めることでもある（第13条②）。責任役員7名は、教団総会議長、副議長、書記および常議員の互選による4名である。7名が、常任常議員会という名の責任役員会を構成するのである（教規第37条）。

（2）教団の政治機構

教団は、教団総会、教区総会、教会総会をそれぞれの「最高の政治機関」として（教憲第5条、第6条、第7条）、「会議制によりその政治を行」い（教憲第4条）、宗教団体としての目的を遂行する包括宗教法人である。

1. 教団総会

教団総会では、総会議長、副議長、書記とともに教団総会議員の互選により教師14名、信徒13名の常議員が選出される（教規第7条および第30条）（図2参照）。教団総会で選出されたこれら30名が常議員会の構成メンバーとなる。常議員会は「2年毎に1回、10月に」（教規16条）召集される定期教団総会の閉会中、「総会の権限に属する常例の事項及び教団総会で委任を受けた事項等を処理する」（教規35条）機関である。

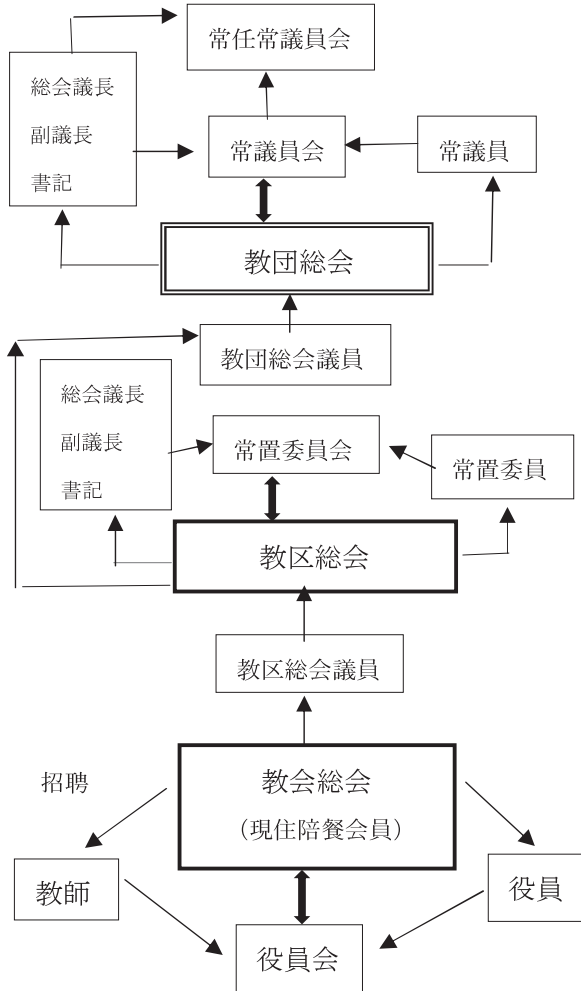
教団総会は、「教団所属教会の地域的共同体である」（教憲第6条）教区(7)の総会（教区総会）によって選挙された「教区総会議員である教師の185名」「教区総会議員である教会役員」185名、「常議員会の議決を経て教団総会議長の推薦した教師又は信徒30名」の400名で組織されるのである（教規第1条）。

2. 教区総会

教団総会議員は、教区の「最高の政治機関である」（教憲第6条）教区総会で選出される（教規第66条）(8)。教区総会では、教区総会議長、副議長、書記と常置委員が選出され常置委員会を構成する。常置委員会は、教団の常議員会と同じく教

区総会閉会中の諸事項を処理する機関である。

図2 教団総会、教区総会、教会総会



(出典) 日本基督教団事務局編『教憲教規および諸規則』より筆者作成。

教区総会は、当該教区内にあるそれぞれの教会の現住陪餐会員数を基にして決められた数の教師（牧師と伝道師）と当該教会の総会で選出された教会役員（信

徒）とによって組織される（教規61条）。

3. 教会総会

教会役員は、「教団所属教会の最高政治機関である」（教憲第7条）教会総会で選出された当該教会の現住陪餐会員であって（教規第99条）、役員会を組織する（教規第100条）。「役員は、教師を補佐し、教会の教務に奉仕する」（教規98条）のである。役員会の議長は「教会が招聘」した（教規第106条）教師であり、教師は教会総会の議長でもある（教憲第7条及び教規第96条）。

以上のような、教団総会、教区総会、教会総会の関係を見るとき、宗教学者日本基督教団には、教団に包括されている教会（伝道所も含む）の意見等が反映されるルートが制度的に保障されているということができよう。同時に包括宗教学者人である日本基督教団の考えや方針等が伝わるルートが存在するというのである。このことは、包括宗教学者人である日本基督教団と被包括宗教学者人である全国に存在する教会（非法人教会も含む）との間に情報の伝達とコミュニケーションが円滑に行われ、相協力して、日本基督教団という宗教団体の目的が達成されていくことが期待されているのだ⁽⁹⁾、と思われる。

3 教団の目的と教勢

(1) 教勢動向の重要性

要するにキリスト教という宗教の教義（福音）をひろめ、キリスト教の信者を起こし、信者を育成していくことによって、キリスト教信者の数を増やし、信者を成長せしめていくことが教団の目的なのである。教団（と教会）の目的は、キリスト教の信者の量的・質的成長（信仰の成熟）であるということができる。信者の質的成長は外的情報として数量化することは困難であるが、信者の量的成長は数量的に計測することが出来る。本稿で確認しようとする教団の現状（教勢）は教団の信者の数量的動向である。

教団（と教会）にとって信者の数量的動向は決して軽視（ないし無視）してよい情報ではない。重要な情報であるからこそ、「教勢及び教務に関する事項」が、教団総会においても（教規第8条）、教区総会においても（教規第66条）、教会総

会においても（教規第97条）、総会で取り扱うべき事項（法定議案）の第一番目に挙げられているのである。

（2）『教団年報』のデータ

以下、本稿で取り扱うデータは、『日本基督教団年鑑』（『教団年鑑』と略する）の各年度版をもとに1990年度から2016年度までの26年間のものである（付表参照）。教団は、各教会・伝道所からの年度報告を基にして、各教会、各教区と教団全体の教勢を公表している。当該年度報告のないものは前年度の報告数字を用い、前年度も報告のないものは前々年度の報告数字を用いている。3年以上報告のないものは統計から除外して集計している。例えば、2016年度の数値は、2017年3月31日で終わる2016年度報告を資料として用いており、その報告提出率は、活動している教会・伝道所1,679（付表参照）の96.5%に当たる1,613である。これに前年度、前々年度の報告数値を加えると97.2%の1,632の教会と伝道所のデータが示されている（『教団年鑑』2018年度版:225）。

教団は教勢を次の9項目に分けて報告している。(1) 教会・伝道所数、(2) 現任教師数、(3) 礼拝出席者数、(4) 教会学校（Church School : CS）出席者数とCS教師数、(5) 受洗者数、(6) 信徒数、(7) 経常収入額、(8) 経常支出額、(9) 教団負担金割当額、である。(1)、(2)、(4) のCS教師数と(6) は年度末のストック値であり、(3) と(4) のCS出席者数は一年間の延べ数を実施回数で除した平均値である。(7)、(8)、(9) は一年間のフロー値である。

データが1990年度から始まっているのは、筆者が利用できた四国学院図書館にある、連続した『教団年鑑』が1992年度版からだからだ。

長期のデータであれ短期のデータであれ、データを分析することによってデータが語ることを様々な角度から読み解く努力がなされるべきだと思われる。本稿はそのためのささやかな努力の一つである。⁽¹⁰⁾

これらのデータは、教団に包括される教会・伝道所（以下、誤解が生じない限り両者を含めて教会と言う）の数字を集計したものであって、実際の個別の教会の教勢を示すものではない。⁽¹¹⁾ 個別の教会の教勢や直面している問題は様々ではない。教団全体の傾向を知ることが、個別の教会に直接役立つわけではない。教団や教区の諸機関で奉仕する教師（牧師と伝道師）も、それぞれが遣わされている教会において教団や教会の目的を達成する努力を積み重ねているのであって、個

別教会の教勢の動向はそれぞれの教会にとっては周知のことである。教団全体の傾向を知ることと個別の教会の教勢を知ることによる反応は決して同じではない。

しかしながら、個別の教会という1本の木に拘泥するあまり教団という森が火事になっているのを忘れるとやがて火の粉はそれぞれに大切な1本の木に火が燃え移ることもある。もちろん森を形成する1本、1本の木への配慮なくして森全体が健康で成長していく豊かな森になることはない。木と森は互いに独立していながら互いに助け合うことによって命を全うする一つの有機体と考えることができよう。それゆえに、空高く舞い上がり森全体を見渡すいわば鳥の視点とそれぞれの具体的な環境の中で命を全うしているいわば虫の視点の両方の視点を持つことが重要であると思われる。本稿は、鳥となって教団という森を見ようとするものである。

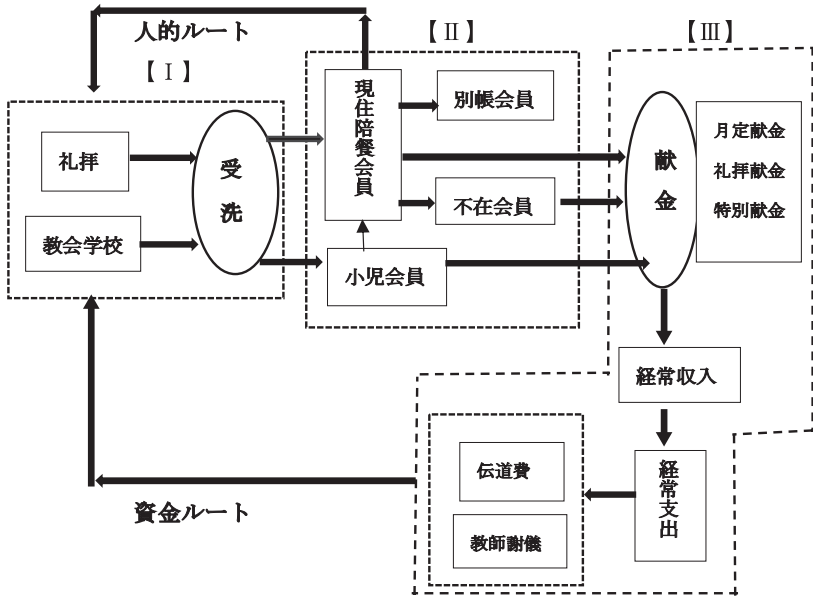
（3）教勢データのミクロ的基礎

前述の9項目の教勢データは各教会のデータを集計したものであって、その集計値の背後には教団所属教会の活動の実績が存在するのである。図3は、教勢データのいわばミクロ的基礎としての個別教会の活動の流れを図式化したものである。図3には、点線で囲んだ部分が3つある。【Ⅰ】は、教勢データの(1)、(2)、(3)、(4)、(5)が、【Ⅱ】は(6)が、【Ⅲ】は(7)、(8)、(9)がかかわる部分である。

宗教団体である教団や個別の教会の目的の一つはキリスト教の信者（信徒）数を増大させることにあるので信徒数の動向が教団の数量的現状の確認作業の最初でなければならない。

信徒の増加は、受洗者数（教勢データの(5)）で示される。各教会の牧師・伝道師は、礼拝における説教者として福音を宣べ伝え、信徒と共に教会学校を運営し、教会の様々な活動を通して信徒が起こされることを目標に教会の働きをしている。信徒は、教会の働きを支える人的源泉であり、献金は、教会活動を支える資金的源泉である。前者は、図3において現住陪餐会員から【Ⅰ】への矢印によって示される「人的ルート」であり、後者は現住陪餐会員から【Ⅲ】への矢印で示される「資金ルート」である。教会の働きは、礼拝から始まり洗礼と献金を通して、再び礼拝へと戻ってくる、循環的運動であるといえる。その循環が円滑かつ上昇的な循環であることによって、教会さらには教団の量的成長が確保されるの

図3 教会の活動の流れ（人的ルートと資金ルート）



である。この循環のカギとなる指標は現住陪餐会員数であるということが出来る。

(4) 信徒の務め：「時と財と力」をささげよ

1954年10月、第8回教団総会で制定された信徒の「生活綱領」は、「われわれは、神の恵みにより父と子と聖霊との名においてバプテスマをうけ主の体(からだ)なる教会に入れられたものであるから、すべての不義と迷信をしりぞけ、互いに主にある兄弟姉妹の交わりを厚うし、常に神の栄光のあらわれるように祈り、つぎのことを相共につとめる」、として5項目を挙げる。その第一は、「教会の秩序を守り、その教えと訓練とに従い、聖日礼拝・祈禱会その他の集会を重んじ、聖餐にあづかり、伝道に^{たから}励み、時と財と力をささげて教会の維持発展につくすこと」である。

「時と財と力」、つまりは「時間と献金（資金）と能力」とをささげて「教会の維持発展につくすことが求められているのである。図3で、現住陪餐会員から「礼拝および教会学校」へと向かう矢印（人的ルート）は、信徒が、役員として、教会学校教師として、教会活動への奉仕者として、「時間と能力」をささげるこ

とによって、教会の使命に参与する道を示している。現住陪餐会員から献金へと向かう矢印（資金ルート）は、信徒が、献金によって、つまり「財」をささげることによって、教会の働きを支える道を示している。この人的ルートと資金ルートは教会の活動にとって欠かすことのできない道である。

（5）信徒の区分

図3の【Ⅱ】には、信徒が4つに区分されている。教団の信徒は、「教会、または伝道所に所属し、その会員名簿に登録された者」であり（教規134条）、「陪餐会員および未陪餐会員」に「分けて登録」される（教規135条）。

1. 陪餐会員と未陪餐会員

「陪餐会員」とは、「信仰を告白してバプテスマを領した者」である（教規136条）。ここでいうバプテスマ（洗礼）を領した者とは、牧師によって洗礼式が行われた者（受洗者）である。洗礼を受けることによって、受洗者は教会員となる。陪餐とは聖餐にあずかることである。聖餐にあずかることができる会員なので陪餐会員という。通常、受洗者は、受洗した教会の礼拝に出席することができる範囲に住んでいるものと考えられるので「現住」陪餐会員と呼ばれる。

「未陪餐会員」とは、「幼児で父母の信仰に基づきバプテスマを領し」（幼児洗礼を受け）た者であるが「まだ聖餐に陪しえない者」である（教規138条①）。これが教勢のデータでは「小児会員」として示されている。小児会員は、「堅信礼または信仰告白式を了した後陪餐会員となることができる」のである（教規138条②）。つまり、小児会員は、将来、自らの意志で信仰を告白して現住陪餐会員になることが期待されているのである。

2. 不在会員と別帳会員

「不在会員」とは、進学や転勤等の事情によって、会員となっている教会の礼拝に出席できない遠隔地に居住している陪餐会員である。ある教会の会員（教会員）であっても転勤地や進学先の地域の教会に出席し聖餐にあずかることはできる。けれども、その人たちは、出席している教会や聖餐にあずかる教会の現住陪餐会員ではない。現住陪餐会員とは、あくまでも、会員名簿に登録されている教会に所属している信徒である。もちろん一定の手続きを経て所属教会を変える（転会する）ことはできる（教規第139条）。その場合は、新たに所属する教会の現住陪餐会員数は増加するが、以前所属していた教会の現住陪餐会員数は同じ数

だけ減少するので、教団全体の現住陪餐会員数に変化をもたらさない。

「別帳会員」は、「3年以上住所が不明であるとき」か「理由なく3年以上教会に出席せず、かつ献金その他の義務を怠ったとき」、「所属教会の役員会の議決を経て、会員別帳に移」された会員である（教規第140条）。つまり、3年以上、理由なく信徒としての義務を怠った場合（この場合は何らかの連絡方法があるので、注意を喚起することができる）か、3年以上、連絡方法がないので、注意を喚起しようがない場合である。

洗礼を受けた信徒はその教会の現住陪餐会員となり、教会を維持し教会の目的を実現していくために、それぞれなりの働きをしていくことが求められているのである。

では、現住陪餐会員数の動向はどうなっているのでしょうか。

4 現住陪餐会員数の減少要因

(1) 2080年か2118年か

表4が示すように、現住陪餐会員は、1990年度の10万2,957人から2016年度の8万1,887人まで、26年間で2万1,070人（20.5%）減少した。仮に、現住陪餐会員数の26年間の減少ペースが今後も続くとすれば、2016年度の現住陪餐会員8万1,887人が半減するのは50年先であり、ゼロになるのは101年も先である。これは、過去のデータを基にした単純計算にすぎない。

しかしながら、2014年度の各教区の現住陪餐会員の年齢構成からみて、現住陪餐会員数は、2010年度の現住陪餐会員数90,184が2030年度には65,580になるという、鈴木功男氏の予測もある（鈴木 2013）。鈴木氏の想定する減少ペース（19年間で24,604人の減少）が今後も続くとすれば、現住陪餐会員がほぼゼロになるのは2080年頃である。筆者の計算した現住陪餐会員数がほぼゼロになる2118年よりも38年早くなるという計算である。鈴木氏の予測数値を用いた数字は、筆者の数字よりは悲観的な予測を表している。ともあれ、現住陪餐会員数のこれまでの減少スピードが変わらなければ、早晚、教団、そして日本におけるプロテスタント教会はかなり苦しい時を迎えることになるのは確実であると思われる。

では、現住陪餐会員の減少を食い止め、増加に転ずるには何をすればよいので

表4 信徒数とその構成比の推移

| 年度 | 信徒数 | | | | | | | | | | | |
|------|---------|-------|--------|-------|-------|-------|---------|-------|--------|-------|---------|-------|
| | 現住陪餐会員 | | 不在会員 | | 小児会員 | | 計 | | 別帳会員 | | 総計 | |
| | 人数 | 指数 | 人数 | 指数 | 人数 | 指数 | 人数 | 指数 | 人数 | 指数 | 人数 | 指数 |
| 1990 | 102,957 | 100.0 | 26,304 | 100.0 | 9,045 | 100.0 | 138,306 | 100.0 | 65,986 | 100.0 | 204,292 | 100.0 |
| 構成比 | 50.4% | | 12.9% | | 4.4% | | 67.7% | | 32.3% | | 100.0% | |
| 1995 | 102,758 | 99.8 | 25,649 | 97.5 | 9,159 | 101.3 | 137,566 | 99.5 | 68,838 | 104.3 | 206,404 | 101.0 |
| 構成比 | 49.8% | | 12.4% | | 4% | | 66.6% | | 33.4% | | 100.0% | |
| 2000 | 99,055 | 96.2 | 24,649 | 93.7 | 8,992 | 99.4 | 132,696 | 95.9 | 67,973 | 103.0 | 200,669 | 98.2 |
| | 49.4% | | 12.3% | | 4.5% | | 49.4% | | 49.4% | | 100.0% | |
| 2005 | 95,636 | 92.9 | 24,223 | 92.1 | 8,843 | 97.8 | 128,702 | 93.1 | 64,550 | 97.8 | 193,252 | 94.6 |
| | 49.5% | | 12.5% | | 4.6% | | 66.6% | | 33.4% | | 100.0% | |
| 2010 | 90,184 | 87.6 | 22,506 | 85.6 | 8,381 | 92.7 | 121,071 | 87.5 | 61,343 | 93.0 | 182,414 | 89.3 |
| | 49.4% | | 12.3% | | 4.6% | | 66.4% | | 33.6% | | 100.0% | |
| 2015 | 83,884 | 81.5 | 22,774 | 86.6 | 7,809 | 86.3 | 114,467 | 82.8 | 57,223 | 86.7 | 171,690 | 84.0 |
| | 48.9% | | 13.3% | | 4.5% | | 66.7% | | 33.3% | | 100.0% | |
| 2016 | 81,887 | 79.5 | 22,463 | 85.4 | 7,616 | 84.2 | 111,966 | 81.0 | 57,043 | 86.4 | 169,009 | 82.7 |
| | 48.5% | | 13.3% | | 4.5% | | 66.2% | | 33.8% | | 100.0% | |

（出典）『教団年報』各年度版より作成

あろうか。その方策を考えるために、現住陪餐会員数の減少の要因を整理しておく必要がある。

（2）現住陪餐会員数の増減モデル

連続する年度を添え字1と2で表すとすれば、第2年度末の現住陪餐会員数（ A_2 ）は、前年度末の現住陪餐会員数（ A_1 ）に第2年度の受洗者数（ B_2 ）を加え、第2年度における新たに別帳会員へ追加された数（ C_2 ）と第2年度に死亡した現住陪餐会員数（ D_2 ）の和を差し引いたものである。もちろん、別帳会員から陪餐会員に復帰する場合もある。その場合は、現住陪餐会員は増加する（ C'_2 ）。

$$(1) A_2 = A_1 + B_2 + C'_2 - (C_2 + D_2)$$

したがって、第1年度末に比しての第2年度末の現住陪餐会員数の増減（ $\Delta A_2 = A_2 - A_1$ ）は（2）式で表される。

$$(2) \Delta A_2 = B_2 + C'_2 - (C_2 + D_2)$$

次に、第2年度末の別帳会員数（ E_2 ）は、第（3）式が示すように、第1年度末の別帳会員数（ E_1 ）に、第2年度中の新たに加わった別帳会員数（ C_2 ）を加えた数から、第2年度に現住陪餐会員に復帰した別帳会員数（ C'_2 ）と別帳会員の死亡数⁽¹³⁾

(D'_2) とを加えた数を減ずることによって得られる。

$$(3) E_2 = (E_1 + C_2) - (C'_2 + D'_2)$$

したがって、第1年度末に比しての第2年度末の別帳会員数の増減 ($\Delta E_2 = E_2 - E_1$) は、(4) 式で表される。

$$(4) \Delta E_2 = C_2 - (C'_2 + D'_2)$$

(4) 式から得られた $C_2 = \Delta E_2 + (C'_2 + D'_2)$ を (2) 式に代入すると、(5) 式が導かれる。

$$(5) \Delta A_2 = B_2 - (\Delta E_2 + D_2 + D'_2)$$

第2年度の現住陪餐会員の増減は、第2年度の受洗者数から、当該年度の別帳会員の増減数と当該年度の死亡者数との和を差し引くことによって示されることがわかる。⁽¹³⁾

現住陪餐会員が減少する ($\Delta A_2 < 0$) という教団の現状は、 $B_2 < (\Delta E_2 + D_2 + D'_2)$ だからである。つまり、受洗者数が別帳会員の増減数と死亡者数の和よりも少ないということである。ここから、現住陪餐会員を増加するには ($\Delta A_2 > 0$)、受洗者数を別帳会員数の増減数と死亡者数の合計数よりも大きくすることが必要であることがわかる。これは自明である。(5) 式はまた、現住陪餐会員数を増加するためには、受洗者数と別帳会員数の増加数との差が死亡者よりも大きくなければならないことを示している ($(B_2 - \Delta E_2) > D_2 + D'_2$)。

(3) 数例と戦略変数

2015年度を第1年度、2016年度を第2年度として具体的な数字を当てはめてみよう。 $\Delta A_2 = A_2 - A_1 = 81,887 - 83,884 = -1,997$ (表4参照)、 $B_2 = 936$ (表5参照)、 $\Delta E_2 = E_2 - E_1 = 57,043 - 57,223 = -180$ 。これらの数値を、(5) 式に代入すると、 $D_2 + D'_2 = 3,113$ となる。これは、2016年度の会員の死亡数が3,113人であることを示している。もちろんこれは実際の数字ではなく、理論上の数式にデータを当てはめたにすぎない。しかしながら、実際の死亡者数は、わからないとしても、過去のデータから実際にありそうな死亡者数 ($D_2 + D'_2$) を、例えば3,000とするならば、現住陪餐会員数を増加に転ずるために必要な B_2 と ΔE_2 の長期的変動経路を描いていくことができる。これらを戦略変数としてその長期的経路を実現していくための具体的方策を探求することは課題の一つである。

それでは、これまでの受洗者数の動向はどうであったろうか。

1. 受洗者数の増加

表5は受洗者数の推移を示したものである。それによると、大人と小児を合わせた受洗者数の総計は1990年度では年間3,225人であったものが2016年では年間の受洗者が993人と26年間で69.2%減少している。小児というのは、幼児を両親の信仰において受洗させるものであるから、ここでは大人の受洗者数のみが現住陪餐会員数の増加数と考えておく。

大人の受洗者数は1990年度では年間2,936人であったが、2016年度では年間936人と26年間で68.1%減少している。1990年度からの大人の受洗者数の累積数は43,646人である（付表参照）。毎年大人の受洗者数が減少しているが26年間の受洗者が現住陪餐会員としてとどまるならば現住陪餐会員数は、14万6,603人になっていたはずだ。しかし現実には、81,887人である。その違いは、別帳会員の増加と現住陪餐会員と別帳会員の死亡数との和であると考えられる。

表5 受洗者数の推移

| 年度 | 受洗者 | | | | | |
|------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 大人 | | 小児 | | 総計 | |
| | 人数 | 指数 | 人数 | 指数 | 人数 | 指数 |
| 1990 | 2,936 | 100.0 | 289 | 100.0 | 3,225 | 100.0 |
| 構成比 | 91.0% | | 9.0% | | 100.0% | |
| 1995 | 1,877 | 63.9 | 195 | 67.5 | 2,072 | 64.2 |
| 構成比 | 90.6% | | 9.4% | | 100.0% | |
| 2000 | 1,995 | 67.9 | 244 | 84.4 | 2,239 | 69.4 |
| 構成比 | 89.1% | | 10.9% | | 100.0% | |
| 2005 | 1,345 | 45.8 | 102 | 35.3 | 2,246 | 69.6 |
| 構成比 | 59.9% | | 4.5% | | 100.0% | |
| 2010 | 1,395 | 47.5 | 101 | 34.9 | 1,496 | 46.4 |
| 構成比 | 93.2% | | 6.8% | | 100.0% | |
| 2015 | 1,358 | 46.3 | 80 | 27.7 | 1,438 | 44.6 |
| 構成比 | 94.4% | | 5.6% | | 100.0% | |
| 2016 | 936 | 31.9 | 57 | 19.7 | 993 | 30.8 |
| 構成比 | 94.3% | | 5.7% | | 100.0% | |
| 累積数 | 43,626 | | 3759 | | 51,429 | |
| 構成比 | 84.9% | | 7.3% | | 100.0% | |

（出典）『教団年報』各年度版より作成

現住陪餐会員と別帳会員の死亡数や別帳へ移された信徒の実数はわからないと

しても、現住陪餐会員と別帳会員の死亡数は、現住陪餐会員の年齢構成によって今後の動向はかなり確実に予測できる。受洗者が生涯を通じて現住陪餐会員であり続けるとすれば（別帳に移される信徒がゼロであれば）、会員の死亡者数（ $D_2 + D_2'$ ）を3,000と見込めば、受洗者数が3,000でなければ、現住陪餐会員数の増加は見込めない（(5)式参照）。この数字は、1990年度の受洗者数2,936に近い。仮に、死亡者数が2,000であれば、ほぼ1,000人の現住陪餐会員数の増加が可能なのである。

2. 別帳会員数の減少

(5)式が示すように ΔE_2 がマイナスになるなら、つまり、別帳会員数が減少するなら、 ΔA_2 の減少幅は縮小していく。仮に、2016年度の受洗者数が、2015年度の数字1,358であり、別帳会員が現住陪餐会員に復帰する数が500であれば、死亡者数が3,000であったとしても、現住陪餐会員数の減少は1,142人である。もし、各教会・伝道所に毎年1名の受洗者が与えられれば、毎年、1,707名の受洗者が得られることになる。とすれば、これまで別帳会員であった人が500人、現住陪餐会員に復帰するとすれば、会員の死亡者数が3,000であったとしても、現住陪餐会員の減少は793人に減少する。これらの数字は仮説的な数字によって計算した単なる数字である。けれども、26年間で現住陪餐会員が10万2,957人から8万1,887人に（2万1,070人: 21.5%）減少したその減少数を漸進的に減少させて行き、ついには増加に転ずるなら、長い期間を通じて、現住陪餐会員を増加させることができるかもしれない。たとえ増加に転じないとしても、現住陪餐会員がゼロになる日が先送りされるであろう。これらの戦略変数を銘記して適切な方策を実行していくことなく、現状の推移を座視するならば「その日」は予想より早く到来するかもしれない。

もちろん、筆者が述べてきたことは、教団や教会関係者にとっては周知のことであり、筆者のモデルでの考察は恣意的であるとも指摘されよう。しかしながら、教会を含むあらゆる宗教団体は人間の世界の稀少な資源を用いてその宗教活動を行うのであるから、効果的に計画性をもってその目的を果たすために、合理的な思考も必要だと思われる。本稿はその一つの試みである。

5 現住陪餐会員の減少の原因

教団や教会関係者が、これまで、現住陪餐会員の増加要因である受洗者を起こしていくために、さらに、現住陪餐会員を別帳会員にしないようにしていくために、様々な試みをなしてきたことであろう。それにもかかわらず、現住陪餐会員が減少してきたのはなぜなのか。現住陪餐会員の減少は、これまでの試みや努力が無駄であったことを示すのか。必要だと考えられた方策の効果を発揮させるための、人的、資金的物量が足りなかったのか。現住陪餐会員の減少の原因を間違っ理解していたのか。対策は間違っはいなかったけれども対策を実行するタイミングを逸したのか。それとも、教団や個別教会が対策を講じることさえできない、「外部要因」によって効果が打ち消されたのか。したがって、現住陪餐会員数の減少を食い止め逆転させる力は、教団や教会にはないのか。

もちろん現住陪餐会員減少の原因は単一ではなく複合的なものであろう。そうであれば一層、原因探求の努力と現在の状況の理解の共有と問題解決のための諸努力の統合が必要である。まずは教団の現状を何とかしなければならないという現状認識と将来への方向性において一致することができなければ、いかなるものであれ、方策さえ議論できないかもしれない。現状意識と方向性において一致できたとしても、有効な対策をとるための前提としての現住陪餐会員の減少の原因の認識において一致することは困難であるかもしれない。原因の把握において一致できたとしても、そのための対策に関する一致はさらに困難である。対策のために用いる人的・金銭的資源が稀少だからである。稀少な資源をどれだけ、どの方面に用いるかという資源配分上の優先順位の問題があるからである。しかもこれらすべての問題を教会会議で決めていかざるを得ないのであるから、政治的意思決定の問題が伏在していると言えよう。仮にこれらすべての困難を乗り越えて、一致した対策をとることができたとしても、その効果が表れるのに時間がかかる。現住陪餐会員の減少に歯止めがかかるには何年かかるのだろうか。現住陪餐会員数が増加に転じたとき、どれほどの現住陪餐会員が残っているだろうか。彼らにそれぞれの教会を、日本におけるプロテスタント・キリスト教会を力強く立ち上げる力や熱意が残っているだろうか。問題の一つは時間である。

しかしながら、ことは、宗教「団体」の問題であるが「信仰」にかかわる問題

でもある。この世のすべての問題は人間の努力を超越した「神のみ旨」によって成るのであるから、現住陪餐会員の減少も増加も「神の御意思」である。人間の行動で問題を解決するのは困難である。むしろ現実を神の御意思の反映と受け止め私たちに課せられた責務（福音の宣教）を忠実に果たしていくことによってやがて現住陪餐会員も増加していこう。仮に、現住陪餐会員がゼロになってもそれが神の御意思である。そのようにすべて神にゆだねていくことこそが真に問題の解決方策である。現住陪餐会員数の減少に一喜一憂することこそ、神への不信ではないか。このように考える向きもあろう。これが「宗教」団体というものかもしれない。

(1) キリスト教への需要の減少

けれども本稿の立場は、宗教法人としての教団を通常の事業法人と同じように倒産（消滅）しうる団体としてみるものである。⁽¹⁴⁾つまり、キリスト教という宗教の信徒（現住陪餐会員）が減少するという事はキリスト教という宗教への需要が減少している証拠だと見るのである。つまり、教団の現住陪餐会員数の長期減少傾向は教会の提供するサービスへの需要が長期的に減少しているのだと考えることができる。自己の提供する生産物への需要が長期的に減少している企業は経営上の危機にあるといえる。そのような企業は自己の提供する生産物への需要が減少している企業は損益計算書（フロー情報）と貸借対照表（ストック情報）とに赤字が生じてくる。企業にとっての会計情報は企業の現状と将来動向を語っているのである。

教団の教勢データは教団の現状を示すと同時に教団の将来に対しての警告を発しているのではないか。教団や教会の提供する生産物（サービス）とは何なのか。⁽¹⁵⁾教会の提供するサービスへの需要は如何にして増加させ得るのか。キリスト教会の顧客を増やすには何をしたらいいのか。⁽¹⁶⁾この点は、避けて通れぬ課題である。

(2) 礼拝出席者数と教会学校出席者数の減少

前述のごとく、受洗者の減少が現住陪餐会員数の減少の大きな要因である。ではなぜ受洗者が減少したのか。人が受洗しキリスト教の信者（現住陪餐会員）になる決心をするのは教会の礼拝に出席することからはじまるのである。つまり礼拝出席者が現住陪餐会員へと変えられていくのである。

表6は礼拝出席者数と教会学校（Church school:CS）出席者数とCS教師数の

推移を示したものである。

表6 礼拝出席者と教会学校出席者および教師数の推移

| 年度 | 礼拝 | | 出席者数 | | | | 教会 | 学校 | | |
|------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 日曜朝拝 | 指数 | 日曜夕拝 | 指数 | 計 | 指数 | 出席数 | 指数 | 教師数 | 指数 |
| 1990 | 60,803 | 100.0 | 4,014 | 100.0 | 64,817 | 100.0 | 35,102 | 100.0 | 11,518 | 100.0 |
| 1995 | 60,293 | 99.2 | 3,919 | 97.6 | 64,212 | 99.1 | 25,413 | 72.4 | 10,384 | 90.2 |
| 2000 | 59,533 | 97.9 | 3,447 | 85.9 | 62,980 | 97.2 | 21,099 | 60.1 | 9,445 | 82.0 |
| 2005 | 58,597 | 96.4 | 2,628 | 65.5 | 61,225 | 94.5 | 18,471 | 52.6 | 9,130 | 79.3 |
| 2010 | 56,240 | 92.5 | 2,622 | 65.3 | 58,862 | 90.8 | 15,918 | 45.3 | 8,341 | 72.4 |
| 2015 | 52,913 | 87.0 | 2,604 | 64.9 | 55,517 | 85.7 | 13,290 | 37.9 | 7,856 | 68.2 |
| 2016 | 51,181 | 84.2 | 2,412 | 60.1 | 53,593 | 82.7 | 12,764 | 36.4 | 7,690 | 66.8 |

（出典）『教団年鑑』各年度版より作成

礼拝出席者もCS出席者も当該年度一年間の平均数である。礼拝は日曜朝礼拝と夕礼拝に分けてある。夕礼拝は主として様々な事情で朝の礼拝に出られない人のためになされている。朝礼拝と夕礼拝の両方に出席する人もいるだろう。礼拝出席者の数は教会への関心度（教会サービスへの需要）を示す指標と考えられる。朝礼拝の出席者は1990年度から26年間で15.8%減少、夕礼拝は39.9%減少、総計数では17.3%減少している。2016年度末の現住陪餐会員は8万1,887人であるので、現住陪餐会員の全てが日曜の礼拝に出席しているわけではない。現住陪餐会員とて諸事情で礼拝に出席できないときがある。2016年度の礼拝出席者5万3,593人の内どれだけが現住陪餐会員なのであろうか。受洗者は礼拝出席者の内、未現住陪餐会員から出てくるのである。2016年度の大人の受洗者936人は、継続的に礼拝に出席している未現住陪餐会員から生まれてきたのである。継続して礼拝に出席している未現住陪餐会員が洗礼を受ける決心をするように導いていくことは教会の重要な目標である。

CSの出席者は63.6%の減少、CSの教師数は33.2%減少している。CS教師は、教会員の中からCS教師としての役割が与えられる。CSは、幼稚園児から高校3年生までを対象にその教会の実情に応じて運営されている。彼らは礼拝説教が理解できるようになると日曜礼拝に出席する。中学生でも高校生であっても、自分で決心して洗礼を受け、現住陪餐会員になる。そのCSの平均出席者が、3万5,102

人から1万2,764人と減少したことは次世代の現住陪餐会員を生み出す可能性が小さくなっているといえる。

本稿で検討してきた1990年度から2016年度までの教勢データの中で最大の減少率を示すのはこの教会学校の出席者数である。なぜこのように教会学校の出席者数が減少したのか。その理由は現住陪餐会員が減少した理由と決して無縁ではない。

なぜCSの生徒数が減少したのか。ここには、教会だけではなく、特に、CS教師の悩みがある。CS教師は青少年に寄り添いながら彼らの心と魂の成長を見守りながら彼らが信仰者となっていくことを支援する。CS教師は、教会の働きにおいて重要な意義を持っているからだ（図3参照）。現住陪餐会員の減少、ことに青年のCS教師が不足するということは、次世代の教会活動の担い手（働き人）の減少、次世代の育成という点で一抹の憂慮をもたらす。ここにも、現住陪餐会員の年齢別構成の高齢化が教団や教会の将来について危機感を抱かせる現実的根拠があるといえる。

我々は、4、5節において、現住陪餐会員の長期減少について、データで確認した。これは図3の【Ⅱ】の部分のかかわる議論であった。次節では、現住陪餐会員減少が及ぼす財政的な影響（図3の【Ⅲ】）を検討する。

6 教会の財政構造と現住陪餐会員数の重要性

(1) 教会の収入構造

教規第115条①には「教師の謝儀および教会の負担金、その他教会に必要な経費は信徒の献金、寄付金および教会財産から生じる果実、その他の収入によって支弁するものとする」と規定されている。表7には、教会の経常収入とその内訳が、月定献金、礼拝献金、特別献金の3つに分けて示されている。経常収入総額は、1990年度と2016年度ではほぼ同額であり、献金総額が経常収入総額に占める割合は1990年度で95.5%、2016年度では97.0%である。教会の経常収入は献金の動向に依存していることがわかる。

「月定献金」は、教会員が毎月の金額を決めてささげる、教会財政の基礎とな

るものである。教会維持献金とも呼ばれる（『信徒必携』:77）。これは、現住陪餐会員と不在会員による献金である。不在会員は、教会籍を移動させない限り、洗礼を受けた教会に献金をささげる義務がある。不在会員が教会籍を移動させた場合、移動先の所属教会の現住陪餐会員となりその教会に月定献金をささげることになる。移動元の教会では、現住陪餐会員数の数と月定献金額は減少するが、教団全体にとっては現住陪餐会員数も月定献金額も変わらない。

表7 経常収入と支出の推移

| 年度 | 経常収入 | | 主要収入（単位千円） | | | | 経常支出 | | 主要支出（単位千円） | | | | | |
|------|------------|-------|------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|------------|-------|---------|-------|-----------|-------|
| | 計(千円) | 指数 | 月定献金 | 指数 | 礼拝献金 | 指数 | 特別献金 | 指数 | 計(千円) | 指数 | 伝道費 | 指数 | 教師謝儀 | 指数 |
| 1990 | 11,177,273 | 100.0 | 5,989,201 | 100.0 | 1,775,775 | 100.0 | 2,908,208 | 100.0 | 8,053,773 | 100.0 | 692,242 | 100.0 | 5,053,569 | 100.0 |
| 構成比 | 100.0% | | 53.6% | | 15.9% | | 26.0% | | 100.0% | | 8.6% | | 62.7% | |
| 1995 | 12,964,134 | 116.0 | 6,948,729 | 116.0 | 2,082,146 | 117.3 | 3,555,755 | 115.4 | 9,467,268 | 117.6 | 791,143 | 114.3 | 5,958,055 | 117.9 |
| 構成比 | 100.0% | | 53.6% | | 16.1% | | 25.9% | | 100.0% | | 8.4% | | 62.9% | |
| 2000 | 13,127,309 | 117.4 | 7,125,273 | 119.0 | 2,142,078 | 120.6 | 3,425,380 | 117.8 | 9,830,155 | 122.1 | 714,660 | 103.2 | 6,211,118 | 122.9 |
| 構成比 | 100.0% | | 54.3% | | 16.3% | | 26.1% | | 100.0% | | 7.3% | | 63.2% | |
| 2005 | 12,538,181 | 112.2 | 6,791,624 | 113.4 | 2,128,844 | 119.9 | 3,235,912 | 111.3 | 9,535,777 | 118.4 | 629,899 | 91.0 | 6,146,400 | 121.6 |
| 構成比 | 100.0% | | 54.2% | | 17.0% | | 25.8% | | 100.0% | | 6.6% | | 64.5% | |
| 2010 | 11,817,752 | 105.7 | 6,323,894 | 105.6 | 2,057,870 | 115.9 | 3,142,362 | 108.1 | 9,023,287 | 112.0 | 542,615 | 78.4 | 5,892,667 | 116.6 |
| 構成比 | 100.0% | | 53.5% | | 17.4% | | 26.6% | | 100.0% | | 6.0% | | 65.3% | |
| 2015 | 11,244,017 | 100.6 | 5,831,025 | 97.4 | 2,034,761 | 114.6 | 3,081,499 | 106.0 | 8,521,343 | 105.8 | 484,258 | 70.0 | 5,531,191 | 109.5 |
| 構成比 | 100.0% | | 51.9% | | 18.1% | | 27.4% | | 100.0% | | 5.7% | | 64.9% | |
| 2016 | 10,912,443 | 100.0 | 5,683,989 | 94.9 | 1,972,704 | 111.1 | 2,924,442 | 100.6 | 8,350,647 | 103.7 | 468,738 | 67.7 | 5,451,651 | 107.9 |
| 構成比 | 100.0% | | 52.1% | | 18.1% | | 26.8% | | 100.0% | | 5.6% | | 65.3% | |

（出典）『教団年鑑』各年度版より作成。

「礼拝献金」は、礼拝出席者が、現住陪餐会員であれ、そうでない者であれ、礼拝式の中でささげる献金である。「特別献金」は、受洗、結婚、就職、逝去、その他の特別な出来事があったとき（それを記念して）とかクリスマス、受難節（週）、復活日や聖霊降臨日（ペンテコステ）等、教会の祝節に際してささげるものである。または、献金者がその用途を明記してささげる献金である（『信徒必携』:78-79）。

献金額はすべて各自が自発的に決めるものなので教会の予算策定においては、現住陪餐会員数や礼拝出席者数の動向は重要な要因である。

それぞれの献金総額は、1990年度に比して2016年度は、月定献金が5.1%の減少、

礼拝献金が11.1%の増加、特別献金は0.6%の増加を示している。収入総額に占める各献金の割合は、月定献金が1.5%の減少、礼拝献金は2.2%の増加、特別献金は0.8%の微増である。

献金額の変動は、献金をする人の数と1人当たりの献金額を乗じたものである。一人当たりの献金額は、献金総額を献金者数で除することによって事後的にその平均値を知ることができる。表8は、一人当たりの献金額を示したものである。月定献金は現住陪餐会員数で、礼拝献金は礼拝出席者数で除してある。前者は、1990年度は一人当たり一年間58.17千円であったものが2016年度では69.41千円となり26年間で19.3%上昇している。後者は、それぞれ、27.40千円、36.81千円、34.4%の増加である。

表8 一人当たりの献金額と負担金

| 年度 | 現陪数 | | | | 月定献金 | | | | 礼拝出席 | | | | 礼拝献金 | | | | 現陪数+ | | | | 負担金割当額 | | | |
|------|---------|-----------|-------|-------|--------|-----------|-------|-------|---------|------------|------|-------|------|----|------|---|------|------|----|----|--------|----|--|--|
| | 人 | 千円 | 千円/人 | 指数 | 者数 | 人 | 千円 | 千円/人 | 指数 | 礼拝者数 | 人 | 千円 | 千円/人 | 指数 | 礼拝者数 | 人 | 千円 | 千円/人 | 指数 | 千円 | 千円/人 | 指数 | | |
| 1990 | 102,957 | 5,989,201 | 58.17 | 100.0 | 64,817 | 1,775,775 | 27.40 | 100.0 | 167,774 | 548,664.10 | 3.27 | 100.0 | | | | | | | | | | | | |
| 1995 | 102,758 | 6,948,729 | 67.62 | 116.2 | 64,212 | 2,082,146 | 32.42 | 118.4 | 166,974 | 684,250.00 | 4.10 | 125.3 | | | | | | | | | | | | |
| 2000 | 99,055 | 7,125,273 | 71.93 | 123.7 | 62,980 | 2,142,078 | 34.01 | 124.1 | 162,035 | 713,296.00 | 4.40 | 134.6 | | | | | | | | | | | | |
| 2005 | 95,636 | 6,791,624 | 71.02 | 122.1 | 61,225 | 2,128,844 | 34.77 | 126.9 | 156,861 | 653,973.10 | 4.17 | 127.5 | | | | | | | | | | | | |
| 2010 | 90,184 | 6,323,894 | 70.12 | 120.5 | 58,862 | 2,057,870 | 34.96 | 127.6 | 149,046 | 630,824.39 | 4.23 | 129.4 | | | | | | | | | | | | |
| 2015 | 83,884 | 5,831,025 | 69.51 | 119.5 | 55,517 | 2,034,761 | 36.65 | 133.8 | 139,401 | 626,630.10 | 4.50 | 137.5 | | | | | | | | | | | | |
| 2016 | 81,887 | 5,683,989 | 69.41 | 119.3 | 53,593 | 1,972,704 | 36.81 | 134.4 | 135,480 | 634,665.00 | 4.68 | 143.2 | | | | | | | | | | | | |

(出典)『教団年鑑』各年度版より作成 (注) 現陪とは現住陪餐会員の略

しかしこれは教団全体のマクロ数字による算数にすぎない。献金額は、現住陪餐会員数や礼拝出席者数、各教会の地域事情、人口や経済状況や、現住陪餐会員や礼拝出席者の所得状況やそれぞれの意思決定によって異なる。それゆえに、各教会の財政事情には違いが生じる。例えば、その地域の人口動向や人口の年齢別構成によっても教会の財政は大きな影響を受けるものと思われる。教会員の高齢化は、現住現住陪餐会員が少ない教会や伝道所では極めて切実な問題である。

(2) 教会の支出構造

経常支出総額は、1990年度は80億5,377万3千円であり2016年度は83億5千64万7

千円となり3.7%増加している。経常支出の内訳は各教会・伝道所で異なると思われるが教団のデータには「伝道費」と「教師謝儀」のデータが示されている。「伝道費」と言っても、その費目の内容が教団の会計基準として、厳密に統一されているのかどうか不明である。「教師謝儀」はその内容が比較的明確である。いわば、通常の勤労者の給与・俸給に相当するものであるといつてよいからである。

「伝道費」は1990年度を100.0とすると2016年は67.7で、32.3%減少している。「教師謝儀」は同じ期間で7.9%の上昇である。教師謝儀が経常支出の中に占める比率は1990年度が62.7%、2016年度が65.3%と上昇しているが、実際の教師謝儀額が増加したかどうかはそれぞれの教会や伝道所によって大きな違いがあるのではないかと思われるし、さらには謝儀額の水準そのものも問題となる（四国教区財務部委員会（2017）参照）。

（3）経常収支額と教区負担金、教団負担金

経常収入総額の微減と経常支出総額の増加（経常支出の中には教区への負担金も含まれている）は経常収支の黒字幅が、2016年度は1990年度に比して18%の減少となって現れている（表9参照）。経常収支額の黒字幅の減少は、教会や伝道所が将来における計画のため（会堂、牧師館建築等であるとか地震や洪水等の天災や火災等の災害ため、また新たな伝道計画または不測の事態が生じた場合）の予備資金への先行きへの懸念を生むのではないかと思われる。けれども、減少したとはいえ、26年間続いた経常収支の黒字は教会全体で見ると資産額が拡大したと考えられる。もちろん、実際の資産額は把握することは出来ない。資産状況（ストック）と経常収支（フロー）は異なるからである。したがって、フローの財務状況からだけでは教団や教会全体の財政的実情を判断することはできな

表9 経常収支と負担金割額

| 年度 | 経常収支 | | 負担金割額 | |
|------|-----------|-------|------------|-------|
| | 千円 | 指数 | 千円 | 指数 |
| 1990 | 3,123,500 | 100.0 | 548,664.10 | 100.0 |
| 構成比 | 27.9% | | 6.8% | |
| 1995 | 3,496,866 | 112.0 | 684,250.00 | 124.7 |
| 構成比 | 27.0% | | 7.2% | |
| 2000 | 3,297,154 | 105.6 | 713,296.00 | 130.0 |
| 構成比 | 25.1% | | 7.3% | |
| 2005 | 3,002,404 | 96.1 | 653,973.10 | 119.2 |
| 構成比 | 23.9% | | 6.9% | |
| 2010 | 2,794,465 | 89.5 | 630,824.39 | 115.0 |
| 構成比 | 23.6% | | 7.0% | |
| 2015 | 2,722,674 | 87.2 | 626,630.10 | 114.2 |
| 構成比 | 24.2% | | 7.4% | |
| 2016 | 2,561,796 | 82.0 | 634,665.00 | 115.7 |
| 構成比 | 23.5% | | 7.6% | |

（出典）『教団年鑑』各年度版より作成。

（注）経常収支＝経常収入－経常支出。

経常収支の構成比は経常収支を経常収入で除したもの。負担金割当額の構成比は割当額を経常支出で除したもの。

い。ただ、26年間で5億6,170万4千円の減少スピードが持続するとすれば、他の事情が変わらないとして、2016年度末の黒字25億6,179万6千円は118年後の2014年度末には、ほぼゼロとなることが計算できるだけである。これは現住陪餐会員数がゼロとなる2018年に近い年である。

経常収支黒字幅の減少は教区、教団の財政にも問題を生じさせる。各教会の財政状況が悪化すれば当該教会の教区負担金と各教区の教団負担金にも影響を与えるからである。⁽¹⁷⁾

(4) 現住陪餐会員数の重要性

1. 政治的重要性

前述のごとく、教団は3つの総会によって、その働きを担っている。教会総会、教区総会、教団総会それぞれの議員数は、いずれも現住陪餐会員数をもとにして算出されていることから、現住陪餐会員数の政治的重要性がわかる(図2参照)。教区総会議員は、教区内の教会で、現住陪餐会員200名を超える教会は教会担任教師2名、教会の役員である信徒2名、さらに現住陪餐会員が200名を増すごとに教師と信徒役員それぞれ1名を増すことができ、現住陪餐会員が200以下の教会では主任担任教師と信徒役員各1名となっている(教規第61条)。さらに各教区から選出される教団総会議員は教師議員185名と信徒議員数185名である。信徒議員数は、先ず17教区に一律3名を配分し、残りの134議席を各教区の「教会数、教師数、および信徒数がそれぞれの全国数に占める百分比の総和の平均を基準にして定める」(教規第2条)となっている。

2. 財政的重要性

教規第152条には「伝道その他の教団の事業を遂行するに必要な経費は、教区の負担金、献金および財産から生じる果実その他の収入をもってこれにあてる」とある。教団の経費を支弁するための「教区の負担金」は、「教団総会の議決を経て定め」られ(教規第153条)、各教区の負担金の賦課率は、教区内における教会および伝道所の歳出経常費の総額を基準とし、その他適当な方法によって定める(教規第154条)ことになっている。

教規第79条は「教区の経費は、教会および伝道所の負担金、献金、教団交付金その他の収入をもってあてる」とある。教区の経費の支弁のための「負担金は、教区総会の議決を経て定め」られ、「負担金の賦課率は、教会および伝道所の歳

出経常費総額を基準とし、その他適当な方法によって定める」（教規第80条）とされている。

以上のように、教団が教区に割り当てる負担金、それを教区が教会や伝道所に割り当てる負担金の算定に教団に所属する教会や伝道所（教団の被包括宗教団体）の「歳出経費経常費の総額」が基準にされていることが明確である。「歳出経費経常費の総額」は、当該教会や伝道所の経常収入したがって現住陪餐会員数に依存すると考えることができる。

表9によれば、17教区への負担金割当額の総計は、1990年度を100.0とすると、2016年度は、115.7と15.7%増加している。金額にして、5億4,866万4千百円から変動を繰り返しながら、6億3,466万5千円へと増加している。教区への負担が増加したということである。各教区への具体的な割当額さらには各教区内の各教会や伝道所への実際の負担金は毎年変動するとしても、17教区の経常支出総額が、1990年度は80億537万3千円であったものが2016年度では83億5千64万7千円となり、3.7%しか増加していないので（表7参照）、各教区の負担金の負担感が高まっているのではないかと推察される。教団負担金を現住陪餐会員数で除した金額は、1990年度が3.27千円であったものが2016年度には4.68千円へと、43.2%上昇している（表8参照）。

7 教師と信徒

我々は、教団の教勢データをもとに教団の現状を見てきた。教団は1990年度から2016年度までの26年間継続的に現住陪餐会員の減少を示している。その結果、財政上の困難に直面していることを見てきた。現住陪餐会員数の減少が財政上の問題を引き起こしているということができる。教団の現在の課題の核には現住陪餐会員の減少があることが示された。

現住陪餐会員の増減に最も重要なかわりを持つのは教師である。現住陪餐会員数を増加させるには、受洗者を増加させることと別帳へ移る会員を減らすことである。教師は、第一義的には礼拝の説教者であり、説教によって受洗者を起こしていくことを目指しているのである。と同時に信徒の信仰の指導と訓練をしてゆき、受洗者が生涯、信仰者として成長していくこと（現住陪餐会員を別帳会員

にしないこと)をも託されているというべきであろう。信徒は、一生、キリスト者として生きていくことの願いと希望を持つ者である。決して、受洗したら直ちに成熟した信仰者になるわけではない。教師の指導と助けを得て自らが信仰者としての完成を目指して歩いていくのだといえる。

教規には、教会担任教師は、「(1) 礼拝、伝道および信徒の信仰指導、(2) 聖礼典の執行、(3) 結婚式、葬式その他の儀式」を執行することが規定されている(第104条)。

本節ではわれわれは、図3の点線の囲み【I】つまり教会が提供する生産物(サービス)の供給側を検討していく。

表10は教会・伝道所数と現任教師数のデータである。

表10 教会・伝道所数および現任教師数の推移

| 年度 | 教会・伝道所数 | | | | | 現任教師数 | | | | | | | | | |
|------|-----------|-----------|-------|--------|------------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|-------|-------|--|
| | 第1種 教会 | 第2種 教会 | 伝道所 | 計 | 左の内 活動中 | 教会担当 | | | その他 | | | 教師 | | 左の内 | |
| | | | | | | 正教師 | 補教師 | 計 | 正教師 | 補教師 | 計 | 総計 | 正教師 | 補教師 | |
| 1990 | 780 | 673 | 254 | 1,707 | 1,663 | 1,581 | 304 | 1,885 | 218 | 52 | 270 | 2,155 | 1,799 | 356 | |
| 構成比 | 45.7% | 39.4% | 14.9% | 100.0% | 97.4% | 73.4% | 14.1% | 87.5% | 10.1% | 2.4% | 12.5% | 100.0% | 83.5% | 16.5% | |
| 1995 | 783 | 686 | 259 | 1,728 | 1,685 | 1,621 | 267 | 1,888 | 219 | 64 | 283 | 2,171 | 1,840 | 331 | |
| 構成比 | 45.3% | 39.7% | 15.0% | 100.0% | 97.5% | 74.7% | 12.3% | 87.0% | 10.1% | 2.9% | 13.0% | 100.0% | 84.8% | 15.2% | |
| 2000 | 786 | 704 | 240 | 1,730 | 1,689 | 1,596 | 273 | 1,869 | 229 | 63 | 292 | 2,161 | 1,825 | 336 | |
| 構成比 | 45.4% | 40.7% | 13.9% | 100.0% | 97.6% | 73.9% | 12.6% | 86.5% | 10.6% | 2.9% | 13.5% | 100.0% | 84.5% | 15.5% | |
| 2005 | 791 | 713 | 228 | 1,732 | 1,694 | 1,646 | 233 | 1,879 | 232 | 63 | 295 | 2,174 | 1,878 | 296 | |
| 構成比 | 45.7% | 41.2% | 13.2% | 100.0% | 97.8% | 75.7% | 10.7% | 86.4% | 10.7% | 2.9% | 13.6% | 100.0% | 86.4% | 13.6% | |
| 2010 | 795 | 726 | 203 | 1,724 | 1,691 | 1,604 | 225 | 1,829 | 252 | 51 | 303 | 2,132 | 1,856 | 276 | |
| 構成比 | 46.1% | 42.1% | 11.8% | 100.0% | 98.1% | 75.2% | 10.6% | 85.8% | 11.8% | 2.4% | 14.2% | 100.0% | 87.1% | 12.9% | |
| 2015 | 781 | 735 | 195 | 1,711 | 1,681 | 1,553 | 210 | 1,763 | 237 | 42 | 279 | 2,042 | 1,790 | 252 | |
| 構成比 | 45.6% | 43.0% | 11.4% | 100.0% | 98.2% | 76.1% | 10.3% | 86.3% | 11.6% | 2.1% | 13.7% | 100.0% | 87.7% | 12.3% | |
| 2016 | 781 | 735 | 191 | 1,707 | 1,679 | 1,562 | 188 | 1,750 | 232 | 45 | 277 | 2,027 | 1,794 | 233 | |
| 構成比 | 45.6% | 43.0% | 11.2% | 100.0% | 98.4% | 77.1% | 9.3% | 86.3% | 11.4% | 2.2% | 13.7% | 100.0% | 88.5% | 11.5% | |

(出典)『教団年鑑』各年度版より作成

(1) 教会・伝道所数

教会・伝道所数は1990年度と2016年度では1,707と同数である。第1種教会も1991年が780、2017年は781とほぼ同数である。26年間の変化は第2種教会が673か

ら735へと62増加し、伝道所が254から191へと63減少し、休止中の教会・伝道所が16減少したということである。

ここでいう第一種教会とは、「現住陪餐会員がおおむね50名以上を有し、教区の定めた教師謝儀の基準額、その他教会の経費および教区の負担金の金額を支弁し、教会的記王を遂行する教会」をいい（教規第87条②）、第二種教会とは、「第一種教会の条件を具備しない教会で、現住陪餐会員おおむね20名以上を有し、献金総額が教区所定の基準額に達しない教会」である（第87条③）。教会の種別も、現住陪餐会員数と財政状況を基準に区別されている。第一種教会の数が変わらないとしても、現住陪餐会員数が50名以上で財政的に自立できている教会の現住陪餐会員は減少していることが予測できるし、伝道所の数の減少と第二種教会の数の増加は、現住陪餐会員数が20名から49名の教会が増えたことを示唆しているものと考えられる。

（2）教師数

現任教師数を見ると教会担当教師は1990年度に1,885人であったが2016年度には1,750人と135人（7.2%）減少している。教会以外のキリスト教主義学校や神学校で働く教師は1990年度では270人であり、2016年度には277人で、7人（2.6%）増加している。教師総数は2,155人から2,027人と128人（6.3%）の減少である。教会担当の教師は教師総数の87.5%（1990年度）から86.3%（2016年度）へと減少している。教師の大部分が招聘された教会・伝道所での礼拝の執行者であり、人々に洗礼を授けること（信徒の獲得）を委託されているのである。したがって、教師を欠いては教団の目的は達成されえないと言えよう。

（3）教師

教憲第9条には、教団の教師は「神に召され正規の手続きを経て献身した者」とし「按手礼を領した者」を「正教師」とし、「伝道の准允を受けた者」を「補教師」とする、と規定されている。通常、前者を牧師、後者を伝道師という。「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的」（宗教法人法第2条）とする宗教団体である教団の牧師、伝道師には「教会の教会的機能および教務」（教憲第5条、第6条、第7条、および教規第101条参照）を果たす責任が与えられているのである。⁽¹⁸⁾

教師は、教団総会で選ばれる6つの常設委員会の一つである教師検定委員会が

実施する教師検定試験に合格しなければならない。補教師検定試験を受けることのできる者は、教団において「3年以上信徒であった者であって」教団が指定する大学ないし大学院を修了した者である（教師検定規則第3条⁽¹⁹⁾）。正教師検定試験の受験資格は「本教団所属の補教師であって、教団総会議長の任命または承認を受け、2年以上もっぱら伝道に従事した者でなくてはならない」とされている（同第8条）。それぞれの検定試験の受験科目も明記してある（同第4条、5条、6条）。教師検定試験は人の魂（と霊）の世界の教師を送り出すための制度的担保であると考えられる⁽²⁰⁾。（以上2019年5月20日校正済み）

教師は、招聘された教会の礼拝をつかさどり、説教をする。説教において神と会衆（礼拝出席者：求道者と教会員）が出会う。礼拝説教こそは、受洗者を起こす契機である。洗礼を受ける決心をする人は、キリスト者として、生きていこうという決断をするのである。その決断を促す（または阻止する）要因は様々であろう。それらの要因には、教会が影響を及ぼすことのできる要因とそうでない要因がある。教会が、人々の決断に影響を及ぼしえない事柄に、教会の持てる資源を投入しても効果は少ない。教会が洗礼を受けキリスト者として生きようという人々の決断に影響を与えうる働きに、限られた資源を集中させることによってこそ、教会はその使命を果たしうるのである。

(4) 説教の力の欠如

教会が、人々の決断に影響をあたえうる働き（資源）は、教師の礼拝における説教であり、教会員の働きである。言葉による「説教」はプロテスタン教会にとっての中心的役割を担う。

ところが、その説教に問題があるとして、当時、東京神学大学教授でありのち学長に就任した近藤勝彦牧師は、2000年の東京神学大学の教職者セミナーの発題で、以下のように「教師の説教の力の欠如について問題」を提起している（近藤2000）。

「今日の教会における重大な問題の一つは、・・・説教の質にあると、しばしば指摘される。・・・説教が『力ある説教』になっていないということである。・・・説教が聞く者に対して力をもって迫ってこないということである。・・・要するにアピールしないという問題である。もちろん説教においては、聞く者に喜ばれようと、喜ばれなかりょうと『真実の御言葉』が語られることが重大である。・・・その意味では、『正しい内容の説教』

でなければならない。・・・もちろん説教を聴く側の力量も問われる」と（79頁）。

説教を行う教職者セミナーでの発題であるから、近藤は、「説教の力」についての問題を中心に取り扱ってはいるが、説教を聴く側（会衆）、特に、「教会員側の問題」をも次のように指摘している。

『伝道』は教会の全体的な働きである。会衆全体が受容力をもって求道者を招き、受け入れなければならない。今日、いかに多くの教会が開かれた心を失った教会員によって伝道を阻害されていることであろうか。」（80頁）

近藤が言うように、説教が「説教の力」（「聴く者への力」）を失い、会衆（特に教会員）が、「説教を聴く力量」、「求道者を招く受容力」、「開かれた心」を失ったのはなぜだろうか。

この点の解明は、教団の教勢低下の阻止と回復を図る上で避けることのできない重要な課題であろうと思われる⁽²¹⁾。

(5) 多様な会衆

鍵は「会衆」とはどのような人たちであるか、人は何によって動かされるか、ということの理解にあると考えられる。洗礼を受ける、キリスト者として生きるというのはその人の決断であり、その人の自由な意思決定であるからだ。

説教者が向かう「会衆」は多様である。性別、年齢、生まれ育った（文化的、自然的、生活的、経済的）環境、現在の職業や仕事、受けてきた教育、経験や体験、価値観、思想、教会に足を運んだ動機やきっかけ、抱えている問題や関心事（究極的なものであれ当面の現実的なものであれ）や悩み、物事への感受性等々、様々である。「会衆」という一人の人間がいるのではない。その多様な背景を持つすべての人に毎回、「魂の深みに語りかけ、魂の底からその人を揺り動かす」（92頁）説教をするのは、至難である。

意を決して初めて教会に足を踏み入れた人が、その日の礼拝説教によって「魂が揺さぶられる」という経験をすることは、あっても、稀であろう。洗礼を受け現住陪餐会員となった教会員であろうとも、礼拝説教からの刺激が全くないなら、やがて教会から足が遠のくかもしれない。特に、学生や社会人にとっては、礼拝出席を億劫にさせる事情はふえている。学生は学生仲間との、社会人は教会以外の人との「付き合い」を無視できなくなってくる。家庭を持ち家族が増えると、また別の問題が生じてくる。児童や生徒たちは、様々な学校行事や塾での勉強等々

によって、CSや礼拝に出席する時間を持つことができなくなるかもしれない。現実の生活の中で、CSや礼拝に出席する回数が少なくなる。会衆一人ひとりにはそれぞれに事情がある。礼拝出席がままならない時期がある。こうして別帳会員数が増加し、現住陪餐会員は減少する。

(6) 信徒の力量不足

近藤がいうように「説教の力」がなくなっていることが事実であるとしてもその原因は説教者の説教だけにあるのではない。いわゆる「会衆の質」の問題もある。説教を聴くということは、ラジオの短波放送を聴くようなものである。テレビのようにリモコンのボタンを押したり、パソコンでアドレスを打ち込んだりマウスでクリックするのではなく、ラジオ放送の周波数に、自分でダイヤルを合わせるようなものである。ラジオ放送の周波数と視聴者によるダイヤル操作が一致しなければラジオ放送は聞けない。説教がよく準備された「真実の御言葉が語られ、正しい内容の説教」であったとして、それを聴く側（教会員）に、説教の周波数に同調するための準備がなければならない。それを近藤は「聴く側の力量」といっているのだと考えられる。

「説教は礼拝の中で会衆に御言葉を語り、会衆を養い、戒め、導き、会衆とともに伝道する」と近藤は言う（81頁）。けれども、「開かれた心を失った教会員によって伝道が阻害されている」ともいう（80頁）。今日の伝道の不振の原因は「説教の力の欠如」だけでなく「教会員の働き力の欠如」にもあるというのである。

初めて教会に来た人、初めて礼拝に出席した人への教会員の接し方、教会員同士の関係等、教会員側にも「伝道不振」の原因があるのだ。牧師の説教に足りない点を補う教会員の働きがあつて、「説教はよくわからない、けれども、教会の人はとてもファミリアであり私を歓迎してくれていることがわかる、来週も教会に行こう」と思わせることになるのではないか。しかし、教会員の働きは、ただ、「教会の人たちはファミリアであり、歓迎してくれるという親しい人間関係」の構築のみではない。

教会に足を踏み入れる人たちには何らかの「求め」があるはずだ。教会はその「求め」に応えてくれるのではないかという期待が「魂の奥深く」にあるのだと考えることができるのではないか。その「求め」は本人にもわからないことであ

るかもしれない。説教がそのような人の潜在的な「求め」を自覚させ、顕在化させることこそ「説教の力」であろう。

教会員が「求める人」と親しくなっていけば、そして信頼関係を築いていくなれば、やがて、キリスト教について、信仰について、教会についての様々な疑問をぶつけられることもあろう。個人的な課題や悩みを打ち明けられるかもしれない。そのとき、教会員が応え語ることばやその語り口が「求道の人」をさらに教会に結び付けるのに力を持つのではないか。教会員は求道者の様々な疑問や問いかけにその人なりの応答ができるとよい。このような「教会員の働き」こそが、教会員の「説教を聴く力量」、⁽²²⁾「求道者を招く受容力」、⁽²²⁾「開かれた心」を養う道であろう。

(7) 同じ小舟の漕ぎ手

洗礼を受けたということは、教会員になったということであって「(成熟した)信徒」になったということではないのではなからうか。牧師は教師試験をパスし按手礼を受けて「牧師」になったということではないのではなからうか。洗礼や按手礼受けることは、信徒や牧師になっていくための道を歩んでいくという「決断」をしたということであり、はじまりの一步に過ぎない。教師も教会員も、不漸の成長(成熟)への努力・研鑽が求められているということではなからうか。教師と教会員とはそういう意味で「弟子仲間」あり「同道二人」であり、偶然乗り合わせた「同じ小舟の漕ぎ手」だといえるのではないか。

このような教師(牧師)と信徒(教会員)の関係を、『信徒必携』は次のように述べている。

『教師』はイエス・キリストを信じる者たちの中から、特に神の召命(選ばれる招かれること)を受け、教会によって任職されて、説教と聖礼典(洗礼と聖餐)の執行、および伝道や牧会に専心たずさわる人々である。これに対して『信徒』とは、教師と身分上の違いはないが、職務においては教師とは別の形で、証と奉仕と交わりを担う人々である。」(日本基督教団東京教区(2005)、10頁)「教会の秩序の中で『教師』『信徒』とは、それぞれの固有の使命と役割を神から与えられている。したがって、いずれも、主なるキリストの召しと導きのもとに、互いに奉仕し合い、連帯して、教会の生命と使命を担うのである。」(同、11頁)。「教師は、神に専心仕えるものとして、尊ばれなければならない。万人祭司(キリスト者全員が、他者を神に導く祭司であるという考え)というプロテスタント教会の

原則は、信徒の使命を重視するものである・・・」（同、67）。「信徒と教師との間には、深い信頼関係が必要であって、相互に愛と理解によって助け、励まされなければならない。よい教師によってよい教会が形づくられ、よい信徒が生まれる。同時にまたよい信徒によってよい教師がつけられるとも言われる」（同、67-68頁）。「教師の喜びは、教会が平和であり、その内容も数もしだいに充実し、信徒とその家庭が信仰に進み、いつも幸福であることである。信徒が教師を喜ばせる道は、何よりもりっぱなキリスト者になり、つねに教会を中心にして生活することである」（同、69頁）。

8 召命と喜びの共同体－ひそかな期待

通常以上に長くなった本稿の終わりに当たって、筆者のひそかな期待を記しておきたい。筆者は、これまで、我が国の多様な宗教団体の現状とその中での小さな規模のプロテスタント教会の団体である日本基督教団の教勢データで見えてきた。教団の教勢は着実に低下している。現住陪餐会員が2016年度末で8万2千人弱のプロテスタント教会の行く末を憂慮する人たちは、多様な宗教が存在する日本において多くはない。しかしながら、教団所属の教会の教師や信徒にとっては、決して小さな問題ではない。本稿は、教団の教勢低下の現状をデータで確認することだけが目的ではない。データはデータである。そのデータが語る叫びを聴くことによって、教団はその教勢を阻止し、回復する力を結集していくことができるのではないかと考える。本稿、そのための糸口の一つにすぎない。

もちろん、本稿で述べていることは、教団の教師や信徒にとって目新しいことではない。それぞれの教会は、その所在する地域で奮闘しているのである。問題もそれに対する対策も工夫も異なる。本稿で用いたデータは各教会からの報告を集計したマクロの数字である。教団は、地域ごとに教区をおいている。各教区や個別教会のデータは、各教区レベルでより詳細に得られ、問題とそれへの対策もきめ細かく工夫できるのではないか。これらの問題は、教団や教区の課題であろうと思われる。

伝道は教会の全体的な働きである。教師も会員も、今日、教会や教団が直面している様々な問題を「開かれた心」で受けとめ、互いに虚心に、語り合い、共に担うべき課題を整理して、それぞれに与えられた働きをなしていく決心と決断

が必要なのではないだろうか。問題は解決されるためにある。

教師は牧師として「召命」を受けた。教会員も信徒として「召命」を受けた。その召命に従って、教師と教会員とはそれぞれの固有の使命と役割を果たしながら教会の命と使命を担うのである。教師と教会員はそれぞれの「召命」を基礎に互いに尊敬し信頼しあってキリスト者として成長していき、結果として教会の成長を喜ぶ者である。その意味では教師と信徒は「召命と喜びの共同体の一員」と言ってもいいのではないか。

日本におけるプロテスタント・キリスト教の小さな団体である日本基督教団が直面している問題は大きく多い。けれども、「召命と喜びの共同体の一員」である教師と信徒が互いに尊敬と信頼を持って現実の問題の重荷を負いあうことができるなら、教団と教会の将来への希望が生み出されるのではないか。筆者のひそかな期待である。

付表 日本基督教団の教勢の推移：1990年度～2016年度

| 年度 | (1) 教会・伝道所数 | | | | (2) 現任教師数 | | | | | (3) 礼拝出席者数 | | | (4) 教会学校 | | (5) 受洗者数 | | | | |
|------|-------------|----------|-----|-------|-----------|-------|-------|-----|-----|------------|----------|--------|-----------|--------|----------|--------|-------|-----|-------|
| | 第種 教会 | 第種 教会 | 伝道所 | 計 | 左記の内 | | 教会担当 | | | 日曜 朝拝 | 日曜 夕拝 | 計 | 出席 平均数 | 教師数 | 大人 | 小児 | 総数 | | |
| | | | | | 中 | 活動中 | 正教師 | 職師 | 正教師 | | | | | | | | | 職師 | 計 |
| 1990 | 780 | 673 | 254 | 1,707 | 44 | 1,663 | 1,581 | 304 | 218 | 52 | 2,155 | 60,803 | 4,014 | 64,817 | 35,102 | 11,518 | 2,936 | 289 | 3,225 |
| 1991 | 782 | 672 | 253 | 1,707 | 44 | 1,663 | 1,606 | 282 | 216 | 55 | 2,159 | 60,833 | 4,153 | 64,986 | 33,999 | 11,467 | 1,982 | 198 | 2,180 |
| 1992 | 785 | 673 | 255 | 1,713 | 45 | 1,668 | 1,610 | 288 | 222 | 52 | 2,172 | 59,027 | 2,828 | 61,855 | 31,642 | 11,309 | 2,383 | 218 | 2,601 |
| 1993 | 783 | 675 | 256 | 1,714 | 42 | 1,672 | 1,604 | 289 | 239 | 55 | 2,187 | 61,261 | 3,849 | 65,110 | 29,436 | 10,884 | 2,312 | 241 | 2,553 |
| 1994 | 783 | 682 | 256 | 1,721 | 42 | 1,679 | 1,618 | 274 | 228 | 61 | 2,181 | 60,802 | 3,791 | 64,593 | 27,348 | 10,671 | 2,243 | 227 | 2,470 |
| 1995 | 783 | 686 | 259 | 1,728 | 43 | 1,685 | 1,621 | 267 | 219 | 64 | 2,171 | 60,293 | 3,919 | 64,212 | 25,413 | 10,384 | 1,877 | 195 | 2,072 |
| 1996 | 782 | 692 | 252 | 1,726 | 43 | 1,683 | 1,608 | 287 | 220 | 69 | 2,184 | 60,260 | 3,679 | 63,939 | 23,978 | 10,217 | 2,204 | 223 | 2,427 |
| 1997 | 784 | 696 | 244 | 1,724 | 44 | 1,680 | 1,594 | 296 | 231 | 59 | 2,180 | 59,785 | 3,434 | 63,219 | 22,679 | 9,993 | 1,518 | 155 | 1,673 |
| 1998 | 786 | 698 | 242 | 1,726 | 43 | 1,683 | 1,583 | 291 | 232 | 64 | 2,170 | 59,941 | 3,529 | 63,470 | 22,000 | 9,752 | 1,900 | 137 | 2,037 |
| 1999 | 787 | 703 | 240 | 1,730 | 41 | 1,689 | 1,591 | 273 | 224 | 65 | 2,153 | 60,185 | 3,357 | 63,542 | 22,490 | 9,483 | 1,875 | 182 | 2,057 |
| 2000 | 786 | 704 | 240 | 1,730 | 41 | 1,689 | 1,596 | 273 | 229 | 63 | 2,161 | 59,533 | 3,447 | 62,980 | 21,099 | 9,445 | 1,995 | 244 | 2,239 |
| 2001 | 789 | 703 | 240 | 1,732 | 40 | 1,692 | 1,544 | 335 | 236 | 61 | 2,176 | 60,007 | 3,725 | 63,732 | 20,532 | 9,364 | 2,246 | 178 | 2,424 |
| 2002 | 791 | 707 | 233 | 1,731 | 40 | 1,691 | 1,626 | 259 | 235 | 60 | 2,180 | 59,095 | 3,063 | 62,158 | 21,189 | 9,404 | 1,511 | 135 | 1,646 |
| 2003 | 790 | 706 | 228 | 1,724 | 38 | 1,686 | 1,629 | 263 | 231 | 66 | 2,189 | 59,350 | 3,020 | 62,370 | 19,920 | 9,360 | 1,725 | 156 | 1,881 |
| 2004 | 791 | 709 | 227 | 1,727 | 38 | 1,689 | 1,624 | 257 | 234 | 62 | 2,177 | 59,152 | 2,811 | 61,963 | 19,383 | 9,266 | 1,867 | 161 | 2,028 |
| 2005 | 791 | 713 | 228 | 1,732 | 38 | 1,694 | 1,646 | 233 | 232 | 63 | 2,174 | 58,597 | 2,628 | 61,225 | 18,471 | 9,130 | 1,345 | 102 | 2,246 |
| 2006 | 792 | 715 | 223 | 1,730 | 37 | 1,693 | 1,661 | 244 | 233 | 64 | 2,202 | 58,691 | 2,633 | 61,324 | 17,872 | 8,830 | 1,424 | 120 | 1,544 |
| 2007 | 792 | 717 | 217 | 1,726 | 37 | 1,689 | 1,600 | 270 | 232 | 59 | 2,161 | 58,160 | 2,697 | 60,857 | 17,389 | 8,624 | 1,747 | 125 | 1,872 |
| 2008 | 794 | 716 | 215 | 1,725 | 35 | 1,690 | 1,625 | 246 | 247 | 60 | 2,178 | 57,284 | 2,365 | 59,649 | 16,797 | 8,604 | 1,170 | 79 | 1,249 |
| 2009 | 794 | 720 | 210 | 1,724 | 35 | 1,689 | 1,612 | 229 | 252 | 58 | 2,151 | 57,192 | 2,491 | 59,683 | 16,612 | 8,488 | 1,403 | 115 | 1,518 |
| 2010 | 795 | 726 | 203 | 1,724 | 33 | 1,691 | 1,604 | 225 | 252 | 51 | 2,132 | 56,240 | 2,622 | 58,862 | 15,918 | 8,341 | 1,395 | 101 | 1,496 |
| 2011 | 792 | 723 | 201 | 1,716 | 31 | 1,685 | 1,600 | 218 | 239 | 50 | 2,107 | 55,795 | 2,389 | 58,184 | 15,287 | 8,218 | 1,314 | 99 | 1,413 |
| 2012 | 787 | 729 | 199 | 1,715 | 31 | 1,684 | 1,585 | 214 | 240 | 49 | 2,088 | 55,071 | 2,376 | 57,447 | 14,716 | 8,098 | 1,548 | 96 | 1,644 |
| 2013 | 786 | 730 | 200 | 1,716 | 31 | 1,685 | 1,547 | 214 | 240 | 53 | 2,054 | 53,512 | 2,431 | 55,943 | 14,102 | 7,943 | 1,071 | 65 | 1,136 |
| 2014 | 783 | 734 | 197 | 1,714 | 30 | 1,684 | 1,571 | 211 | 229 | 50 | 2,061 | 53,317 | 2,578 | 55,895 | 13,502 | 7,913 | 1,277 | 70 | 1,347 |
| 2015 | 781 | 735 | 195 | 1,711 | 30 | 1,681 | 1,553 | 210 | 237 | 42 | 2,042 | 52,913 | 2,604 | 55,517 | 13,292 | 7,856 | 1,358 | 80 | 1,438 |
| 2016 | 781 | 735 | 191 | 1,707 | 28 | 1,679 | 1,562 | 188 | 232 | 45 | 2,027 | 51,181 | 2,412 | 53,593 | 12,764 | 7,690 | 936 | 57 | 993 |

(出典)『日本基督教団年鑑』各年度版より作成

付表（つつぎ） 日本基督教団の教勢の推移：1990年度～2016年度

| 年度 | (6) 信徒数 | | | | | | (7) 経常収入（千円） | | | | (8) 経常支出（千円） | | | (9) 負担金 | |
|------|---------|--------|-------|---------|--------|---------|--------------|-----------|-----------|-----------|--------------|---------|-----------|---------|-----|
| | 現住 | 齋餐会員 | 不在会員 | 小児 | 計 | 別帳会員 | 総計 | 経常収入 | 主要収入 | | | 経常支出 | 主要支出 | | 割当額 |
| | | | | | | | | | 計 | 月定献金 | 礼拝献金 | | 特別献金 | 計 | |
| 1990 | 102,957 | 26,304 | 9,045 | 138,306 | 65,986 | 204,292 | 11,177,273 | 5,989,201 | 1,775,775 | 2,908,208 | 8,053,773 | 692,242 | 5,053,569 | 548,664 | 10 |
| 1991 | 102,771 | 26,413 | 9,017 | 138,201 | 66,059 | 204,260 | 11,464,006 | 6,178,686 | 1,877,200 | 2,898,122 | 8,397,953 | 744,266 | 5,248,406 | 577,188 | 00 |
| 1992 | 102,963 | 26,612 | 9,102 | 138,677 | 69,051 | 207,728 | 12,038,576 | 6,468,882 | 1,936,193 | 3,083,798 | 8,752,110 | 766,794 | 5,465,493 | 594,502 | 50 |
| 1993 | 102,911 | 25,849 | 9,167 | 137,927 | 67,998 | 205,925 | 12,203,690 | 6,660,805 | 1,954,850 | 3,112,541 | 9,010,507 | 773,231 | 5,635,350 | 607,057 | 90 |
| 1994 | 102,665 | 25,151 | 9,078 | 136,894 | 68,350 | 205,244 | 12,453,149 | 6,699,047 | 1,991,050 | 3,220,554 | 9,189,253 | 762,417 | 5,766,137 | 625,249 | 20 |
| 1995 | 102,758 | 25,649 | 9,159 | 137,566 | 68,838 | 206,404 | 12,964,134 | 6,948,729 | 2,082,146 | 3,355,755 | 9,467,268 | 791,143 | 5,958,055 | 684,250 | 00 |
| 1996 | 102,066 | 25,602 | 9,177 | 136,845 | 68,890 | 205,735 | 13,039,519 | 6,984,415 | 2,085,580 | 3,439,969 | 9,536,683 | 788,080 | 6,029,217 | 638,338 | 60 |
| 1997 | 101,304 | 25,549 | 9,064 | 135,917 | 69,025 | 204,942 | 12,982,808 | 7,080,787 | 2,105,037 | 3,371,635 | 9,774,842 | 770,876 | 6,139,177 | 654,339 | 50 |
| 1998 | 100,650 | 25,245 | 8,899 | 134,794 | 67,610 | 202,404 | 13,177,485 | 7,145,145 | 2,105,506 | 3,436,870 | 9,703,543 | 750,879 | 6,131,566 | 722,476 | 00 |
| 1999 | 100,088 | 24,914 | 8,808 | 133,810 | 67,261 | 201,071 | 13,152,401 | 7,147,900 | 2,147,528 | 3,422,638 | 9,760,572 | 735,117 | 6,178,155 | 738,865 | 00 |
| 2000 | 99,055 | 24,649 | 8,992 | 132,696 | 67,973 | 200,669 | 13,127,309 | 7,125,273 | 2,142,078 | 3,425,380 | 9,830,155 | 714,660 | 6,211,118 | 713,296 | 00 |
| 2001 | 99,198 | 24,233 | 9,009 | 132,440 | 65,816 | 198,256 | 13,331,833 | 7,124,883 | 2,254,313 | 3,521,068 | 9,788,772 | 697,773 | 6,188,846 | 718,877 | 00 |
| 2002 | 97,800 | 24,065 | 8,928 | 130,793 | 65,251 | 196,044 | 12,890,837 | 6,995,712 | 2,148,690 | 3,293,957 | 9,701,861 | 672,568 | 6,186,788 | 713,092 | 00 |
| 2003 | 97,352 | 24,640 | 8,900 | 130,892 | 64,959 | 195,851 | 13,204,575 | 7,062,533 | 2,162,189 | 3,354,551 | 9,625,570 | 673,367 | 6,143,341 | 699,146 | 60 |
| 2004 | 97,006 | 24,402 | 8,850 | 130,258 | 64,818 | 195,076 | 13,011,008 | 6,891,807 | 2,161,806 | 3,416,237 | 9,591,259 | 663,268 | 6,144,502 | 699,653 | 00 |
| 2005 | 95,636 | 24,223 | 8,843 | 128,702 | 64,550 | 193,252 | 12,538,181 | 6,791,624 | 2,128,844 | 3,235,912 | 9,535,777 | 629,899 | 6,146,400 | 653,973 | 10 |
| 2006 | 94,709 | 23,347 | 8,818 | 126,874 | 64,483 | 191,357 | 12,581,861 | 6,766,299 | 2,137,383 | 3,333,180 | 9,496,224 | 623,561 | 6,117,955 | 647,236 | 10 |
| 2007 | 94,265 | 23,216 | 8,617 | 126,098 | 64,676 | 190,774 | 12,714,480 | 6,729,092 | 2,183,014 | 3,448,576 | 9,452,823 | 605,012 | 6,143,431 | 642,900 | 20 |
| 2008 | 92,340 | 23,455 | 8,536 | 124,331 | 64,149 | 188,480 | 12,186,832 | 6,567,130 | 2,101,151 | 3,174,038 | 9,361,395 | 599,151 | 6,100,002 | 648,980 | 20 |
| 2009 | 91,666 | 22,664 | 8,476 | 122,806 | 64,654 | 187,460 | 12,041,460 | 6,465,871 | 2,091,738 | 3,166,714 | 9,168,364 | 572,671 | 6,017,030 | 630,427 | 92 |
| 2010 | 90,184 | 22,506 | 8,381 | 121,071 | 61,343 | 182,414 | 11,817,752 | 6,323,894 | 2,057,870 | 3,142,362 | 9,023,287 | 542,615 | 5,892,667 | 630,824 | 39 |
| 2011 | 89,157 | 22,387 | 8,269 | 119,813 | 58,863 | 178,676 | 11,729,170 | 6,244,861 | 2,041,290 | 3,101,748 | 8,910,523 | 528,224 | 5,844,527 | 606,379 | 05 |
| 2012 | 88,110 | 23,357 | 8,088 | 119,555 | 57,685 | 177,240 | 11,737,895 | 6,146,984 | 2,081,805 | 3,183,184 | 8,795,476 | 524,485 | 5,747,983 | 616,416 | 26 |
| 2013 | 86,131 | 23,123 | 8,006 | 117,260 | 57,435 | 174,695 | 11,319,998 | 5,977,204 | 2,012,093 | 3,002,807 | 8,698,370 | 514,110 | 5,616,854 | 628,303 | 40 |
| 2014 | 85,001 | 23,038 | 8,003 | 116,042 | 57,633 | 173,675 | 11,313,983 | 5,919,199 | 2,028,770 | 3,054,185 | 8,648,545 | 507,177 | 5,581,393 | 628,541 | 20 |
| 2015 | 83,884 | 22,774 | 7,809 | 114,467 | 57,223 | 171,690 | 11,244,017 | 5,831,025 | 2,034,761 | 3,081,499 | 8,521,343 | 484,258 | 5,531,191 | 626,630 | 10 |
| 2016 | 81,887 | 22,463 | 7,616 | 111,966 | 57,043 | 169,009 | 10,912,443 | 5,683,989 | 1,972,704 | 2,924,442 | 8,350,647 | 468,738 | 5,451,651 | 634,665 | 00 |

(出典)『日本基督教団年鑑』各年度版より作成

注

- (1) その規則の準則が、「宗教法人『日本基督教団 教会』規則（準則）」として示されている（日本基督教団事務局編（2011:165-178）。各単位宗教団体（教会）が法人格を取得するためには、この準則を模範として、当該所轄県知事に当該教会の規則を提出する必要がある。法人格を取得していない単位宗教団体が包括宗教法人日本基督教団の被包括宗教団体として定める当該教会の規則の準則は、『日本基督教団 教会』（準則）」として示されている（前掲同書、137～145頁）。その第3条には「この教会は日本基督教団に所属し、日本基督教団信仰告白を告白する」と定め、第4条には「この教会は日本基督教団の教憲、教規ならびにこの教会規則の定めるところに従って教会的機能及び教務を行う」とある。被包括宗教法人と被包括宗教団体の準則の内容が異なるのは後者が宗教法人として認証を受ける必要がないからである。
- (2) どのような規則にあっても、解釈に違いが生じ、様々な疑問が生じる。これらに答えるために日本基督教団信仰職制委員会はその時々には様々な答申を積み重ねてきた。それらの答申をまとめたものが、『教憲教規の解釈に関する答申集』（日本基督教団信仰職制委員会編 2010）である。その156頁に「教団の法制」として「戦後は、教憲、教規、宗教法人『日本基督教団』規則の三つの部分に分けた。これは宗教法人令（のちに宗教法人法）に制約される『教団』規則とは別に、教憲、教規を定めることによって教会としての信仰的自律性を確保しようとしたものである。教憲、教規は教会本来の秩序をさだめるものであり、『教団』規則は、宗教法人法に基づく財産の所有、維持管理のための規則である」と書かれている。宗教法人法に基づく教団規則は、「宗教法人『日本基督教団』規則」のことである（日本基督教団事務局編（2011）: 148-164）。
- (3) これらの信者数の中には「各宗教団体が、それぞれ氏子、檀徒、教徒、信者、会員、同志、崇敬者、修道者、道人、同人などと称するものの全てを含んでいる」のである（文化庁編（2017）: 31）。
- (4) 宗教団体数と宗教法人数の差、316は法人格を取得していない教会と考えることができる。したがって、教団は、1,396の法人格を取得している教会とそうでない教会316を包括する宗教法人であるといえる。したがって、教団は図1における宗教団体の類型【1】である。
- (5) 認証を受けた日付は1952年10月28日、登記の日付は同年12月2日である。その後規則変更認証が7回行われ2011年4月1日現在での最終規則変更認証は1987年2月24日となっている（日本基督教団事務局編（2011）: 148-178）

- (6) 教団は、責任役員員の員数（第6条）と教会総会の開催月（第19条第3項）、監事の員数（第20条第1項）を空欄にした教会規則の「準則」を示している（日本基督教団事務局編（2011）：165-178）。
- (7) 教団は地域別に以下の17の教区をおいている（教規第59条①）。①北海教区（北海道）、②奥羽教区（青森県、秋田県、岩手県）、③東北教区（宮城県、福島県、山形県）、④関東教区（新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県）、⑤東京教区（東京都（江原町3丁目を除く）中野区、杉並区、市部および西多摩郡を除く）、千葉県）、⑥西東京教区（東京都中野区（江原町3丁目を除く）、杉並区、市部、および西多摩郡）、⑦神奈川教区（神奈川県）、⑧東海教区（長野県、山梨県、静岡県）、⑨中部教区（富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県）、⑩京都教区（京都府、滋賀県）、⑪大阪教区（大阪府、奈良県、和歌山県）、⑫兵庫教区（兵庫県）、⑬東中国教区（岡山県、鳥取県）、⑭西中国教区（広島県、山口県、島根県）、⑮四国教区（香川県、愛媛県、徳島県、高知県）、⑯九州教区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）、⑰沖縄教区（沖縄県）、である。各教区は、教団総会議長の承認を受けた、教規に則った教区規則を定めている。
- (8) 教区総会で選出される教団総会議員の性格と行動について、教団の信仰職制委員会は次のように答申している（日本基督教団信仰職制委員会編（2010））。「教団総会議員は教団全体に対して責任を負うものであって、教区、教会を代表するものではない。しかし、〈本教団はその（教団の）教会的機能および教務を遂行するために教区を置く〉という教憲第6条の趣旨に従って、〈地域共同体〉としての教区の意志を体して行動することを妨げない。」（29頁）。しかしながら、「教区総会で決議された案件に関し、反対の少数意見を付しない限り、教区総会議員としてその決議に拘束されるが、教団総会議員として教団総会の場においては、会議の本質に従い、討論の過程で教区総会の決議より自由になることがありうる」（30頁）としている。教団総会議員を選挙する教区総会議員さらには教区総会議員を選出する各教会総会の構成メンバーである教師と信徒は、教団の直面している問題や教団総会議案について十分に理解するとともに、信徒が個別教会の問題と同時に我が国のキリスト教会全体への目配りも必要となるのではないか、さらには、信徒に教団への関心を持たせるための努力が、教団や教区や教会のリーダーにも求められるのではないか、と思われる。
- (9) 教団規則第4条には「この法人の公告は、機関誌『教団新報』に1回掲載して行う」と定めている。「公告の方法」は宗教法人としての認可のための規則における必要記載事項である（宗教法人法第12条）。宗教法人法の特徴は、(1) 認証制度、(2) 責任役員制度、(3) 公告制度の3

点であるが公告制度は、宗教法人法の最も大切な柱の一つである、として次のように説明されている。「この公告制度とは、宗教法人の運営においても、とりわけ重要な、財産処分等や、被包括関係の設定又は廃止に係る規則変更等について、適切な方法により、信者その他の利害関係人にその旨を周知することを定めたものである」。「これらのことは、正式な機関で決定しても、なお信者その他の利害関係人に対して、法人運営を担う執行部と信者との意思の疎通を十分図ることを確保するために、この公告制度は設けられている」（文化庁 2014b:61）。教会規則においても「この法人の公告は、この教会の週報に2回掲載し、及び法人事務所の掲示場に10日間掲示して行う」（第5条）と定められている。『教団新報』や各教会の「週報」は法的には重要な意味を持っているのである。

- (10) 日本基督教団宣教研究所教団史資料編纂室編『日本基督教団史資料集第5巻』（2001）には、1941年から1968年までの教勢一覧がある（163-186頁）。したがって、教団の教勢の長期の動向は1968年から1990年までのデータがそろうことによって明らかになるであろう。この長期のデータを用いて、教団の教勢の分析を試みたのが、鈴木功男（2013）、（2014）、（2015）（2016）である。鈴木が教団常議員として、諸種のデータにアクセスすることが出来ることによる利点は大きい。氏は次のように述べている。「現陪数（現住陪餐会員数のこと－筆者注）を見ていくと、1948年に106,677人」、「1949年は121,844人と当時の人口比率で1.149%。その後不自然な統計があるものの、1959年宣教百年を経て1967年には、その後2度と戻らないピーク106,215人となる。1969年教団紛争により、数年間で12,025人が教団を離れたことになる。」「2007年94,709人」、「2012年90,184人。この時点での2030年傾向予測は65,580人。これが2030年問題、戦後受洗第1世代と第2世代が限りなくゼロになる年である。教会・教区・教団そのすべてに大きな影響をもたらす。」（鈴木2013:5）と。さらに、教団の信徒の年齢別構成を基に「教団・教区の機構、財政など避けて通れない厳しい状況へと繋がっていく。これが2030年問題である」と警鐘を鳴らす（鈴木2014:7）。鈴木（2015）は、教団財務委員長会議で各教区から厳しい財務報告がなされたことに触れ、「経常収入総額2000年度131億2730万円、2013年度113億1999万円に減少。つまり18億円の減少、変動率マイナス13.8%」であると報告し、「教区内での財政上の厳しさが如何に大きなものであるかが注目される」と述べている（7頁）。鈴木（2016）は、各教区内の教会に焦点を当てて、現住陪餐会員100名以上の中規模・大規模教会の減少、20人以下の小規模教会・伝道所の増加を指摘し、「寂れ行く地域にあって、ひたすら礼拝を守り、教師信徒一体の『伝道に燃える教会』・・・教団の最先端に立つ小規模教会。それがここにある」と見る（7頁）。

- (11) 『教団年鑑』には個別の教会の教勢データが掲載されている。これらのデータを時系列的に見ることによって、教区や個別の教会の過去の傾向と将来への展望を考える素材とすることができるように思われる。もちろんそのデータから何を聞き取るかそのデータをどう用いるかは個別の教会の自由である。けれども、『教団年鑑』のデータは、貴重な資料であることに変わりはない。
- (12) 鈴木功男氏は、第38回教団常議員（信徒）であるので、より詳細で広範な教団の諸データに基づいた予測であろうと思われる。現住陪餐会員のデータは『教団年鑑』の現住陪餐会員数のデータであろうと思われる。氏が1948年から2010年の現住陪餐会員数の推移を示した折れ線グラフ上の数字を見ると1967年が106,215、76年が94,190、93年が102,963、2007年が94,709、2011年が89,157、となっている。これらの数字は筆者が用いているデータの93年と2011年の数字と同じであり、2007年は鈴木氏の数字が筆者のそれとは1小さいだけである（付表参照）。このことから見ても、鈴木氏が見ているデータは筆者が見ているデータと同じであろうと考えている。
- (13) 別帳会員の死去は、教会として、直接把握はできないので、当該会員の年齢を考慮して、別帳から逝去者名簿に移すことになる。別帳会員名簿を整理して逝去者名簿に移された別帳会員数を別帳会員の死亡数とした。 $(D_2 + D'_2)$ が第2年度の死亡者総数である。
- (14) 宗教法人法の第5章（第32条から42条）は「合併」、第6章（43条から51条）は「解散」である。教団規則にも合併（第49条）と解散（第50条、51条）の定めがある。教会規則（準則）第34条～36条は合併と解散に関する定めである。この事実は宗教法人も宗教団体も倒産（解散、消滅）し得る可能性があることを示している。自然人と同じく法人も団体も死ぬことがあるということを意味している。
- (15) ドラッカーは、「非営利機関の『生産物』 ("product") は『変革された人間 (changed human being)』である。非営利機関は人間を変える機関 (human-change agents) である。非営利機関の『生産物』は変えられた人生 (a changed human life) だ」と言う (Drucker 1990:xiv)。アメリカ映画「Son of God」(2014年制作) でペテロとイエスとのやり取りが描かれている。不漁の夜を過ごしてガリラヤ湖の岸辺に帰ってきたペテロの舟に乗り込んだイエスは、「ペテロ、私に一時間くれ、そうしたら私はお前に新しい人生 (a whole new life) を与えよう」という。ペテロは、「俺がそれを望んでいることをだれが言っているのだ」といいながらも、沖に出て再び漁を始める。イエスは、おびただしい魚がかかった網をペテロを手伝って引き上げる。ペテロは言う。「お前は何をしたんだ」。イエスは応える。「お前が自分の人生を変える

チャンスを与えているのだ。ペテロ、私と一緒に来い。魚を捕ることはやめよ (give up)。そうすれば、私はお前を人間を捕まえる漁師にする (I will make you a fisher of men)」。ペテロは言う「あんたと一緒に行って、俺たちは、何をしようというんだ」。イエスは、しばらく間をおいて、ガリラヤ湖の上に浮かぶペテロの舟から、遠くに目を向け、静かに決然と言う。「世界を変える (change the world)。人の生き方と世界のあり方を変えることがイエスの目的だという、この映画の脚本家のイエス解釈はドラッカーが考える非営利組織としての教会の目的と重なるように思える。

(16) ドラッカーは、教会は非営利機関 (non-profit-institutions) である、としている (Drucker (1990)。本書の日本版の序文で、彼は、つぎのように述べている。「最古の非営利組織 (NPO) は日本にある。日本のお寺は自治的だった。もちろん非営利だった。その他にも日本には無数の非営利組織があった。ある分野では日本が一番多い。それは産業団体であって、企業間、産業間、対政府の橋渡し役となってきた」(上田惇生訳 p.3)。ドラッカーは、「非営利機関は、通常の『収支』(“bottom line) がないからこそマネージメントが必要である」、と言う。(Drucker 1990:xiv)。

(17) 2018年9月20～21日に開催された第2回全国財務委員長会議についての『教団新報』第4890・91号 (2018年10月27日) の次のような報告は、各教区と教団の財政状況を示している。「各教区より、それぞれの教区の財務状況や今後の課題について報告がなされた。ほとんどの教区で、現住陪餐会員数減少に伴い、前年度と比較し、財政がより困難な状況になっている。その中でも、各教区は会議の回数や委員会の委員数を減らす等して、困難な財務状況に対応していることを報告した。」さらに「愛澤豊重予算決算委員会委員長より、2019年度の各教区負担金配賦額と2019年度教団原予算案についての説明が行われた。負担金収入は、前年度比約1.36%・金額にして337万9000円減の22億4514万4000円であり、伝道資金を含めても3億円に達しないとの説明がなされた。2019年度原予算は、前年度よりさらに緊縮したとの報告がなされた。」

(18) 教規第101条によれば、教会担任教師である正教師 (牧師) が執行する「教務」として、「(1) 礼拝、伝道および信徒の信仰指導、(2) 聖礼典の執行、(3) 結婚式、葬式その他の儀式」があげられている。補教師は (2) 聖礼典 (洗礼式、聖餐式) をおこなうことはできない。

(19) 2019年4月に発行された「東京神学大学後援会」(パンフレット) によれば、2001年度から2018年度までに神学校卒業生で補教師になった総数は890 (100.0%) であり、数の多い順に、東京神学大学335 (37.6%)、同志社大学177 (19.9%)、関西学院大学154 (17.3%)、日本聖書神学校118 (13.3%)、東京聖書学校49 (5.5%)、農村伝道神学校38 (4.3%) である。

- (20) 2018年秋季教師検定試験には、61名の受験生が与えられ、その結果、「正教師の合格27名、不合格15名、補教師の合格9名、不合格3名、継続7名と、厳しい結果となった」（『教団新報』第4890－91号（2018年10月27日）第1面）。この「厳しさ」が教師への信徒の信頼と尊敬の基礎の一つとなっているのではないと思われる。
- (21) 2019年2月26～28日、補教師試験に38名、正教師試験に11名が受験した。その結果は厳しい結果であったとして、次のように報じている（『教団新報』第4899号（2019年3月30日）。「教師検定試験は、何よりも主から召命を問う試験である。同時に、伝道者として福音を語り伝えるための基本的な神学が身についているかどうかを問う試験である。・・・基本的な神学が身についているかどうかは、自分の言葉として伝える相手に届く言葉とあっているかどうかが問われる。提出試験である『説教』にその不十分さが現れていた。心に響く説教が少なかった。『説教』が豊かな福音の言葉となるためには『釈義』においてテキストを掘り下げて行かなければならない。『釈義』の基本が身につけていない受験生がいた。・・・日々聖書の御言葉に親しみ、その御言葉に生きていくかどうかが問われる。・・・教団が教師をいかに立て、いかに検定し、いかに養成して行くのか。伝道者としていかに力ある御言葉を語り、主から託された伝道に応えて行くのか。この課題は教師検定委員会だけの課題に留まらず、教団が神学校と共に、真剣に祈り、考えて行かなければならない重要な課題である」。さらに、同記事は、第40回総会期教師検定委員長・服部修牧師の次のような「講評」を報じている。「近年、聴衆に届く言葉を意識した説教になかなか出会えなくなってきました。聖書の説明はていねいなのですが、そこで終わってしまっている説教が多くあります。与えられたテキストと向き合い、そこで見出した喜びを、自分の言葉で、そして届く言葉で語るための務めを大切にしてくださいと思います」。
- (22) 宗教法人法が、宗教団体の目的の一つに「信者の教化育成」をあげ（法第2条）、宗教法人となった教会の教会規則に、「信徒を教化育成すること」を目的とする（第3条）とあげ、教団が教規で各教区に置くべき部の一つとして定めた「教育部」の所轄事項の中に「信徒の研修及び指導」を入れていることは、「教会員の働きの力」を育成することを大事な課題だと受けとめているのではないと思われる。しかしながら、信徒が、そういう訓練を、受け身ではなく、自ら、積極的に、自己の信仰の深まりと成熟を目指して、自己研修、自己訓練を重ねることも重要ではないかと思う。私たちが、そのような努力をしようと思えばそれを可能にする環境は、今日、格段に良くなっている。自己研修、自己訓練は、「時とお金と意欲」をもってすれば、可能である。そのような信徒の努力や研鑽を支え励ますことも、教会や教区や教団や教師の働

きの一つと考えることができるのではないか。

参考文献

- (1) 文化庁 (2014 a) 『宗教法人の規則 (二訂版)』 株式会社ぎょうせい、7月。
- (2) 文化庁 (2014 b) 『宗教法人の事務 (二訂版)』 株式会社ぎょうせい、7月。
- (3) 文化庁編 (2017) 『宗教年鑑 (平成29年度版)』 文化庁、12月。
- (4) 土井省悟 (1979) 「人間研究の一部としての経済学」 四国学院大学人文学科編 『社会科学概論』 講義ノート』 11-20。
- (5) 土井省悟 (1986) 「驚くべきことをなしたもう神」 『関西学院通信クレセント』 60-61。
- (6) 土井省悟 (1993) 「経済・経済学・経済政策—経済学における価値判断—」 四国学院大学『論集』 84、87-106。
- (7) 土井省悟 (2001) 「建学の精神と大学の財務」 『四国学院キリスト教教育研究所年報』 8、28-55。
- (8) 土井省悟 (2003) 「カンファレンス『キリスト教と経済学』」 『四国学院キリスト教教育研究所年報』 9、32-47。
- (9) 土井省悟 (2004) 「キリスト教主義大学で三十八年」 『四国学院キリスト教研究所年報』 10、36-63。
- (10) 土井省悟 (2007) 「A long time ago in SCC」 四国学院大学宗教センター 『チャペル・トーク集』 28、21-28。
- (11) 土井省悟 (2011) 「神学と経済学—何が問題か」 四国教区宣教研究会 『2010年度伝道研究会報告書』 2-23。
- (12) 土井省悟 (2015) 「信徒としての在り方を問われ続けた日々」 『信徒の友』 2月号、22-23。
- (13) Drucker, Peter F. (1990), *Managing the Nonprofit Organization: Principle and Practices* 上田惇生訳 (2007) 『非営利組織の経営』 ダイヤモンド社。
- (14) 近藤勝彦 (2000) 「説教における『力』の回復」 近藤勝彦 (2002) 『伝道の神学：21世紀キリスト教伝道のために』 教文館、79-94。
- (15) 日本基督教団事務局編 (2011) 『日本基督教団教憲教規則および諸規則』 日本基督教団出版局。
- (16) 日本基督教団宣教研究所教団史資料編纂室編 (2001) 『日本基督教団史資料集第5巻：日本

- 基督教団の財政・統計・年表・索引（1941－1968）』日本基督教団宣教研究所、10月。
- (17) 日本基督教団信仰職制委員会編（2010）『教憲教規の解釈に関する答申集』日本基督教団信仰職制委員会、12月。
- (18) 日本基督教団四国教区（2015）「伝道協議会報告」『四国教区だより』128、7-8。
- (19) 日本基督教団四国教区財務部委員会（2017）「『教区教師謝儀基準について』のアンケート結果報告」。
- (20) 日本基督教団東京教区編（2005）〔1953〕『信徒必携（新改訂版）』日本キリスト教団出版局。
- (21) 四国学院キリスト教教育研究所編（2005）『大学とキリスト教教育』新教出版社。
- (22) 鈴木功男（2013）「最近の教勢分析から読み取れることⅠ」日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』2（11月24日）5頁。
- (23) 鈴木功男（2014）「最近の教勢分析から読み取れることⅡ」日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』3（4月20日）、7頁。
- (24) 鈴木功男（2015）「最近の教勢分析から読み取れることⅢ」日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』6（11月29日）、7頁。
- (25) 鈴木功男（2016）「最近の教勢分析から読み取れることⅣ」、日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』7（7月3日）、7頁。

〔論文〕

昭和10年前後の村社の狛犬奉獻と社殿改修・式年遷座祭について —長野県安曇野市真々部区有文書を中心に—

黒崎 八洲次良

キーワード：耕地 式年遷座祭 昭和初期

はじめに

昭和6年9月から8年5月の満州事変と満州国成立と国際連盟脱退、同11年2月の二・二六事件などの国内外での大事件や大問題のなかで、昭和恐慌への適切な対策によりようやく米価と繭価の暴落から立ち直り始めていた。しかし、国内ではさまざまな社会諸問題およびロシア革命に始まる社会主義思想への対応と混乱という状況におかれていた。そのなかで真々部耕地はふたつの大きな事業をおこなっていた。同9年の村社真々部諏訪神社の狛犬奉獻と11年の社殿改修と式年遷宮である。両事業とあわせて10年の国勢調査などによる高家村および真々部耕地の概況を観察した。

この時期の経済状況をみるために、長野県の国税収入をとりあげる（表1）。収入総額、地租および酒造税である。地租は明治18（1885）～大正5（1916）年には総額の34.2～89.8%、酒造税は明治23（1890）～大正5（1916）年には総額の33.0～43.0%を占めている。そして地租および酒造税は土地所有との関わりが深いとみられる。

KUROSAKI, Yasujiro 本学社会学部元教授、信州大学名誉教授

収入総額は大正9（1920）に1,084万円余と1,000万円を超えてから昭和5年まで1,000万円台を維持したが、これを頂点として以後684万円余から820万円余を推移する。大正9年の収入総額を100とすると、昭和7年の62.9から同11年の75.4を推移する。この国税収入の大幅な減収のなかで地租および酒造税の占める割合はどうであったか。昭和7～昭和10年には収入総額の70%を超えていたのである。

表1 長野県の国税総額、地租および酒造税 単位：千円

| 年度 | 大正9年 | 14年 | 昭和5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 |
|--------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 収入総額 | 10,874 | 13,365 | 10,566 | 6,863 | 6,840 | 7,876 | 8,012 | 7,488 | 8,203 |
| 地租 | 1,939 | 1,934 | 1,662 | 1,635 | 1,438 | 1,325 | 1,330 | 1,330 | 1,327 |
| 酒造税 | 4,548 | 5,609 | 5,157 | 3,091 | 3,632 | 4,297 | 4,610 | 4,075 | 4,217 |
| ※大正9年を100とする | | | | | | | | | |
| 収入総額 | 100.0 | 122.9 | 97.2 | 83.1 | 62.9 | 70.6 | 73.7 | 68.7 | 75.4 |
| 収入総額を100とする | | | | | | | | | |
| 地租 | 17.8 | 14.5 | 15.5 | 21.0 | 19.4 | 17.3 | 16.6 | 17.8 | 16.2 |
| 酒造税 | 41.8 | 42.0 | 48.8 | 45.0 | 53.1 | 56.0 | 57.5 | 54.6 | 51.4 |

（出典）長野県（1989）『長野県史 近代史料編 別巻 統計（一）』p.323による。

南安曇郡は「米どころ」、とくに高家村は郡の米の作付面積の10%前後を占めており、真々部耕地は養蚕を副業とし、農業は米作中心であったという。そこで全県の経済状況については国税収入をとりあげたことになって、高家村の米作の推移をあげた（表2）。

作付面積は昭和5年の456町歩から11年の517町歩、大正9年のそれを100とすれば、94.6から107.4、収穫量は昭和7年の8,240石から大正9年の14,323石、大正9年を100とすれば昭和7年の57.5から大正9年の100、価格は昭和6年の14.4万円から大正9年の46.3万円、大正9年を100とすれば昭和6年31.3から大正9年の100を、それぞれ推移した。とくに価格が低迷した昭和5年から7年は31.3から35.8となった。一反歩あたりの収量は昭和7年の1.72石を最小とし、他はいずれも2石を超えるが、大正9年の2.97石にはおよばなかった。一石あたりの価格は昭和6年の15.25円から大正14年の36.03円を推移するが、昭和5年から8年にはいずれも20円に達することなく、6年には15.25円と大正9年のその半値にも満たない有様であった。

以上は前稿のこの面を補うためのものである。いずれにせよ、昭和5～8年の不

況がきわめて深刻であったことをうかがわせる。

表2 高家村の米の作付面積（町）、収穫量（石）および価格（千円）

| 年度 | 大正9年 | 14年 | 昭和5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 |
|-------------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 作付面積 | 482 | 482 | 456 | 471 | 478 | 457 | 459 | 476 | 517 |
| 収穫量 | 14,323 | 10,015 | 10,199 | 9,498 | 8,240 | 12,198 | 9,722 | 11,526 | 11,817 |
| 価格 | 463 | 352 | 165 | 144 | 161 | 223 | 257 | 312 | 319 |
| 大正9年を100とする | | | | | | | | | |
| 作付面積 | 100.0 | 100 | 94.6 | 97.8 | 99.2 | 94.9 | 95.4 | 98.9 | 107.4 |
| 収穫量 | 100.0 | 69.9 | 71.2 | 66.3 | 57.5 | 85.2 | 67.9 | 80.5 | 82.5 |
| 価格 | 100.0 | 76.0 | 35.8 | 31.3 | 34.9 | 48.2 | 55.7 | 67.4 | 69.1 |
| 1反歩あたり収量 | | | | | | | | | |
| 単位：石 | 2.97 | 2.06 | 2.24 | 2.01 | 1.72 | 2.67 | 2.11 | 2.42 | 2.28 |
| 1石あたり価格 | | | | | | | | | |
| 単位：円 | 32.35 | 36.03 | 16.26 | 15.25 | 19.81 | 18.29 | 26.52 | 27.08 | 27.04 |

（出典）長野県（1985）『長野県史 近代史料編 別巻 統計（二）』掲載の第24表による。

1. 「昭和拾年度 公文書綴 真々部耕地」より

前稿で触れたが「昭和拾年度 公文書綴 真々部耕地」は他の年度のそれらとは異なり、耕地が高家村村長へ提出した概況報告書である。いくつか取り上げることとする。

まず、制度上の近隣組である。昭和3年度には1号組から24号組まで24か組あったが、この年度には1号組から22号組と2組減少した。構成戸総数が253戸とあり、同9年前期の耕地内の協議費賦課戸数251戸と同11年前期賦課戸数242戸の間にある。そしてそれぞれの構成戸数1戸から22戸におよぶ。このうち1号組は上真々部集落全戸の19戸、6号組の22戸は中村集落のある木戸（きど）、10号組の20戸は殿村のある木戸、16号組の21戸も町通りのある木戸の全戸を構成員としているように見える。その他に構成戸が10戸以上からなる9か組があるが、それぞれ成立が明治以前の庚申仲間の歴史をもつようである。さらに構成戸10戸未満の各号組は10年度の「収納原簿」の不備からその成り立ちは今後の考察に委ねることにした。なお、この年度の総代は前年度同様3名であった⁽¹⁾。

青年会がどのように活動していたか。それは同年1月24日付の真々部青年会長

が同耕地総代あてに提出した「申請証」から何うことができる(表3)。村社真々部諏訪神社の例祭には共親社が深く関わっており、青年会が敬老会、呑堰請負、夜警、除雪、軍隊慰問などを行ったようである。これらの事業の財源のなかに、呑堰請負費、夜警補助費、除雪費などの奉仕の伴う収入と縄積立費や会員割などの自主財源などがある。呑堰は真々部耕地の主要生活用水源であり、青年会がその堰さらいなどを請負、主要な道路の冬季除雪、道標の整備などを行い、会員相互の親睦のために春秋遠足および総集會をもった。⁽²⁾

県内西在郷軍人会が高家村分会へ忠魂碑寄付金割当を行っている。高家村の689戸へ1戸につき98銭、総額675円22銭を賦課した。真々耕地は223戸、218円54銭が割当られた。さらに村税特別戸数割1円につき35銭を総額19,562円に賦課した。真々部耕地は同戸数割3,726円、賦課額は130円41銭、寄付額総計348円95銭となった。

表3 申請証

| 申請証 | | | 総支出之部 | |
|-------|------------------|---------|-------|----------|
| | 30円 | 呑堰請負費 | 15.00 | 敬老会 |
| | 20円 | 夜警補助費 | 3.00 | 消耗品 |
| | 15円 | 敬老会費 | 4.00 | 呑堰請負当日茶菓 |
| 計 | 65円也 | | 3.00 | 除雪馬札 |
| | 右申請候也 | | 3.00 | 除雪茶菓 |
| | 依ツテ事業計画及支出総額別紙之通 | | 1.00 | 道標書ナオシ |
| | 二御座候也 | | 5.00 | 基本金積立 |
| | 昭和十年一月二十四日 | | 15.00 | 図書購入 |
| | 真々部青年会長 中楨清雄 印 | | 5.00 | 軍隊慰問 |
| | 真々部耕地総代殿 | | 12.00 | 除雪器新調 |
| | 内訳書 | | 0.70 | 提灯修理 |
| 総収入之部 | | | 10.00 | 春秋遠足 |
| | 30.00 | 呑堰請負費 | 10.00 | 総集會費 |
| | 20.00 | 夜警補助費 | 0.40 | 雑費 |
| | 15.00 | ※□除雪費 | 計 | 87.10 |
| | 2.50 | 縄積立費 | | |
| | 10.00 | 会員割 | | |
| | 9.60 | 除雪器新調補助 | | |

※□の部分は判読不明箇所である。

表4 忠魂碑寄付金割当額（単位：円）

| | 戸数 | 同上 賦課額 | 村税特別 税戸数割 | 同上 賦課額 | 合計 |
|-----|-----|-----------|--------------|-----------|----------|
| 真々部 | 223 | 218.54 | 3726 | 130.41 | 348.95 |
| 飯田 | 145 | 142.10 | 6135 | 214.725 | 356.82 |
| 小海渡 | 14 | 13.72 | 396 | 13.86 | 27.58 |
| 中曽根 | 117 | 114.66 | 3431 | 120.085 | 234.74 |
| 熊倉 | 190 | 186.20 | 5874 | 205.59 | 391.79 |
| 計 | 689 | 675.22 | 19,562 | 684.67 | 1,359.88 |

表4では真々部は223戸とあり、高家村の5か耕地のなかでもっとも戸数が多いことになる。しかし、村税特別戸数割では飯田や熊倉に次ぐ3,726円で、1戸当たり16円70銭となり、中曽根のその29円32銭⁽³⁾に及ばない。この事情の一部は前稿を参照していただく。さて、近隣組22か組の総戸数は253戸である。また小海渡は飯田に含まれているのだが、ここでは一耕地としてある。それゆえ、上表での各耕地の戸数はそれぞれの区費などの戸数とは別の基準によるものであろう。同年2月8日付で真々部耕地総代は高家村長へ第3回政府払下げ米を申し込んだ。数量は追加22俵である。

さらに、同月9日には集会所にて農事養蚕実行組合長会議を開く。農事組合と養蚕実行組合との合併による農家組合組織の件で、出席組合長は10名であった。また同日、中萱耕地総代より同耕地の同10年度の4名の耕地総代の氏名が通知された。

集会委員会の記録がある。第1回集会委員会が同年1月25日にもたれ、21名が出席する。兵士への防寒チョッキ寄贈、会計審査3名の選挙、人夫賃決定（6,7,8月中は70銭、他月は60銭）、呑堰さらい堀、青年会補助、道路拡張、耕地歳入歳出予算承認、納税組合設置などが審議可決された。第2回は3月9日にもたれ、献額、自警団設置、道路の境界に植木をすることの制限法、養兔飼料採取、養鶏、樹木伐採などが審議された。

報告事項には倭村水室消防組への寄付額、忠魂碑寄付金、真鳥羽堰水門改修工事、小倉村北沢山林入会山などがあつた。さらに、同年度梓川左岸水利会分賦金、3名の土地寄付者氏名と坪数が報告された。

同年4月26日付で耕地総代より高家村長への申請書が出された。村道から明盛村一日市場および七日市場へ通ずる中萱堰橋梁の至急架替の申請であった。同年4月27日には長野県物産検査所豊科支所高家出張所が新設された。さらに、5月9日に真々部集会所で高家村の種痘接種が行われ、6月16日に同所で検診がなされた。該当者が31名あった。

昭和9年度には部落協議費調がなされ、表5のとおりであった。費用支出額3,023円98銭に対して費用徴収額が2,340円80銭、差額が683円18銭である。つまり、赤字が費用支出額の22.6%におよぶのである。

支出額では水利費と神社費で合計の47.15%を占めるが、その他が722円27銭、合計の23.88%を占めていた。徴収額では賃貸価格割と地積割をあわせると合計の74.85%である。このような歳入（費用徴収額）の欠陥が昭和5年から10年まで見られたのである。なお、10年度の耕地総代は耕地の未納者33戸と耕地外の未納者3戸の耕地費未納金額が2,963円51銭であることを引継いでいた。

表5 昭和9年度部落協議費調（真々部耕地）

| 費用支出額 | | | 費用徴収額 | | |
|-------|----------|--------|---------------------------------------|----------|--------|
| 費目 | 金額 | 同比率 | 費目 | 金額 | 同比率 |
| 土木費 | 111.63 | 3.69 | 賃貸価格割 | 1,201.99 | 51.35 |
| 水利費 | 770.17 | 25.47 | 地積割 | 550.17 | 23.50 |
| 衛生費 | 34.94 | 1.16 | 戸別割 | 588.64 | 25.15 |
| 警備費 | 48.00 | 1.59 | 合計 | 2,340.80 | 100.00 |
| 神社費 | 655.68 | 21.68 | 合計を100とする比率は付加したものである。 金額の単位は円である。 | | |
| 寺院費 | 295.00 | 9.76 | | | |
| 勸業費 | 54.17 | 1.79 | | | |
| 事務費 | 202.31 | 6.69 | | | |
| 会議費 | 100.87 | 3.34 | | | |
| 諸税負担 | 68.94 | 2.28 | | | |
| その他 | 722.27 | 23.88 | | | |
| 合計 | 3,023.98 | 100.00 | | | |

2. 狛犬奉獻と「寄藤先生頌徳碑」について

真々部諏訪神社の神楽殿の左右に「狛犬」が奉獻されている。これは昭和9年9月竣工し、10月3日除幕式をおこなった。表6は「狛犬建設寄付者芳名」により作

成した。総収入3,906円余、総支出3,230円の事業である。そして9年度から10年度におよぶ事業であった。

狛犬建設寄付のための委員は松尾姓3名、降籬姓2名、竹内姓5名、手塚姓6名、大谷姓2名、三澤姓2名などに有賀、丸山、藤原、二木、宮瀬、勝野、槇石、古川、矢下などの各1名、計29名（うち3名の氏子総代）と社掌の西川氏である。これらの委員選出は耕地の総意に基づくもので、特定の同姓にかたよるものでなく、この時期にしかるべき各戸の戸主たちのようであった。

寄付金募集は一口10円から1,000円までの68名であるが、うち120円の一口は降籬姓の県外一同である。30円がもっとも多く45名である。地域分布をみると松本市、南安曇郡の7か町村、東筑摩郡の2か町村にかぎられず、東京市、名古屋市、京都市などの大都市から山梨県や遠く北海道におよぶ。そして松本市がもっとも多く22名、ついで東京市の10名、東筑摩郡の洗馬村の7名、南安曇郡の豊科町、倭村、梓村の各4名となる。松本市への転住については前稿でも触れたが、相当の土地所有者の本家格の数戸が含まれているが、洗馬村は中山道と善光寺街道の分岐する旧宿場が所在することにかかわるかもしれない。なお、「寄付金募集必要土産品通信費旅費其他」が299円92銭計上されている（表6・表7・表8）。

表6 狛犬建設のための収入と支出 単位；円

| 収 入 | | 支 出 | |
|------------|----------|---------------|----------|
| 寄付金総額 | 3,625.00 | 狛犬代金及び附随諸費用 | 1,000.48 |
| 除幕式費トシ氏子中引 | 200.00 | 狛犬台築造費ナド | 824.36 |
| 共有財産売却 | 50.00 | 記念碑建設 | 474.64 |
| 来賓篤志寄付 | 13.00 | 天正皇大神宮御前狛犬関係費 | 21.25 |
| 信用組合預金利子 | 14.76 | 除幕式関係費 | 301.18 |
| 同上 | 3.90 | 会議費 | 49.38 |
| 総収入額 | 3,906.66 | 寄付金募集関係 | 399.92 |
| | | 頌徳碑建設ノ寄付 | 258.50 |
| | | 総支出額 | 3,230.71 |
| 差 引 | | | |
| 高家信用組合定期預金 | 500.00 | | |
| 同上ノ当座預金 | 140.95 | | |
| 寄付金未納三人分 | 35.00 | | |
| 残 金 | 675.95 | | |

右収支計算ハ昭和拾壹年三月末現在ニヨル

共有財産売却は「高家村ヨリ無償譲渡ノ箇所売却代金総額」である。

表7 耕地外寄付者の金額階層

| 金額 | 寄付者数 |
|-------|------|
| 10 | 2 |
| 30 | 45 |
| 35 | 1 |
| 40 | 5 |
| 50 | 6 |
| 60 | 1 |
| 70 | 3 |
| 100 | 3 |
| 120 | 1 |
| 1,000 | 1 |
| 計 | 68 |

(出典) 表7、表8の引用資料は表6とおなじ。

表8 耕地外寄付者の地域別分布

| 地域 | 寄付者数 |
|------|------|
| 松本市 | 22 |
| 豊科町 | 4 |
| 南穂高村 | 2 |
| 明盛村 | 2 |
| 温村 | 2 |
| 倭村 | 4 |
| 梓村 | 4 |
| 高家村 | 1 |
| 本郷村 | 3 |
| 洗馬村 | 7 |
| 東京市 | 10 |
| 名古屋市 | 2 |
| 京都市 | 1 |
| 山梨県 | 2 |
| 北海道 | 1 |
| 県外 | 1 |
| 計 | 68 |

狛犬代金などと狛犬を設置する台の築造などの諸費用が1,824円余で総支出額の56.5%弱を占めた。それに天正皇大神宮御前狛犬関係費用とあるが、これは天照皇大神宮御前の誤りではないかと思われる。境内に神明社が合祀されていたことと関係であろう。それを加えると狛犬設置諸費用が1,846円09銭となる。

竣工すると次に除幕式へとはこぶ。その準備員の役割配分は次のようであった。総務部、受付係、来賓式場係、式場係、餅受取係、および会計係であり、各係に1名の主任をおき、総人員は主任6名と係員23名の計29名となった。

10月3日の除幕式には投げ餅がおこなわれた。それは22か号組から計45俵が提供された。1俵が1か組、各2俵が19か組、同じく各3俵が2か組あった。この面からみても、狛犬建設設置は、耕地の総力をあげての事業であった。

さて、前述のとおり、この年度の協議費支出総額が3,023円98銭、その徴収額が2,040円80銭、赤字額が683円18銭という状態であった。狛犬建設は耕地外の多くの耕地出身者の寄付によるのであるが、その支出総額が3,230円71銭であり、協議費支出総額を200円余も超えていたのであった。

「寄藤先生頌徳碑」は昭和10年7月に村社真々部諏訪神社の前苑に建立された（表9、表10）。

表9 寄藤先生頌徳碑建立の収支

| 収 入 | 金額：円 |
|-----------------------|--------|
| 門人及有志寄付基金 | 206.00 |
| 狛犬部 ³⁾ 寄付金 | 258.50 |
| 除幕式/節勝野諸氏/篤志寄付 | 35.00 |
| 収入総額 | 499.50 |
| 支 出 | 金額：円 |
| 基礎工事費 | 29.05 |
| 台石一式 | 103.00 |
| 碑石一式 | 157.80 |
| 除幕式費 | 122.35 |
| 雑費 | 87.30 |
| 支出総額 | 499.50 |

表10 金額別寄付者数

| 金額：円 | 寄付者数 |
|------|------|
| 0.5 | 1 |
| 1 | 56 |
| 1.5 | 10 |
| 2 | 20 |
| 2.5 | 4 |
| 3 | 22 |
| 5 | 2 |
| 10 | 1 |
| 計 | 116 |

寄藤先生は安政3年に松本藩士の家で出生し、明治7年11月に筑摩県師範学校を卒業する。同14年5月に真々部学校に校長として赴任し、一村一校の制により飯田耕地に高家学校が設置されると、真々部学校はそのもとにおかれる。ついで先生は同22年4月に高家学校の校長となり、同25年4月に転任する⁽⁴⁾。したがって11か年の勤務となるが、この間、一貫して真々部耕地に居を定められ、その徳を慕う村人が頌徳碑建立を成し遂げたのである。先年に狛犬奉獻がおこなわれ、そこからの寄付金が収入の51.8%弱を占めるが、238戸のなかから116人の有志の寄付と寄藤先生よりとくに強い薫陶をうけたと自認する勝野3氏の35円の篤志寄付などで総額499円50銭となった。支出のなかで台石一式と碑石一式とが合わせて260円80銭となり、ついで除幕式費が122円35銭とあった。門人および有志者代表が12名のそれぞれから計20名あげられた。このなかで竹内姓が6名、手塚姓が3名、松尾姓が2名であったが、他の9姓はそれぞれ1名ずつであった。

寄付金額ではそれぞれが50銭から10円におよぶが、1円が56名、3円が22名、2円が20名などであり、10円は1名であった。この10円の寄付者が勝野氏であり、彼は真々部学校の授業生をへて高家村役場の職員として勤務し、門人代表の一人

であった。

さて、寄付者総数の116名は明治9年後半期の238戸の半数に満たなかった。しかし、「狛犬部ヨリ寄付金」がよせられており、村社境内に頌徳碑が設置されたのであるから、門人および有志者をふくむ耕地の事業の一つとみてよいのではないか。

3. 村社真々部諏訪神社破損改修事業について

この経緯を『昭和十一年第四月 式年遷座祭誌 吉日 諏訪神社』および『昭和十一年四月 式年遷座祭公文書 真々部諏訪神社』により時系列的に観ることにする。

昭和11年3月26日 去る1月耕地委員会において式年遷宮執行に関し氏子総集会を開催し、席上委員を推挙する。人員は氏子総代4名、耕地総代3名のほかに28名とする。第1区（上真々部・梓橋）6名、第2区（中村）7名、第3区（殿村・田中）7名、第4区（町通）7名。

昭和11年4月5日 第1回委員会 御本殿改修工事は松本市山口好文氏に一任し調査設計をすることに決定する。

4月22日 第2回委員会 御本殿修理は設計書に基づき概算予算を編成する。

御本殿637円84銭

外に御内神30円 上棟式費150円 小遷宮式費35円 本遷宮式費55円

共親社100円 雑費150円 概算 計520円

二口ノ 1,157円84銭 内157円84銭材料費見込 300円予算あり。差引700円也以上を寄付により調達すること。

4月27日 第3回委員会 浄財（寄付金）募集につき（耕地）内外一斉に取掛ること。飯田・新田町・下鳥羽・上鳥羽・一日市場・七日市場・中萱・豊科町などへ各委員が出向き、結果を報告すること。5月10日会合し、寄付募集の残りの一切をおこなう。次回会合までに確実な職人と打合せ、明確な人を特命する具体案を作成する。5月24日の耕地委員会に決定事故を報告し、翌日役場へ出頭し、案文を作成し申請する。

枯損木（老松）の処分は神社基本財産へ繰り入れる。寄付金募集は即納または

二分割とし、期日は7月10日頃に第1回、8月25日頃に第2回で全部終了する。

右大臣、左大臣改修は保留とする。

5月7日 耕地委員会招集 上記協議機構および決定事項を「耕地決議録」に記録しておくこととなる。

5月12日に仮遷座祭執行 神渡時刻は自後9時至10時半、出席者は委員24名、共親社、青年会および女子青年団より男子11名と女子5名、委員の欠席者は4名であった。神官は社掌と補助神官4名、役場より助役その他3名であった。

そこで、まず、寄付募集の経過と寄付金額概略合計1,142円50銭也、神社引外に共同便所設置、枯槁木入札の経過、松本城西町末広屋よりの寄付（神楽殿四角に吊るす灯籠）などが報告された。

それより女子青年団の奉仕する夕食（握り飯）をとる。午後9時、社掌を先達として神官4名、村長代理助役、役場吏員1名、氏子総代、耕地総代、式年委員、真々部共親社、青年会、女子青年団などが大前に着席。神扉を開放、社掌大前の北側へ、奉幣使・氏子総代・委員南側へ、耕地総代、委員各側へ一列に並び社掌御内神をきわめて厳かに捧げ御通過遊し仮宮へ遷座をなす。時に午後10時40分、一同北座となり所謂手打ちをなし、御神酒をいただき、最後の手打ちなし、儀式終了。それより社務所へ一同祝賀の意を表し御神酒を乾杯して、午後12時半散会する。

7月12日 第4回委員会 御本殿修理はこの際旧型を復興し徹底的に改修を加えることに決定する。寄付金募集の結果が報告され、理事者が材木製材までの経過を報告する。今後の工事のついての方針を協定する。

委員会中より理事者の相談役を選定し補佐することに決定する。相談役は勝野嘉文治、藤原拓次郎、手塚嘉金治、手塚鶴一、竹内喜長、竹内平三郎、松尾今朝義、古川栄一郎の諸氏。工事は耕地の職工へ受け渡し設計書とおりに遂行することに決定。委員は今まで通り理事者の通知を受け、適任適所に奔走すること。

工事見積書を作成し受渡する際は、一般委員を参集して、その席で開票決定すること。左右両大臣は一對30円以内で塗り直しすること。御本殿御扉は旧様式に改正すること。最後の寄付金募集期日は8月16日までとすること。

7月15日 相談役会 同日 第5回委員会 工事の受渡の件につき談合および打合せをおこなう。

7月16日 相談役会 山口技師臨席の下に左の受渡をおこなう。

大工 三澤嘉清 御本殿改修その他の仕事 金150円の契約

屋根職 三澤美好 御本殿屋根葺替の工事 金100円の契約

7月22日 相談役会 左右大臣御修理を松本市末広屋に請負せる（神社境外共同便所三澤義清氏に請負し、本日完成する。）

同月28日 手斧始祭執行する。午後6時社掌が来て執行する。午後4時相談役会を招集し、氏子総代表、委員代表、職工代表が参列する。職工代表が拜殿に檜の峯木を飾り、社掌の命令により墨打ちをなし、鉋を掛けて手斧打ちをなし、厳かに式を挙げ御清祓式を終了。参列者は委員8名、職工5名、理事者4名などである。

8月7日 耕地委員会 上棟式の際の屋根餅は耕地委員の18か組を中心として理事者より五人組居組として俵2俵ずつ支出献ずること。遷宮式費として耕地予算書にある300円のうち、前期割として100円を入れ、残額200円は御祭り後臨時費として別に取立すること。なお神社に関する経費は遷宮式につき、祭典後日に臨時追加予算となすこと。

8月16日 第6回委員会 浄財収集の件打合せおよび本日までの決算を報告する。第1回および第2回の募金の合計は金1,009円である。本年4月6日より8月16日までの会計報告を承認する。今後工事に関し大小を問わず逐一松本市山口技師に相談して進めること。募金は理事者に9月10日までに報告すること。藪入りにつき懇親会を開催、一人分会費50銭とし、社務所にて開く。

8月23日 相談役会 山口技師臨席し御本殿修理箇所につき設計をおこなう。同日耕地総代より最年長者中楨金吾氏と相談役中より最年長者勝野嘉文治氏を工事監督として委任する。

9月8日 相談役会 大工仕事の中ほどまで進行したので、中棟上げをなすべく、また屋根屋職工は本日より仕事が始まるので手斧始として御神酒を献じたいと申し込む。この日が吉日で相談役会を開き、工事の見廻りをなし、御神酒を披露する。

9月23日 左右大臣塗り直し完了。本日受け取る。

9月25日 相談役会 工事に関する経過報告（大工並びに屋根残は9月16日に完了）。寄進木材に関する報告（手塚鶴一、山口好文、三澤義清、降旗晋作の4氏より）。花火師寄付の報告（打上げ3発 仕掛け花火）。上棟式遷座式に関する考究。

以上の案を相談し、かつ工事完了の場所を一覧する。慰安会を開き会費一人分30銭とする

9月27日 第7回委員会 寄付金、工事および会計の各報告あり。上棟式投げ餅にかかわる人名は大体定まったが、適当に空気の円満の⁽⁵⁾ことを□□事に一任する、予算は360円。正遷座祭の件。左右大臣の件 2円増しの30円。寄付採納の件報告（寄進木材、小島花火打上げ三仕掛け花火、有賀勝太郎氏より玉璽ツルギ参根石）。委員集合会は9回。相談役会は7回。山口好文氏への謝礼の件は理事者に一任する。神官に対する謝礼。職人に対する祝儀。上棟式の差異の写真撮影の件。以上が報告および協議される。

上棟式の他町村に対する通告は3日午後1時、委員集合時刻は午前8時、役割は理事者において作成、屋根餅の受付は各自の委員において査収すること、屋根餅は人員数に各一俵ずつ分配し残りは神前に御供として献じおく事、轆餅は工事に関する人名より投げる事、などが協議される。とくに披露宴会の賄予算は原案に基づき賛成を経る事につき一層経済に緊張をなし取計らい理事者において準備をなすことを一同より再認を受ける。

10月3日 まず、上棟式が営まれた。参列者は社掌・補助祭員3名、氏子総代4名、耕地総代3名、委員27名、来賓は高家村長、同書記、高家小学校長、高家駐在所巡査など、共親社代表（年長代表5名）、工事監督、大工棟梁および大工4名、杣師代表および職工5名、石工4名、瓦工1名、彫刻工2名、畳工2名、鉄工1名、製材所1名、塗工1名など。

つぎに正遷座祭が営まれ、参向員（高家村助役）、随員（高家村書記）、社掌、補助祭員4名、参列員（南安神社支会長、技師）、以下、氏子総代、耕地総代、委員、共親社年長、真々部青年会代表1名、真々部女子青年会代表4名など。閉式は10月4日午前2時であった。

それより社務所へ引き揚げ直ちに散会。宿直者が2名、社掌ほか神官は帰宅する。

10月11日 委員集会、掉尾の会合 集会の要綱は、4月5日より本日までの会計報告である。収入総額 金1,491円也 支出総額1,491円15銭 外に寄付額 3円也 差引2円85銭 過剰金

この報告を行い、一同に会計報告書と3月以降本日までの領収書をつけ、回覧させる。その結果、異議なく満場一致で承認された。そこで一同手打ちした。

出席者 手塚鶴一 亀井繁雄 丸山文一 手塚清十 手塚嘉金治 宮瀬安衛
藤原拓次郎 古川栄一郎 竹内仁瓶 勝野嘉文治 手塚雅人 手塚広 中楨金吾
手塚太一 竹内徳治郎 三澤新一 竹内喜長 竹内権市 竹内平三郎 二木幸八
降籬隆治 松尾末十

松尾今朝義 竹内茂 三澤鶴治郎代理 清友 丸山朔一 氏子総代4名 社掌
西川

欠席者 大谷茂美 有賀勝太郎 本山七十 丸山越 矢下紋雄

建築委員に記念品と謝状を付し贈呈する事 これは理事者と社掌に一任し贈ることとする。建築委員は 勝野嘉文治 中楨金吾 手塚節の3氏である。

社殿屋根古板は理事者において適当に見計らい処分することに一任

残材木は将来神社修理に用いるべき材木を選別し保存しておくこと。この時、公会堂の屋根普請を行うので適当な材料を選別して利用する事に決定する。

舞台蔵戸の修理にもこの板を用いて応急手当の修繕をなすことに決定する。

本日の会合にて式年遷座祭に委員一同の協力一致、敬神の努力をなしたので、始めから終わりまで無事平穩に遂行することができた。そこで全会一致慰労会を開催した。

4. 村社真々部諏訪神社の破損修理についての収入

この事業は主に耕地内外の寄付収入を財源とした。表11および表12は「昭和拾壹年 御本殿改修寄付帳 真々部諏訪神社」により作成した。同年4月には戸数割賦課戸数が229戸であった。寄付人数を寄付戸数とみなすと、それは耕地の総戸数の96.5%にあたる。そしてそれぞれが最小1円から最高15円の「浄財」を申請した。1円～3円50銭に131人、耕地の寄付人数の60%弱、10円～15円に14人、6%強である。これを即納あるは分割納するとした。耕地外から86人が応じており、1円～3円50銭に47人、総数の54.7%弱、10円～50円に15人、17.4%強である。耕地の総額862円52銭と耕地外の545円50銭、総額1,408円02銭が事業推進の基礎をなすことになる。

前述のように、耕地はこの事業遂行のために全体を第1区から第4区に区分した。第1区が上真々部・梓橋町、第2区が中村、第3区が殿村・田中、第4区が町通であ

る。各区の寄付人数、寄付額および1人平均がそれぞれの特徴を示している。とくに第1区はもっとも新しく承認された梓橋町を含む。それは信濃鉄道梓橋駅、梓橋銀行、高家郵便局などのほかに、諸小売業、小料理屋、銭湯、諸職人などから構成されていた。他方、第2区から第4区は、近世以来の歴史をもつ集落である（表11・表12）。

「昭和十一年九月吉日 他町村寄付連名 真々部諏訪神社」では、他町村（耕地外）の寄付人数は104人、四月の86人よりも18人増加し、寄付額は553円と四月の545円50銭よりも7円50銭増加して7円50銭増加した。さらに10月11日の最終の委員集合の会計報告では収入が1,491円、支出が1,491円15銭とあり、それに外に寄付金3円也で、差引過剰金2円85銭となる。なお、「上棟式引換寄付人名 十月三日」には耕地の第1区60人、第2区42人、第3区64人、第4区58人などあり、同年4月との差異を示している。第1区は1人減、第3区は3人増、第4区は1人増で、221人が224人と3人増加している。耕地外も86人から107人と21人増加し、総数は307人から331人へと24人増加したのである。

表11 寄付金額別人数 昭和11年4月

| | 耕地 | 耕地外 | 計 |
|--------|--------|-------|---------|
| ～1.52円 | 46 | 12 | 58 |
| 2～2.5 | 42 | 21 | 63 |
| 3～3.5 | 43 | 14 | 57 |
| 4～5.5 | 36 | 19 | 55 |
| 6～8 | 40 | 6 | 46 |
| 10～15 | 14 | 7 | 21 |
| 18 | | 1 | 1 |
| 20 | | 1 | 1 |
| 25 | | 1 | 1 |
| 30 | | 1 | 1 |
| 40 | | 2 | 2 |
| 50 | | 1 | 1 |
| 総額(円) | 862.52 | 545.5 | 1408.02 |
| 人数 | 221 | 86 | 307 |
| 1人平均 | 3.90 | 8.34 | 4.59 |
| 最高 | 15 | 50 | 50 |
| 最小 | 1 | 1 | 1 |

表12 区別寄付人数、寄付額および1人平均

| | 寄付人数 | 寄付総額 | 1人平均 |
|-----|------|--------|------|
| 第1区 | 61 | 157.52 | 2.58 |
| 第2区 | 42 | 175.00 | 4.17 |
| 第3区 | 61 | 297.50 | 4.88 |
| 第4区 | 57 | 232.50 | 4.08 |
| 計 | 221 | 862.52 | 3.90 |

（出典）以上は『昭和拾壹年四月 御本殿改修寄付帳 真々部諏訪神社』による。

表13 耕地外金額別寄付人数
昭和11年9月

| 円 | 人数 |
|---------|--------|
| 1～1.5 | 19 |
| 2～2.5 | 26 |
| 3～3.5 | 17 |
| 4～5.5 | 22 |
| 6～8 | 7 |
| 10～15 | 7 |
| 18 | 1 |
| 20 | 1 |
| 25 | 1 |
| 30 | 1 |
| 40 | 1 |
| 50 | 1 |
| 総額（円） | 553.00 |
| 寄付人数（人） | 104 |
| 平均（円） | 5.32 |
| 最高（円） | 50 |
| 最小（円） | 1 |

（出典）「昭和十一年九月吉日
他町村寄付連名真々部諏訪神社」
による。

表14 市町村別寄付人数、
寄付総額および1人平均

| 市町村 | 耕地 | 人数 | 総額 | 1人平均 |
|------|------|-----|-------|------|
| 豊科町 | 上鳥羽 | 22 | 68.5 | 3.11 |
| | 下鳥羽 | 7 | 17 | 2.43 |
| | 成相町 | 2 | 7 | 3.5 |
| 高家村 | 飯田 | 14 | 139.5 | 9.96 |
| | 小海渡 | 1 | 3 | 3 |
| | 熊倉 | 1 | 5 | 5 |
| 明盛村 | 七日市場 | 9 | 23 | 2.56 |
| | 一日市場 | 6 | 29 | 4.83 |
| | 及木 | 1 | 10 | 10 |
| | 中萱 | 3 | 17 | 5.67 |
| 温村 | 野沢 | 1 | 10 | 10 |
| | 長尾 | 1 | 3 | 3 |
| | 楡村 | 1 | 7 | 7 |
| 倭村 | 氷室 | 1 | 1 | 11 |
| 梓村 | 杏 | 1 | 5 | 5 |
| | 立田 | 1 | 1 | 1 |
| | 角影 | 1 | 3 | 3 |
| 烏川村 | 下堀 | 1 | 2.5 | 2.5 |
| | 南安曇郡 | 74 | 352 | |
| 松本市 | | 21 | 159 | 7.55 |
| 島内村 | 平瀬 | 1 | 5 | 5 |
| 本郷村 | 浅間 | 2 | 10 | 5 |
| | 三才山 | 1 | 5 | 5 |
| 入山辺村 | | 1 | 3 | 3 |
| 塩尻町 | | 1 | 7 | 7 |
| 宇都宮市 | | 1 | 2 | 2 |
| 東京市 | | 2 | 11 | 5.5 |
| 総計 | | 104 | 553 | 5.32 |

ここで市町村別（耕地外）寄付人数、寄付総額および1人平均を見る（表13、14）。寄付人は南安曇郡の7か町村、18か耕地、松本市、東筑摩郡の4か町村、および宇都宮市、東京市に分布する。そして真々部耕地に隣接する上鳥羽、下鳥羽、飯田、七日市場、一日市場および中萱などに、それぞれ3人から22人みられる。上鳥羽と下鳥羽は真鳥羽堰、中萱は中萱堰をそれぞれ共用し、七日市場は上真々部とともに長尾道と梓川渡船場に関り、飯田は真々部耕地の最大の地主を含み、飯田堰を共用するなどである。一日市場は近隣の商業中心、松本市は中信地方の

商業中心である。寄付総額では取引関係の集中と有力な地主の転住をふくむ松本市の158円50銭、有力な地主や中小の地主をふくむ飯田の139円50銭、新類や耕地外分家からなる上鳥羽の68円50銭、一日市場の29円、七日市場の23円などがある。寄付人1人をのぞくそれぞれの1人平均では飯田の9円96銭、松本市の7円55銭、一日市場の4円83銭などが注意される。

寄付は金銭だけではなかった。「昭和十一年十月三日 奉祝投餅帳 真々部諏訪神社」には、5人組ごとに5か組がそれぞれ1俵、41か組がそれぞれ2俵ずつ、結局214戸が87俵を奉納したのである。さらに「屋根餅五人組合せ名簿」には42か組200戸が声明を連ねている。

5. 村社真々部諏訪神社の破損修理についての支出

「昭和十一年 式年遷座社殿改修関係 真々部諏訪神社」にはまず工事関係諸費が記録される。煩をいとわず以下にこれを示すことにする。それは材木買入費から雑費領収書までの11か項目におよぶ。

材木買入費は54円27銭。松木立木一本、檜一本、材木交換差引、材木および懸魚材料などで、耕地外の2名、一日市場降幡製材所などと耕地の三澤美好などが取引相手である。

つぎに製材費合計の48円46銭。樺材檜材割は小倉の東田作十郎、各種製材は一日市場降幡製材所である。

第3に工事職工請渡費の478円39銭。社殿屋根葺替、御本殿改修増工事、石材直し、御本殿下コンクリート、御本殿石材代工費共、御紋章など、豊付け賃、社殿仮屋根製作費、日当2日分、薦33枚代などが合計411円65銭で工事職工請渡費の86%余を占めるが、耕地の三澤美好、三澤嘉清、大谷要、三澤新市、高山種雄、槇石石蔵、藤沢繁義、松澤良作、降簾精米所などに支払われる。銅磨板5枚代、左右大臣増金、左右大臣御像塗代、支那表極上弥生印、銅板10枚などが松本市の諸店舗、針金代が一日市場の竹内金物店などから購入した。

第4は消耗品合計30円65銭。松本市六九町の木下印刷店、島勇百貨店、信濃電気工業、鍋林商店などに支払われ、木炭5俵を耕地の勝野嘉文治から購入した。

第5は通信費の9円11銭。印刷代がおもなもので松本市六九町の郁文堂小林印刷

所へ支払う。

第6は人夫および運搬代47円59銭。これは11件あるが、すべて耕地の10名が受け取る。

第7は仮遷座祭費の64円50銭。まず、仮遷座ノ節銭湯入浴の礼で中楨金吾の銭湯、白米9升代の降簾精米所、伝馬1日半の宮瀬聰吾、するめ2把などの魚よし堤魚店、さけ、ゴトウするめ、砂糖、ビールなどの丸山商店などが耕地よりのもの、天竺2カマ代は松本市中西商店、白節絹、紅絹などの新潟県柏崎町ヤマイチ呉服店、手袋の縄手博品館、補助神官の一日奉仕、酒1斗5升の飯野屋などが耕地外のもの。

第8は御内陣費の75円34銭。御神宝用唐櫃および覆と御内陣調度品などの51円54銭は社掌西川壽美恵へ、白富士絹大幅4丈8尺は松本市ヤマコ中西屋商店より、耕地のものは机2個新調代7円が三澤嘉清へ支払い。

第9は共親社補助費100円。共親社年長代表の中楨清雄へ。

第10が上棟式正遷宮式費の337円78銭。5銭魚包300個など 魚よし堤魚店、落雁形代 丸山八九一、天狗棚請負金 共親社中楨清雄、天狗棚飾付請負金 三澤嘉清、糯白米一斗代金 降簾精米所、遷座祭使用蠟燭代と自動車賃松本往復4回分 年長代表中楨清雄、神官來賓賄費 丸山商店、上棟式に際し幣帛料 三澤美好、ヘイシン料 宮沢正一、菓子、茶、神官昼食代 中楨商店、御供料上棟式遷座祭 丸山商店などが耕地関係であり、90円35銭を受け取る。落雁7.5銭250人分

松本市熊谷駒吉、一個2.3銭盃450個代 松本市塚本陶器店、清酒8斗2升代 飯野屋酒店、電灯料 安曇電気、大奉書16枚 松本市島勇百貨店、真綿十匁代 松本市石井真綿所、本麻上 松本市酒井商店、矢竹3本 松本市中嶋屋竹店などが耕地外の諸機関で109円75銭を受け取る。各職工へ祝儀、中萱宮沢への飾付祝儀などが29円、社掌西川氏、山口監督への謝礼が40円、補助神官手当の10円がある。

最後が雑費領収書の241円05銭。これは中楨商店の17件、丸山商店の13件、魚よし堤魚店の2件などの耕地の各店舗がおもなものである。酒1升魚代（山口氏へ）、茶菓代（相談役会）、酒1升外の2件（山口社掌）、酒2升外（山口氏昼食、夕食）、酒1升外（豊受大神遷座費）、酒1升外（大神宮仮遷座費）、酒3本外（石工土台据付）、酒1升外（相談役集会）、酒4升外（委員集会）、酒1升外（松本市山口氏材木見立）、酒1升外（辰巳原の波風運搬）、酒3升（熊倉宮崎氏槍購求□□）、酒1升外

（枯損木見立□□）、菓子代（女子青年に依頼する□□）、酒2升外（賃貸価格調査のため）、酒3升外（山口監督と打合せ）などが中楨商店。酒2本外（辰巳原松の引き割の節）、魚代（委員集会）などが魚よし堤魚店。酒9升外（委員会）、酒3升外（山口氏と打合せ）、酒7升外（委員集会）、酒9升外（委員集会）、酒3升外（山口氏とともに木の見立）、酒3升外（熊倉宮崎氏の檜材見立）、酒9升（委員集会）、酒4升外（工事請渡しについて集会）、酒5升外（手斧始め）、酒9升（委員集会）、酒1升外（山口氏一日見廻り夕食）、酒6升外（中棟上に付き相談会）、酒7升外（委員会）などが丸山商店などである。

波風形こし紙・宮本紙3帖は一日市場の現金屋、酒1升（熊倉宮崎氏檜伐採の際）は飯田山久商店、酒3升外（相談会費）と酒肴代（社掌、山口氏昼食夕食）は豊科町立石の小口商店、酒肴代（熊倉宮崎氏よりの帰り）は山田屋など。さらに総代・共親社の松本行が6回、総代の各所用の11回などがある。以上をまとめたのが表15である。

表15 昭和11年 式年遷座社殿改修関係諸費用

| 金額 (円) | 費 目 | 耕地 | | 耕地外 | |
|---------|----------|----|--------|-----|--------|
| | | 件 | 金額 (円) | 件 | 金額 (円) |
| 54.27 | 材木買入費 | 1 | 4.00 | 4 | 50.27 |
| 48.46 | 製材費 | | | 7 | 48.86 |
| 478.39 | 工事職工請渡費 | 10 | 335.45 | 8 | 142.94 |
| 30.65 | 消耗品費 | 1 | 10.75 | 13 | 19.90 |
| 9.11 | 通信費 | 1 | 4.41 | 3 | 4.70 |
| 47.59 | 人夫及運搬費 | 11 | 47.59 | | |
| 64.50 | 仮遷座祭費 | 5 | 26.49 | 5 | 98.01 |
| 75.34 | 御内陣費 | 1 | 7.00 | 3 | 68.34 |
| 100.00 | 共親社補助費 | 1 | 100.00 | | |
| 337.78 | 上棟式正遷宮式費 | 17 | 159.35 | 7 | 178.43 |
| 241.05 | 雑費領収書 | 34 | 231.38 | 5 | 9.67 |
| 1487.14 | 計 | 82 | 926.42 | 55 | 620.72 |

（出典）『昭和十一年 式年遷座社殿改修関係 真々部 諏訪神社』による。

表15の件はそれぞれが情報を収集し発信する機関数、すなわち社会的交流結節機関数である。材木買入には耕地の1機関、耕地外の4機関がかかわり、費用のほ

とんどが耕地外へ、製材はすべてが耕地外である。他方、工事職工請渡、人夫および運搬、共親社、上棟式正遷宮式、雑費領収などがおもに耕地内の諸機関によってなされ、材料買入、製材、消耗品、通信、仮遷座祭、御内陣などが耕地外の諸機関によってなされたことになる。そして上棟式正遷宮式はほぼ耕地内と耕地外の諸機関が折半してなされたことになる。

耕地内の諸機関で注意されるのはまず、耕地の町通りは大工・建具・屋根・石工その他の多様な職人層から構成され、それが工事職工請渡しを担い、梓橋町は人夫および運搬の要員を担ったのであろう。なお、耕地外の諸機関の多くは松本市にあり、若干が温村の一日市場、その他にあった。

まとめ

社殿改修式年遷座祭は狛犬奉献よりも大きな事業であったことは前述のとおりである。そこで、前者を中心にまとめてみたい。

まず、この事業の費用は耕地内外の寄付収入の1,487円14銭である。これは同年の歳入決算の区費1,511円10銭や神社費1,516円39銭に近似する額である。しかも、それは区費や神社費にかかわらない別枠のものであった。つぎに、この事業に奉仕するのは、号組なる制度的近隣組であり、それらは既存の互助組織である庚申仲間や木戸と深く関連していた。第3に共親社のほかにあらたに青年会および女子青年団が参加していた。この面で準戦時体制下の組織活動であった。

第4にこの事業は極めて重要なであり、氏子総代、耕地総代のほかに28名の委員が加わる全耕地的委員会が組織され、相談役を選出して、それを中心に多くの会議がおこなわれ、相当な協議をへて営まれた。会合において相当量の酒が消費された。

第5に、耕地内の店舗との取引による「雑費領収書」を除くと、この事業の相当な部分は耕地外の諸機関に支えられた。とくに松本市所在のそれらによった。しかし、工事職工請渡しの多くは耕地によってなされており、そこに耕地の特徴の一つがみられた。

あとがき

この稿は「真々部区有文書」の閲覧を許された真々部区、とくに区長であられた丸山忠志、吉原貞夫、田村浩の三氏のご配慮に負うところがきわめて大きい。さらに、「真々部歴史同好会」の会長の本山正、手塚真の両氏および諸兄姉より貴重なご助言をいただいた。さらに来住年月の浅い小生の「ハネオヤ」を務めておられる白井国明ご夫妻の強力な援護ははかりしれないものがありました。末筆ながら芳名を心から感謝したい。

注

- (1) 制度的「隣組」と耕地内の庚申仲間、木戸、同姓などとの関連は極めて興味深いものがある。
- (2) 耕地には「共進社」という「若者組」があり、ながく真々部諏訪神社の祭儀を中心にその他の諸事に参加していた。ここに「青年会」が登場する。前者は耕地内の諸事の参加するのに対し、後者は高家村、郡および県レベルの諸事に参加するようにみえる。さらに女子青年団は同様の活動をしたのであるが、これは耕地内の諸活動にも参加するようである。それが昭和戦前期から関係文書より観察される。
- (3) ここに高家村内での諸耕地の特徴がみられる。
- (4) 真々部区誌編纂委員会（2010）『真々部区誌』249頁。
- (5) 以下、引用史料中の判読不明箇所は□と表記する。

参考文献

- 長野県（1989）『長野県史 通史編 第八巻 近代 二』
- 長野県（1989）『長野県史 近代史料編 別巻 統計（一）』
- 豊科町誌編纂委員会（1997）『豊科町誌 近現代編』
- 真々部区誌編纂委員会（2010）『真々部区誌』
- 黒崎八洲次良（2018）「区有文書」からみた第一次大戦前後の耕地の生活（財政）について—長野県安曇野市真々部区を中心に—『論集』154、59-89。
- 黒崎八洲次良（2018）「区有文書」からみた昭和初期の耕地の生活（財政）について—長野県

安曇野市真々部区を中心に」『論集』155、23-61。

〔論文〕

現代タイ社会における呪物市場まじないものと女性参入の影響 —クマーン・トーンとルーク・テープ—

関 泰子

— 目 次 —

1. はじめに
2. クマーン・トーンと産女伝承
3. 「福の神」クマーン・トーンの誕生
4. メディアへの登場と「福の神」イメージへの変化
5. 「ルーク・テープ」：21世紀の「クマーン・トーン」？
6. 呪物市場まじないもののグローバリズムと女性の参入が及ぼす影響
7. 結論

キーワード：タイ、仏教、ジェンダー、呪術

1. はじめに

タイの仏教はミャンマー同様、テーラヴァーダ仏教に属する。仏教教義と民衆の仏教理解／宗教実践の乖離は、すでに多くの研究者が指摘しているところであるが、同様に両国における民衆の宗教実践も異なる点が多く存在する。

タイ・ミャンマー両国の仏教はそれぞれ土着の精霊信仰と深く結びついている。筆者は長年に渡り、両国における人々の宗教実践を調査してきたが、それらの土

着信仰は、仏教と深く結びついているだけではなく、現代においても重要な機能を果たしている。例えば船を守る精霊「船霊」は、双方の国の船乗り・漁民によって篤く信仰されているが、船霊儀礼が中心になるタイに対し、ミャンマー漁民においては、それは上位のナツ（精霊）や土地神、仏教と結び付けられ、船を守る体系に組み込まれている。仏教優位の下、ナツ神たちは仏教的な価値観や規範に従う存在とみなされている（関 2017b）。

他方、タイに際立つ民間信仰の特徴がある。それは日常的に売買される無数の「呪物（まじないもの）／お守り」の存在であろう。これらのお守りには様々な種類があり、野津幸治によると、その内容は、コーンクラン（聖なるもの。護符）、クルアンラーン（呪物）、プラクルアン（小仏像）、クルアンブルックセーク（聖化儀礼を経たもの）ワーンヤー（葉草）等に分類されるが、一括してクルアンラーンと呼ぶ場合も多く、1980年代以降、人々の願望が「護身」から「吉祥」に変化し、その頃から「ワットゥモンコン（吉祥をもたらすもの）」が使われるようになった（野津 2019:14）。都市、農村を問わずタイ国内を歩き回ると、これらクルアンラーン／ワットゥモンコンと呼ばれるお守りを首からぶら下げた人々に出会う（画像1）。車のバックミラーに吊り下げることもある。寺院境内や街角でお守りを売る物売りも多く、各呪物のご利益や価格を説明した雑誌も販売され、テレビや雑誌でとりあげられることも珍しくない。これらワットゥモンコンの多くは仏像や高僧を彫り込んだものであるが、デーヴァナーガリー文字やヤン／ヤントラと呼ばれる仏教のシンボルを彫ったもの、マラと呼ばれる数珠、女神ナン・クワック（招福のご利益があると考えられている）や、中国仏教の影響を受けた観音やシヴァ、パールヴァティ、ガネーシャといったヒンドゥーの神々が彫り込まれたものもある。ペンダントトップとしてチェーンにつけて首からぶら下げられる形状のものもあれば、小像として家に置くタイプ、あるいはカバンや財布に入れられるサイズの石や粘土製のものなど様々である。寺院で扱われるこうしたお守りには、例えば白墨、線香の灰、貝殻、香油、燃やした椰子の葉、蓮の種や花粉、その他の葉草等が練り込まれる（Stoker 2013:16）。人々は、寺院境内の売店や、道端に広げられたお守り屋の屋台で、気楽にお守りを買って求める。タイの民衆の生活にはこうした呪物クルアンラーンの需要が日常化している。



画像1：首からたくさんのお守りをぶら下げたタイの男性

本論で取り上げる「クマーン・トーン」もこうした呪物の一つである。クマーン・トーンとは、元々、タイの古典文学『クンチャーン、クン・ペーン』に登場する伝統的な使い魔であり、呪術によって作られた存在である。出産時に死亡した妊婦の腹から取り出した胎児に様々な魔術的な手法を駆使し、この世の蘇らせたのがクマーン・トーンである。長らくの間、タイ人にとってクマーン・トーンとはそうした文学の中に登場するおどろおどろしい使い魔として記憶されていた。そして、この使い魔を20世紀における「福の神」として再度蘇らせたのが、仏教僧たちなのである。

この悪霊・化物の類であるクマーン・トーンが、呪物クルアンランとして広く認知されるようになった背景をまとめると以下の3点になろう。(1) 死んで生まれた胎児の霊性を認める文化的背景、(2) 仏教（僧）／呪術師との父子関係的な結びつき、(3) メディアによる情報の拡散とスピリチュアル・マーケティングである。

以下、この3点について考察し、クマーン・トーン信仰を、2015年から2016年にかけてタイで大きな社会現象となった「ルーク・テープ」騒動と比較し、タイの民間信仰におけるグローバリズムと市場への女性利用者の参入が及ぼす影響について考えたい。

2. クマーン・トーンと産女伝承

タイ文化において超自然的な存在は「ピーー」と総称される。このピーーという存在には「守護霊、祖霊、精霊、幽霊、魔神、妖怪、天使」等々タイ人を取り囲む諸々の超自然的な存在が含まれている。タイの著名な民俗学者プラヤー・アヌマーンラーチャトンは、ピーーには大きく分けて善霊と悪霊の二つに分かれるとする（アヌマーンラーチャトン 1987：247）。常に善なる霊が「テワダー」である。しかし、時に「天使」「神」と訳されることもあるテワダーであるが、人間がその意にそぐわぬ行動をすればたちまちその怒りに触れ、災厄をもたらす悪霊となる。逆に、悪霊の中には、人間がうまく祀り上げることができたら、人間の頼もしい味方になる存在もある。つまり、便宜的に善霊／悪霊と分けられているが、実際にそのピーーが人間に善／害をもたらすかどうかについては、人間の行い次第ということになるのである。

タイ人は、数あるピーーの中でも善悪両面を併せ持つピーーをとりわけ信仰する傾向がある。機嫌を損ねると恐ろしい存在となるが、機嫌を取り、お礼参りを欠かさなければ、人間に福をもたらすと考えられているからだ。例えば、タイの漁民・船乗り・運転手の間で信仰されている船霊「メー・ヤー・ナーン」は、船の材料となる硬木「タキアン木」の精霊ナーン・タキアン（タキアン夫人）が、船になってそのまま船霊となったという説がある（関 2014:146-148）。ナーン・タキアンの宿るタキアン木は、財運のご利益があるといわれ、宝くじ当選を願う人々が集うことで知られている。ナーン・タキアンは女の精霊であるため、宝くじに当選した人は、御礼としてチュット・タイ（タイ女性が着る伝統的な衣装）を納める。タイの地方を旅すると、幹に何本もの布が巻かれ（神木の象徴）、その幹や枝にチュット・タイが幾つもぶら下がっているのに遭遇することがある（画像2）。それは住民によって神木と認定されたタキアン木である。こうして人間に儲けさせてくれるタキアン木の精霊であるが、挨拶もせずに勝手に木を切り倒す不心得者には徹底的に祟ると言われている。こうしたタキアン木信仰をめぐる伝承は、タイのピーーが善悪の二元論では説明できないことを明確に示している。

こうした善悪両義性をはらむピーーの一つに、出産時に死亡した妊婦の悪霊が

ある。産褥死や事故死のように自然死ではない死にはタイではターイ・ホンと呼ばれ、死者が現世に未練を残すがゆえに生者に災厄をもたらすと信じられてきた。特に、出産に失敗し胎児と共に死亡（ターイ・タンクロムと呼ばれる）した妊婦の霊のこの世への未練は強いと信じられ、そのため直ちに火葬されることはなく、胎児を取り出した上で別々に土葬し数年の供養を経て改めて茶毘に付される。



画像2：神木を表す布が巻かれ、女性用衣装（チュット・タイ）が吊り下げられたタキアン木

タイにおける産褥死女性の悪霊化とそれに対する人々の恐怖は、日本の「産女（うぶめ）」伝承を想起させる。産女とは、「産褥死した女性の変化で、夜の道や川辺で赤子を抱くように強要するもの」とされる。（小松他 2013:63）。また、胎児を分娩せずに死ぬと産女になるため、赤子を取り出し身2つにして埋葬する、という習俗は日本の各地に見られる（小松他 2013:64）。

タイにおける産褥死妊婦の埋葬も、こうした日本の習俗によく似ている。しかし、埋葬や供養の仕方は似ているものの、根底にある妊婦の死に対する考え方はかなり異なるようである。安井眞奈美は日本の産褥死した女性を成仏しない霊とみなす考え方の根拠は、妊婦の死を重い罪とみなし、血の池に堕ちるとする意識にあり、このような考え方の民間流布の背後には、室町時代に成立した『血盆経』の影響が大きいとする（安井 2013:25）。『血盆経』は仏教の教えではなく、「血の穢れ」を重視する日本文化の上に成り立った偽経である。一方、タイにおけるそれは、妊婦の罪や業と見なすゆえではなく、そもそもタイ族には死体への恐怖、

特に変死体を極端に恐れる傾向があるからであるという（綾部 1971:286-287）。

綾部によると、産褥死した妊婦は悪霊として恐れられると同時に、呪術の格好の材料とみなされてきた。妊婦の死体の顎からとれた油脂は強力な媚薬になると言い伝えられており、死体から飛び出そうとする靈魂を捕まえ使役する呪術が行われたりした（綾部 1971:287）。

物語化したピー・ターイ・タンクロム伝承として最も有名な事例は、「ナーン・ナーク」（あるいは「メー・ナーク」）である。「ナーン」は既婚女性を示す語、「メー」は母という意味である。「ナーク」は名前であるから、日本語に訳すと「ナーク夫人」あるいは「ナーク母さん」ということになる。「ナーク」には蛇（ナーガ）の意味もあり、ヘビの化身であるナーク夫人の暗喩となっている。

19世紀初頭のバンコク郊外プラカノーンに実在したとされる女性をめぐる伝承であり、戦争に行った夫の帰りを幽霊となって待ちわびるナークをめぐるストーリーはタイで語り継がれてきた有名な怪談である。村人をとり殺す悪霊として、あるいは夫を待ちわびる貞女の幽霊として、映画やテレビのドラマとして繰り返し映像化されてきた。

ナーン・ナークが生まれ育ったとされるプラカノーン村は、今は都心（バンコク都プラカノーン区）に位置し、同村跡に建立されたマハーブット寺院境内にナーン・ナークの社が作られ「祭神」として祀られている（画像3参照）。「ご利益」は徴兵忌避や徴兵された夫・息子の無事帰還⁽¹⁾や、宝くじの当選祈願である。社内にタキアン木の大きな木が生えており、前述の通りタキアン木は祈願者に財運を運ぶという俗信があるため、ナーン・ナーク信仰とタキアン木信仰が重なり、財運の神としても信仰されている。

こうしたタイ版「産女」ストーリーの中心は産褥死した女性であるが、母子ともに死亡した場合、村の呪医が母子を別々に埋葬し、胎児の悪霊化を防ぐ。死亡時に妊婦の子宮から胎児を取り出さずに一箇所に埋葬すると、死んだ胎児はピー・プラーイとなり、人々の血を飲み漁るようになるという（津村 2002:29）。一方でその胎児も呪術の対象とされてきた。クマーン・トーンがそれである。クマーン・トーンとは、元々は出産時に母と共に亡くなった（ターイ・タンクロム）胎児を掘り出し、呪術をかけ蘇らせた存在である（Janphanitkun 2009:6）。つまり、クマーン・トーンをクマーン・トーンたらしめているのは、こうした悲惨

な死を遂げた母子の物語の継承者を恐れるという文化的背景の存在である。



画像3：メー・ナーク・プラカノー
ンを祀る社の外側（社内
は撮影禁止。祭壇の他、
祈願用のタキアン木があ
る）。ナークの肖像画や
人形が多数奉納されてい
る。

3. 「福の神」クマーン・トーンの誕生

「クマーン・トーン」は、タイ社会ではおなじみの「福の神」人形である。クマーンとは「童子（男の子）」を表し、トーンは「黄金」を表す。敢えて日本語に訳すと「黄金童子」となるうか。野津は、クマーン・トーンを「妊婦とともに死亡した胎児の霊力を利用することによって、守護や開運のご履歴を求めて、世話、養育しながら所有するお守り」と定義している（野津 2017:7）。

日本の「招き猫」のように気軽な「招福」雑貨としても人気のあるクマーン・トーンは、バンコク郊外の青空市場や市場に行けば安価で大量に売られている。しかし一方、寺院から「貸し出される⁽²⁾」クマーン・トーンは、呪物ワトゥモンコンである。クマーン・トーンは、日本の招き猫のようなお決まりのポーズやデザインはなく、クマーン・トーンを作り続けている寺院や僧侶ごとに人形の容姿が異なる。また「貸出」される前にそれぞれの寺院の僧侶によって「ヤン（護符）」の描き込みや「プルック・セーク（呪文を吹き込む）」儀礼が行われている。クルアンラーンの製法と同じである。

「クマーン・トーン」はいつから「福の神」として祀られるようになったのだろうか。元々クマーン・トーンとは、敵を倒すためのいわば「使い魔」として、呪術によって作り出された童形のピーであった。出産時に母と共に亡くなった（ターイ・タンクロム）胎児を埋葬地から掘り出し、儀式と呪術により使い魔と

して蘇らせる。それが故に高い霊力を持つと考えられてきた。通説では、このような呪術は14世紀アユタヤ時代から存在していた言われている（Janphanitkun 2009:6）。その根拠になっているのが前述の『クンチャーン、クン・ペーン』の中のクマーン・トーンの記述である。

『クンチャーン、クン・ペーン』物語は、アユタヤ時代、ラーマティボディー2世の治世当時（1491～1529年頃）の史実に基づいて記述されたと考えられている。しかし、本格的に編纂されたのは19世紀に入ってからである。現王朝であるチャクリー王朝のラーマ2世（在位1809～1824）が宮廷に詩人たちを集めて各章を割り当てて書かせた（野津 2017:8）。物語は、主人公の男性クン・ペーンともう一人の男性クンチャーンとの種々のやりとりで進んでいく。

この物語に登場するクマーン・トーンは、クン・ペーンが自分を殺そうとしていた妻に腹を立て、妻の腹を裂いて取り出した胎児を寺の菩薩堂に運び、呪力の方で作り出したものとして登場する（野津 2017:9）。

この頃の製造方法（古式）については野津論文（2017）に詳しいが、現在流布している方法（新式）は、「寺院内の本堂や結界を張った聖なる場所で、聖糸（サーイ・シン）を7重に巻いた建物の内部に白い布を敷き詰め、土曜日あるいは火曜日に産褥死で亡くなった妊婦の胎児を取り出し、火で炙り乾かし、最後に全体に金箔を貼りつけ、呪文を吹き込む。これを自分の最愛の息子のように慈しみ大切に祀ると、霊験あらたかな存在となる」（Janphanithkun 2009:9-10）。時代を経て、このような方法で作ることが難しくなると、墓地の土や洞窟の土などを、土曜日か火曜日に亡くなった人の遺灰と混ぜ人形を作り呪文を吹き込むという方法がとられるようになる（Janphanithkun 2009:9-10）。あるいは、「金属、象牙に彫刻を施したお守り、石膏、レジン樹脂、7カ所の墓地の土、船着き場の土、八重咲ラックの木またはマヨムの木、菩薩道の周囲にある結果に付着した苔、土曜日に死亡し火曜日に火葬した人の遺灰」（野津 2017:12）である。誰でもが製作できるわけではなく、作り手は専ら僧侶や呪術師である。

現在、寺院等で製作されているクマーン・トーンは、このように墓地の土を使うこともあるが、金属製、漆喰製、樹脂製等々様々な素材で作られるようになっている。ただ、呪文を吹き込む（ブルック・セーク）ことは変わらない。最後に人形に心と五元素（五行説の木・火・土・金・水）を吹きかけ、子どもの霊とし

て誕生させる (野津 2017:12)。

そして最終的な仕上げとして、出来上がったばかりの土人形に向い、「息子や、ここにいるのが父親だよ。父さんはお前を息子として欲しいのだ。父さんと一緒に行こうな。父さんはお前を大事に育てるからな。」と話しかけると、人形が立ち上がり、まるで人間のように話し始めるのだという。これがクマーン・トーンである (Janphanithkun 2009:9)。

僧侶や呪術師によって作られ、呪文を吹きこまれたクマーン・トーンを譲り受けた者は、室内に安置する前に、土地神 (チャオ・ティー) ・屋敷地神 (サーン・プラプーム) に線香をあげ、クマーン・トーンの自宅招来を報告しなければならない。安置する場所は西向きの場合や寝室の足の向く側、階段の下を避け、仏像より下の位置でなければならない。そして、クマーン・トーンに新たな名前を与える (Janphanitkun 2009:15)。

現在クマーン・トーンを作り続けている寺院において、このような墓土を使い特別な儀礼を施す呪法でクマーン・トーン作りが行われているのかについては不明である。ただ、クマーン・トーンはこうした恐れられる悪霊としての出自、「墓場の土」や「人骨 (幼児の骨)」と言ったいかにも霊力をにおわせる特殊な素材を練りこんでいるゆえに霊験あらたかなのだ、と信じる人々が多い。そして、注目すべき点は、作り手が僧侶であったり呪術師であることもあり、そこに意識されているのが「父と子」の関係であるということである。タイ文化の中の父親による子育てのイメージがそこに反映されている。

この世に生まれ出ることなく亡くなった胎児が、呪術により蘇った使い魔クマーン・トーンは、呪術者の手中にある悪霊ピーである。このような伝承の中の悪霊が、現在のような「福の神」クルアンランとして再び登場するのは、20世紀に入ってからである。

1942年、ナコンパトム県にあるサームガーム寺の住職テー師が、新たにクマーン・トーン像を農民のための田畑の番人として作り出したのがきっかけとなり (Payakorn 2015:19、野津 2017:17)、これ以降、クマーン・トーンは商売や招福の神様へと変化していった。タンチャルパットによると、クマーン・トーンの製作法には大きく分けて2つの系譜があり、一つはナコンパトム県ターコン寺院の住職であったチェーム師の系統であり、テー師はこのチェーム師の製法を受け

継ぐ。もう一つの系譜は、シンブリー県プラプラン寺院のシー師を創始者とするものである。シー師の系譜は、シンブリー県内の寺院を中心に継承されている (Tancharuphat 2016:15)。テー師は、1942年、1954年、1957年の3回に分けてクマーン・トーンを製作している (Janphanitkun 2009:44-34、野津 2017: 17) (画像4)。次いでサムガーム寺の住職となったイエーム師はテー師よりクマーン・トーン製造に必要な知識と製法を受け継ぎ、クマーン・トーンを製作した。最初に作ったのはワットウモンコンのメダル型お守り (1973年) であった。その後、1973~1982年の間にクマーン・トーンの製作を行い、さらに1992年にもクマーン・トーンを作っている (野津 2017: 17) (画像5)。テー師やイエーム師がクマーン・トーンを製作していた頃は、クマーン・トーンの知名度は低く、寺院に寄進をしてくれた農民への返礼として配られるささやかな授与品であった。



画像4：テー師が最初に作ったクマーン・トーン
(出典：Jangphanitkun (2009), p.38)

画像5：サムガーム寺院に安置されている古いタイプのクマーン・トーン像



4. メディアへの登場と「福の神」イメージへの変化

「福の神」クマーン・トーンは、今や自営業者やビジネスパーソンの中に根強く信仰されている。こうした爆発的需要を生み出したのは、メディアの影響であ

ると野津は述べる。

野津によると、きっかけは1994年に起こった事件である。中部タイ・サラブリー県内の寺院火葬場において、僧侶が本当の子供の死体からクマーン・トーンを作ろうとし、逮捕された事件である。製造過程の一部をこの僧侶がビデオ撮影しており、それがメディアに公開され、大きなニュースになった（野津 2017:18）。

その後、2002年には『クンチャーン、クン・ペーン』を原作とする映画が制作され、その中でクマーン・トーンを製作するシーンが流された。翌年には、非法妊娠中絶クリニックにて胎児の死体がクマーン・トーン製作用に買い集められ、防腐処理を施され乾燥させた後、シンガポール、マレーシア、香港等に販売されるという事件が起こった（野津 2017:18）。このような事件や出来事により、クマーン・トーン製作を続けている人々の存在や、アジア各国の中国系の人々がクマーン・トーンに注目していることが明らかになった。

また、2009年に起こったバンコクのナイトクラブ火災では多数の死傷者が出たが、奇跡的に助かったDJの男性が、メディアのインタビューに対し、長年信仰しているクマーン・トーンのおかげと述べたことも話題になった（野津 2018:75）。

「福の神」クマーン・トーンのイメージが決定的になったのは、2009年にテレビで元歌手の兄弟が企業家として成功した原因としてクマーン・トーン信仰をとりあげて以降のことである（野津 2017: 19）。この兄弟は、サムガーム寺のテーパーとイエーム師が製作したクマーン・トーンを中心に1,000体以上のクマーン・トーンを所有していると語り、ここから「福の神」クマーン・トーンのイメージが定着したと考えられる。

以来、クマーン・トーンの霊験に関する書物が多数出版され、インターネットにもクマーン・トーンの由来とご利益を宣伝するサイトが乱立し、クマーン・トーンのブームが巻き起こった。クマーン・トーンを欲しがる参拝者の需要に応えるべく、タイ各地の寺院でクマーン・トーン像が作られるようになったが、その中心の一つがバンコク都に隣接する前述のナコンパトム県である。ナコンパトム県は、バンコク都心から車で2時間ほど西に進んだところにある小さな県であり、首都に通勤する人々が住むバンコク都首都圏（パリモントン）の内部に位置している。

ここにはクマーン・トーン製作で有名な寺院が数か所あり、その中で最も有名

な寺が前述のサムガーム寺院である。テー師が青年僧であった頃人々の寺院への喜捨の御札に、墓の土を使って人形を作ったのが始まりだ⁽³⁾という。サムガーム寺院のクマーン・トーンの製法は秘法として代々の住職に継承され外部には知られていない (Jangpanitkun 2009:13)。

同県内にあるパイローム寺院で作られるクマーン・トーンも有名である。2015年、103才で亡くなったパイローム寺院の先代住職が60年程前にクマーン・トーン作りを始め、その後パイローム寺院はクマーン・トーンの寺として有名になり、現在では色々なサイズ、様々なポーズのクマーン・トーンを製造し「貸借」している (画像6)。クマーン・トーンの製法は寺によって異なり、パイローム寺で作られているクマーン・トーンは、元々「クマーン・ソンバット」という一つの存在から、分霊している。そのため、パイローム寺院で買い求めたクマーン・トーンは、購入者自らが名付けることはできず、どれもクマーン・ソンバットという名前と呼ばれる。寺の売店担当者によると、先代住職がクマーン・トーン作りを始めたきっかけは、寺院に参拝に来る自営業者の人々が、住職手作りのクマーン・トーンを身近に置くことにより仏教の教えを思い出し、日々勤勉に過ごすことを願ったからだという。また、この寺院は古くなったクマーン・トーンの捨て場所、供養場所としても有名である (画像7)。クマーン・トーン信仰の俗信では、持ち主の言うことを聞かない悪い子の (つまり幸運をもたらさない) クマーン・トーンは廃棄すべきではなく寺に持ってくる。この寺に納められている不要になったクマーン・トーンは他の場所や寺院で買い求められたものであり、そのうち2割ほどは壊れてしまったクマーン・トーン、残り8割は「悪い子になった」(ご利益が全く感じられない、家に良くないことが起こる等) ため、この寺に持ってこられたものである⁽⁴⁾という。

これらの画像から分かるように、現在製作されているクマーン・トーン像の外見は様々で、伝統的な衣装と髪型、裸形の上半身で瞑想する姿の童子像として作られる他、着衣姿や、立像、あるいは招き猫のように「おいでおいで」ポーズを取ることもある。製造者により形やポーズ、価格も異なる。しかし、クマーン・トーン像の外見は、いかにもの禍々しい呪術の産物という外見ではもはやなく福々しい童形の姿で作られるようになっていく。



画像7：パイローム寺院本堂内に設置された廃棄されたクマーン・トーンの供養塔。クマーン・トーンのために購入した玩具もここに持ってこられる。

画像6：パイローム寺院で作られた最古のクマーン・トーン



1940年代にナコンパトム県の僧侶等によってクルアンラーンとして作られ始めたクマーン・トーンであるが、今のように全国的知名度を持つ福の神と化したのは21世紀になってからである。知名度向上へのメディア貢献は少なくない。昔からクマーン・トーンが存在を知っていた人々にとっては馴染みの深い神であるが、若い世代にとってはメディアに頻繁に露出する流行りのワットゥモンコンの一つであったろう。

一方、クマーン・トーンはバンコクに住む高学歴中間層にとって「庶民が宝くじ当選祈願をするために買い込むもの」であり、「時代遅れ」で禍々しい俗信に満ちた存在とみなされているのも事実である。しかし、2016年にバンコクを中心とした都市圏で起こった「ルーク・テープ」ブームは、クマーン・トーンに無関心な若い世代を巻き込み、タイの人々が「福の神」のもたらす「福」とは何なのかについて考える大きな契機となった。

5. 「ルーク・テープ」：21世紀の「クマーン・トーン」？

2015年初頭からメディアに取り上げられるようになった「ルーク・テープ」現象は、2016年初頭にピークを迎え、タイ社会に賛否両論の大議論を引き起こし、仏教界による否定的な見解の発表がきっかけとなり、早々に沈静化した。「ルーク・テープ」は、元々は人間の子供に似せてリアルに作られた樹脂製の人形（リボン・ドール）である。要はこの人形に呪文を吹き込んだり護符（ヤン）を描くことにより、招福人形に作り変えたものが「ルーク・テープ」である(画像8)。「ルーク・テープ」とは直訳すると「天使の子供」という意味である。少し前まで殆ど知られていなかったこの人形は、ネットでの情報拡散やメディアの過熱報道により爆発的な売れ行きを見せ始め、2015年末には大きな社会現象を引き起こした。



画像8：ルークテープ人形（額の部分に護符が描かれている）

チャイウォンによると、以前からリボン・ドール人形の愛好家からなる小さなサークルは存在し、その中には人形を寺や呪術師のところを持ち込み、呪文を吹き込んでもらう人々もいたという (Chaiwong 2016:155)。この頃はまだ、高価な人形コレクターの集う小さなコミュニティであった。そのうち高名な占い師メック氏（男性）が呪文を吹き込んだ人形のネット販売を開始し、こうした人形を「ルーク・テープ」と名付けた。⁽⁵⁾ 最初売れ行きは今ひとつであったが、自身の子供を望めない人々が子ども代わりにと買い求めるようになり、こうした購買者

の、日々の生活が楽しくなった、気持ちの切り替えで目標を達成したという経験談がメディアやネットを通じて次第に一般人の間にも広がっていった（Chaiwong 2016:156）。メック氏はインターネットで販売する他、同性パートナーのキング氏と「バーン・ルークテープ（ルークテープの家）」という直営店を経営し、芸能人や著名人がその顧客となっていった。こうした話がメディアで大々的にとりあげられるにつれ、一般の人々の注目も集まるようになった。さらにルーク・テープを入手した人々の中に「呪文を吹き込んでもらった赤ちゃん人形を手に入れてから幸運が舞い込んだ」「宝くじに当たった」と言い出す者が出現し、それがまたメディアで取り上げられることによって、大ブームを引き起こした。

メック氏やイン氏といったルーク・テープを作り始めた人々だけではなく、寺に持ち込み僧侶に呪文を吹き込んでもらおうとする人々も現れた。ノンタブリー県の僧侶ウィナイ師は、僅かな喜捨をするだけで人形への呪文吹き込みを受け付けてくれるという話が広まり、ウィナイ師のもとには毎日100人を超える人々が人形を抱いて訪れるようになった。こうした現象が大きく報道されると、それに影響され、幸運をもたらす人形を手に入れたい人々が爆発的に増えることになった。⁽⁶⁾「ルーク・テープ」ブームをビジネス・チャンスととらえる人々も出現し、メック氏やイン氏以外にも「ルーク・テープ」を販売する業者が出現する。

通常1500パーツ（約4500円）程度で売られているリボン・ドールは、まずルーク・テープ専用の人形店に持ち込まれ、そこで毛髪を綺麗に植え付けられ、おしゃれな服を着せられる。こうして外見を整えられてから、人形は1800～2000パーツ（約5400円～6000円）で消費者に販売される。⁽⁷⁾自分の気に入った容姿の人形を選んだ消費者は、最終段階としてそれを寺に持ち込み、呪文を吹き込んでもらうのだ。「（人形としての）徳を持ち」、「所有者に現金をもたらす」ために二種類の呪文が吹き込まれるという。また、ルーク・テープはクマーン・トーンと違い、いつも身綺麗で可愛らしい装いをさせるよう心がけていれば、特別な場所に安置し特別な供物を用意する必要もない。自由に連れて歩き、所有者が食べるものと同じものを「食べさせて」も構わない、という手軽さも人気につながった。

事物に僧侶が護符を描いたり呪文を吹き込むという行為は、タイ社会においては珍しいことではない。例えば新車を購入すれば、車を寺院に運び込み、交通安全を祈願して、僧侶に白い香粉で車内や車体にヤン（護符）を描いてもらう。僧

侶が人形にヤンを描いたりブルック・セーク（呪文吹き込み）することは、人形の形をした呪物クルアンランを作っていることに他ならない。しかし実際は、ルーク・テープのブームは世論や宗教界からの強い批判を受け、あっという間に沈静化してしまう。

「赤ん坊のように大切に可愛がればご利益がある」という短絡的思考の下、レストランや飛行機・バス内で、あたかも人間のように扱うことを要求するケースや、ブームに乗じた悪質な霊感商法ともいべきビジネスが乱立した。また前述の、バンコク近郊ノンタブリー県内の寺院の住職ウィナイ師が、ルーク・テープに気軽にブルック・セークしてくれるとメディアで紹介されたこともあり、連日人形を抱えた人々が殺到する現状にメディアが次第に批判的になっていったことも大きな要因であった。⁽⁸⁾ウィナイ師自身は、こうした人々の人形への信心を禁じることはできない、しかし仏教の信仰を持つ人々がやってきて懇願するのであれば、彼らが安心するよう慈悲の心で呪文を吹き込んでいると語り（Chaiwong 2016:156-157）、拒絶することなく受け入れ続けた。彼はまたメディアのインタビューの中で「人形にブルック・セークを求めてやってくる人の意識はまるで子育てしている親のようである。これを禁じることはできない。」とも述べている。

ルーク・テープのブームの中で、引き起こされた種々の現象や事件については以前の論文（2017a）に詳述したので、ここでは簡潔に述べたい。「自分の子供のように可愛がる」というルーク・テープの育て方を強く意識した人々が人形をどこにでも持ち込み、レストランや飛行機、バス等で人形用の座席を要求するという報道や、このブームをビジネスチャンスと考えた人々が、ルーク・テープ用の洋服販売、家庭教師、子守サービスを提供する商売を始めたというニュース、ブルック・セークすると称して高額の料金を要求する呪術師の出現等が連日大々的とりあげられ、ルーク・テープに関心を持たない国民からの非難の声が強まった。2016年2月、プラユット首相や仏教界の長老がこうしたルーク・テープフィーバーに苦言を呈し、間もなく仏教局がウィナイ師を含む全僧侶の呪文吹き込みを禁止する声明を出すことにより、この騒動は一応の決着をみた。ここで注目すべきことは、この件で呪文の吹き込みが禁止されたのはルーク・テープ人形だけで、クマーン・トーンを始めとする他の呪物は含まれない点である。前述のウィナイ師も「ルーク・テープは、クマーン・トーンとは異なる。ゆえにクマーン・トーン

ンと同じように供養したり拜んだりしてははいけない。一方、ルーク・テープは自分自身に対するのと同じように普通の世話をすればよい。」と述べている (Chaiwong 2016: 157)。前述のパイローム寺院の関係者も「クマーン・トーンはルーク・テープと違う」と答えているのは、クマーン・トーンがタイ社会において既にクルアンランとして捉えられていることの証左であろう。

筆者は以前の論文で、タイ文化に根ざした物語を持ったクマーン・トーンと、物語を持たないルーク・テープとして対比的に論じた (関 2017a)。クマーン・トーンはタイ固有のピーであり神でもあるのに対し、ルーク・テープはタイ文化と関わる物語をもたない外来者であり、物品に過ぎないと述べた。人形に護符を描いてもらうべく寺に集まる人々は、新車を持ち込む人々と変わらないとも言えるからである。

しかしその後、ルーク・テープ現象を扱った当時のタイのテレビ番組を見るうちに、ブーム時の議論の中で語られなかった (あるいは語られたにもかかわらずとりあげられることがなかった) 呪物に対する現代女性の意識が反映されているのではないかと気づいた。次章では、ルーク・テープ現象と女性の意識について考察する。

まじないもの 6. 呪物市場のグローバリズムと女性の参入が及ぼす影響

タイにおけるクマーン・トーンやルーク・テープのブームも、タイ文化に根付いたクルアンランを好む文化との関わりが深い。他方で信仰の拡散にメディアやインターネットの影響が無視できないことは、前章で述べたとおりである。宗教的シンクレティズムとしてだけではなく、こうした世界的な「断片的・無国籍スピリチュアリズム」傾向の延長線上で考える必要がある。

しかし本論では、こうした傾向を批判的な視点から扱うのではなく、「ルーク・テープ」という呪物がある種の人々、特に女性たちの需要に答えていることに注目したい。ルーク・テープのブームが起こった2015年から、政府や宗教関係者、専門家が次々にコメントを発表するほどの大きな社会現象に至った2016年初頭の間、ルーク・テープを扱ったTV番組を見てみると、初期のルーク・テープの愛好者は主として若い女性やトランスジェンダーの人々であり、ルーク・テープを

求めた理由として、みな一様に、元々人形が好きだった、子供のように育てて見たかった、と語っている。ルーク・テープブームの中で繰り返し喧伝された「可愛がるとお金が儲かる」ということは、彼女達が買い求めた主な理由ではないのである。大ブームになり前述のような加熱した行動が話題になった時も、彼女たちは、自分はルーク・テープをレストランに連れて行ったりはしない、自宅で可愛がるだけだ、と答えている。さんざんメディアで取り上げられたルーク・テープであるがブーム初期における、こうした愛好者の発言が存在したにもかかわらず、メディアによる報道と拡散の中で、「子供の代わり」から「招福人形」へと「ルーク・テープ」イメージが変えられ、それにより購買層に変化が生じたのではないだろうか。もし、そうならば、初期の愛好者の意図を見直す必要があろう。

興味深いのは、初期のルーク・テープ愛好者の多くが女性／トランスジェンダー女性であるにもかかわらず、メディアや識者が、これらの現象をジェンダーの視点からとりあげた様子がうかがわれないことである。

本論文冒頭でクマーン・トーンのクルアンランとしての神性を保証する理由として、(1) 死んで生まれた胎児の霊性を認める文化的背景、(2) 仏教（僧）との結びつき、(3) メディアによる情報の拡散とスピリチュアル・マーケティング、の3点を挙げた。この点について、ルーク・テープと比較してみたい。

ルーク・テープはまず、クマーン・トーンとは異なり、ピーター・ターイ・タンクロムというタイの伝統的なピーイメー／物語とは無縁である、しかし、クマーン・トーン同様、メディアによる情報拡散がブーム誕生に果たした役割は大きい。最も異なるのは仏教（僧）との関わりであろう。ルーク・テープは誕生当初から仏教や僧侶との関係が薄く、むしろ民間の占い師や呪術師、霊媒の役割が大きい。これをビジネスチャンスと考え高額料金を要求するケースも相次ぎ、仏教と無関係な呪物がネットで売買されることに対する危険性や社会における「宗教なき呪術」の蔓延を恐れた識者や仏教界からの批判につながったと考えられる。

しかし、ここでもう一度ルーク・テープ愛好者の多くが女性であることについて考えてみたい。ブーム初期にメディアのインタビュー番組に登場した愛好者の女性は、自分の大好きな人形にブルック・セークしてもらった理由を「自分の大好きな人形に魂があれば良いと思った。」と語っている⁽¹⁰⁾。また、「バーン・ルークテープ」店内で、自分のルーク・テープを大事そうに抱えるトランスジェンダー

の男性は、ルーク・テープの「子育て」を楽しそうに語っている⁽¹¹⁾。ルーク・テープへの呪文吹き込みで有名になったウィナイ師は、メディアのインタビューに対し「（ルーク・テープを持参し呪文の吹き込みを依頼する人々の行動は）まるで本物の育児のようであり、これを禁じることはできない。」と繰り返し語っている。

室内に安置する像ではなく、西洋人形の形をしていること、人形の世話をする＝女兒の遊びというイメージが加わり、ルーク・テープ愛好者に対し、「大人が人形遊びをしている」と批判的な意見があったのは間違いない。人形に花火を抱かせたり、火をつけたりして、笑わせようとする男性ユーチューバーの動画は、ルーク・テープ愛好者の人形に対する思いを子供っぽい人形遊び、人形を拝めば金が儲かると信じる無知な連中と揶揄する意味合いがある。しかしこうした愛好者の人々の中には、クマーン・トーンのような招福お守りとしてではなく、「命を吹き込まれた」人形ルーク・テープで子育てをする、こと自体が目的（＝福）である人々がいたことに注目すべきであろう。

タイ社会は世界でも有数の共働き社会である。しかし、近年の高学歴志向はホワイト・カラー的職種の競争を激化させ、都市化や近代家族化は、親族や子守依存の子育てを困難にさせている（橋本（関）2005）。その結果、タイ女性のライフコースは出産・育児か仕事の継続かの選択肢を迫られることは珍しくなくなっている。女性が一生のうちに出産する子どもの数は激減し、子供たちは幼少の頃から塾や習い事に通わせ、大学卒はおろか、できれば博士号を取得するような高学歴者に育てたい、という親たちの希望は年々苛烈化している。

世界保健機構（WHO）によると2015年時点での、タイにおける死産率（出生1,000件あたりの死産件数）は5.0であり、2.1の日本同様、低い水準となっている⁽¹³⁾。また、出生1,000人あたりの新生児死亡率は8（2018年）であり、日本の2に比べれば高いが、やはり世界的にみると低い水準となっている上、1950年には125を超えていたことを考えると、この70年ほどで劇的に減少していることが分かる⁽¹⁴⁾。出生率は1.5（2017）と低く⁽¹⁵⁾、同年の日本の1.4とあまり変わらない。他方、高齢化率は12と上昇しており（日本は28）⁽¹⁶⁾、少子高齢化が進む社会であることは間違いがない。子供が死ななくなる一方で子供の数は減り、着々と高齢化が進むタイ社会において、クランランに「子供を持つこと」自体を願う人々が出現するのは不自然なことではない。ルーク・テープはこうした「子供を育てたい」とい

う女性たちやトランスジェンダーの人々の願望を叶える呪物として誕生したと考えることもできる。

メディアによる過剰な報道により、買えばすぐに金持ちになる人形と見なされ、従来の招福呪物のイメージを抱いた多くの人々が殺到したため、悪質な靈感商法的なビジネスも乱立することになったが、元々は、こうした「子育て」を願った人々が中心であったことは軽視してはいけないであろう。クマーン・トーンの「世話」は、願望を叶えるための「手段」であるが、ルーク・テープの場合は、「世話＝育児」自体が目的なのである。吉祥をもたらすクルアンランに慣れ親しんだ人々が、ルーク・テープも同様に世話をすることで何かの恩恵を受けるはず、と考えるのは自然なことである。しかし、ルーク・テープ愛好者が考える「恩恵」というのは、クマーン・トーンや他の呪物と異なり、親子関係の中で子供が親に孝行するという行為に過ぎない。インタビュー番組の中で、インタビュアーが「どんな恩恵があるのか」と尋ねるのに対し、愛好者は「宝くじに当たる」「急にお金が入ってきた」と答えるが、「それ自体が目的ではない」と主張するのは、この点にある。

前節で述べた通り、3年前の「ルーク・テープ」騒動の中で、逆にタイ文化におけるクマーン・トーンの正統性が明らかになった。しかし、この時期にクマーン・トーンの外見も変化している。ルーク・テープのように樹脂製の愛くるしい外見の人形として作られたものも出現した（画像9）。こうしたルーク・テープのような姿をしたクマーン・トーンは「クマーン・テープ」と呼ばれたり、クマーン・トーン・バーウ（可愛いクマーン・トーン）⁽¹⁷⁾と呼ばれる。独自の製法を追求し、新しいタイプのクマーン・トーンを作っているモー・タム⁽¹⁸⁾の男性は、時代の変化や顧客の変化に伴い、クマーン・トーン像の変化は不可避だと述べる。従来、クマーン・トーンは呪術により蘇った使い魔であり、恐ろしげな形相で作られた像が多かった。かつてクマーン・トーンを求める人々の多くは自営業者であり、そのうち90%は男性であったが、現在では買い求めにくる人の殆どが20-40代の女性であるという。そして若い女性の間では、怖い容貌のクマーン・トーンではなく、可愛らしさを強調したデザインが喜ばれる。つまり、需要者の年代や性別の変化が、可愛らしいクマーン・トーンを必要としていると述べる（Phayakorn 2015:21）。筆者のナコンパトム県内寺院における聞き取り調査でも、インタビュー

に答えた僧侶はクマーン・トーンを求めてくる女性の信者が多いと述べていた。



画像9：樹脂製の新しいタイプのクマーン・トーン。ルーク・テープによく似た仕様となっており、「クマーン・テープ」「クマーン・トーン・ペーオ」などと呼ばれることもある。

前述のモー・タムの男性の発言は、今、ルーク・テープやクマーン・トーンという「福を呼び込む人形」の最大の顧客が女性客であることを示している。彼は、女性たちが可愛い容姿のクマーン・トーンを好むのは、怖い姿のクマーン・トーンを怖がり、オフィスにおくと顧客が嫌がり、ビジネスがうまくいかないからだ」と説明する。

野津がタイ国内のクマーン・トーン信者7名に対し実施した、詳細なケースインタビューの中に、3人の女性信者が存在する。それぞれ60代、40代、30代である。60代の女性の語りは、娘の病氣時に霊媒に言われたのがきっかけでクマーン・トーンを祀るようになった、というものである。30年ほど前の話でクマーン・トーン信仰の歴史はかなり古い。祀っているのは左手に財宝の詰まった袋を持ち、右手でおいでおいでのポーズをする古いタイプのクマーン・トーン座像である。表情は微かに微笑んでいる。彼女のクマーン・トーン信仰はどちらかというと受動的であり、霊媒に言われ半信半疑で祀ってみたところ娘の病氣が治ったので、祀り続けている。次の40代の女性は、自分自身がお守りの販売業者であり、姉がサムガーム寺院で購入した30体のクマーン・トーンの世話をしている。祀っているクマーン・トーンの画像はないが、車の中に安置している1体だけは自分で購入し、それは敢えて「微笑んでいる」顔のものを選んだという。そして興味深いのは3番目、30代女性のケースである。彼女は、自分にとりつこうとする人形

の夢を見て、霊媒に相談したところ、自分のそばにいる子供霊の存在を告げられたという。その後自分で人形を買ってきて、霊媒に招魂儀礼をしてもらい、その霊を人形に入れた。今その人形を、クマーン・トーンとして室内に祀っている。そのため彼女の祀っているのは、典型的なクマーン・トーン像ではなく、ごく普通の人形である。(野津 2018:78-81)。この30代の女性は僧侶が製作したクマーン・トーンを買い求めたのではない。入手のやり方は、クマーン・トーンの製法ではなくルーク・テープの招魂方法に似ている。しかし、女性自身はルーク・テープではなく、クマーン・トーンを祀っていると考えている。

この3名の女性の信仰のきっかけであるが、40代の女性以外は、非常に受け身である。霊媒に相談し、信仰を勧められている。モー・タムのインタビューに出てくるような、ビジネス成功を求めてクマーン・トーンを求めるようなビジネスパーソンではない。そして、祀っているクマーン・トーン像も、普通の人形に呪文を吹き込んだものか、あるいは微笑んでいる明るい表情のものである。

野津の事例に見られる女性のクマーン・トーン信仰をみていくと、より本格的な呪力を求めて、製法に則って作られたクマーン・トーン像を探し求めるのではなく、気に入った像を見つけて魂を吹き込んでもらった後に世話をしたり、自身が善行で徳を積み、その徳をクマーン・トーンに送ることで、人形の徳積みを手伝ってやるという語りが見られる。これらの世話のしかたはルーク・テープ愛好者に見られる言説であり、父子関係ではなく母と子の関係を模しているように思われる。

クマーン・トーンにまつわる文献に記されるその呪法は、製作したクマーン・トーンに「私が父だよ」と呼びかけることに明らかなように、父子関係が前提となっている。呪術者は男性であり、世話をし、育てる人物も男性であることが暗黙の了解とされてきた。しかし、女性、特に若い女性の信仰者の増加は、新しいクマーン・トーンの供養・世話の方向に向かっているようだ。言い換えるならば、女性の視点からのクマーン・トーンの物語の再解釈が求められているのではないだろうか。

近代医学の未発達な時代とはいえ、妊婦が出産に失敗し母子共に亡くなるという悲劇は、現代の女性にとっても他人事ではない。この世に生まれ出ることのなかった胎児のピーであるクマーン・トーンは同時に、彼を無事出産することが

かなわず力尽きた母親の存在や悪霊ピーター・タンクロムを想像させる。『クンチャー、クン・ペーン』の物語は、男性には古典的作品と映っても、女性にとっては、妻の腹を裂いて自分の子供を取り出す男性の話である。このようなクマーン・トーンの持つ背景は、若い女性たちにとっては正統性の証というよりは、心理的に忌避したい悲惨な状況と映るのではないか。

タイの文化にはそぐわないと批判され、短期間で終息したルーク・テープのブームであるが、ルーク・テープが招福人形として大ブームになってから買い求めた人々や、それをビジネスチャンスと考えた人々の宣伝の加熱化の影で、ブーム当初から熱心に愛好していた人々の語りのジェンダー論的側面はこうして議論されることなく終わった。

前述のクマーン・トーンを祀る人々の間に聞かれる「リアン（世話をする）」という言葉は、子育てをする女性にとっては、特別なことではない。子供を育てるように、クマーン・トーンの世話をする。そうすれば、彼が愛情や恩恵を返してくれる。親子関係に期待されるものと一緒にある。父子ではなく母子関係を模して育てるための「可愛らしい」呪物への欲求が高まった結果、誕生したのがルーク・テープであり、新しいクマーン・トーンであるとも考えられる。

きちんと祀らないと持ち主に厄災をもたらすとされるクマーン・トーンに対し、ルーク・テープは「注いだ愛情の大きさに応えるように福をもたらす福の神」であるが、世話をせず放置していてもただの人形に戻るだけである。人間の子供を育てるような感覚を味わうと共に、クマーン・トーン供養や実際の育児に伴う苦労に悩まされることもない。「理想の子育て」という願いをかなえてくれるのだ。スピリチュアリズムのグローバル化／非宗教化と、呪物市場への女性の参入、という傾向の中で生まれた呪物がルーク・テープなのではないだろうか。

7. 結論

現代の米国社会では、宗教離れは顕著であるがスピリチュアリズム志向はむしろ深まっている、とする統計結果がある。また日本においては、2019年5月1日、⁽¹⁹⁾元号が「平成」から「令和」に切り替わり、この日、日本国内のいくつかの神社には、「御朱印」を求める参拝客が殺到し、神社側が苦言を呈する状況が発生し

た。4月30日（「平成」最後の日付）と5月1日（「令和」初日）の両方の御朱印が並べられてインターネットのオークションに売り出され、高額で落札されるというケースが報道され、話題になったのは記憶に新しい。この他にも一部の神社仏閣の授与品や御守が所有者の願望を実現させるとして、ネットで高額で取引されていることもしばしば話題に上る。

こうした日本に生起する社会現象も、「宗教回帰」と考えるより、米国同様「宗教なき呪術」の浸透の現れと捉えることができる。ネットオークションで御札やお守りの類が高値で取引されることの背景には、信仰というより欲望の即時解決を求める動機があることが多い。同様にインターネットでは「〇〇にお参りすると問題は即解決します！」「〇〇はご利益抜群！」と謳う宣伝サイトに遭遇する。つまり、インターネットがもたらした情報革命が、こうした正体不明の呪術を拡散させる要因になっているのである。情報化社会ゆえにスピリチュアルな情報が拡散する、という皮肉な現実がそこに存在する。こうした「宗教のない呪術」は今や世界的な現象であり、ネットによる拡散により、世界中の呪物情報が入手できるようになったため、こうした呪術情報は宗教文化から切り離されて断片化され、国境を超え、願望を即時叶えたい人々の注目の対象となっている。

タイは上座部仏教を信仰する国民が多数派を占める国であるが、その仏教は土着の信仰や様々な民間信仰と結びつき、庶民の間ではタイ独特の「神仏習合」的宗教実践が見られる。その中でも、モー・ピーー、モー・タムと呼ばれる東北タイ地方の呪術師は有名であり、研究者の注目を集めてきた。しかし、仏教が民間信仰と結びついているのは、本論文で明らかにしてきたように、農村部だけの特徴ではない。都市部やバンコク首都圏においても、人々の信仰におけるシンクレティズムは根強く存在する。こうした信仰のあり方を、都市民自身が必ずしも意識的に捉えているとはいえ、なかば無意識に慣例的に実践されていることも多い。しかし、何らかの危機的な状況に直面した時、その指向は顕現化し、多くの人々を巻き込む大きな社会現象となる。

バンコク都内の土着信仰については、津村文彦がバンコク中心部の寺院境内に祀られている悪霊ナーン・ナーク（前述）の社が、宝くじ当選や兵役回避を願う人々の信仰を熱心に集めていることを紹介している（津村2002：25-43）。産業化の進展に伴い都市化や都市部への人口集中の進むタイ社会においては、むしろこ

うした首都圏の都市社会における人々のオカルティズム志向について研究する必要があるであろう。

ルーク・テープのブームが社会問題化した頃、そのオカルト的な側面に関心が集中し、精神分析やタイ社会分析も盛んに行われた。急激に拡大した社会現象だけに、各界からは批判的な意見が多く、仏教界からは、こうした人形に熱中する人は仏教の三宝を理解していない、ファッションとしての呪術の蔓延だ、こうした呪術を信じている人たちは近親者や隣人を信頼せず自分だけを頼りにしている、といった批判が寄せられ、一方、医者や精神科医の中には、タイ人の古代から変わらぬ呪術依存傾向を指摘する者や、現代人の精神の欠乏感に由来するのではという意見も見られた（Chaiwong 2016:161）。

前節で述べたように、筆者はこの現象はタイ特有の現象と言うより、まずグローバル化するスピリチュアリズムのタイ的な発現であったのではないかと考える。野津論文やタイのメディアが繰り返し報道している、中国人や台湾人がタイにやってきたクマーン・トーンやルーク・テープを買い求める行動も、こうしたグローバル化の一環と考えられる。

同時に、都市化や近代家族化、高学歴化と女性のライフコースの変化、少子高齢化、同性婚の増加にみられる時代の変化は、スピリチュアリズムに対する期待も変化させる。前節でも述べた通り、メディアによるセンセーショナルな報道と、政府や宗教者、専門家による批判的なコメントが相次いだ。ブーム当初の中心は女性たちやトランスジェンダーな人々であったことについての分析は見当たらない。ルーク・テープのブームの中で、なにかと比較として取り上げられたクマーン・トーンであるが、こうして考えると、そこに託された信仰者の願いには大きな違いがあることが分かる。父子関係を構築することにより、所有者の願いをかなえるクマーン・トーンと、母としての育児を（追）体験することが目的化しているルーク・テープは、やはりそもそもの目的が異なるのではないか。

仏教とかわる呪物信仰が盛んなタイにおいて、アユタヤ時代以来の呪法によって製作されたというクマーン・トーンも高僧により「招福・吉祥」のクルアンランとして作り変えられた。女性の呪物市場への関心は、彼女たちが抱える問題と願望を叶える呪物の需要を高めるきっかけとなる。同時に、背後には彼女たちが抱える願望と欲求があるのではないか。我々はそこに着目する必要があるように

思われる。

注

- (1) 夫のマークが兵役に取られるが無事生還したことにちなむとされている。
- (2) タイでは仏像やそれに準じる呪物の売買が禁じられているため、ワトゥモンコンの取引においては「売買」ではなく「貸借」という言葉が用いられる。つまり希望者は、代金を支払って「永久的に借りる」という体裁をとる。
- (3) 2016年2月27日、ナコンパトム県サムガーム寺院にて寺の関係者にインタビュー。
- (4) 2016年2月27日、ナコンパトム県パイローム寺院にて寺のクマーン・トーン売店従業員にインタビュー。
- (5) superent02 “Tukatalukthep” singbucha trendmai????’
(https://www.youtube.com/watch?v=kn4JDuMoW_c) (2015年5月25日)
- (6) Inthonchai Whanichakul, “Tukkata Luk Thep” nawatkammai thang saiyasat’ Post today.com記事, 2016年1月25日 (URL:<http://www.posttoday.com/analysis/report/412183>)
- (7) Suthanya Chantha and Oraphan Keawsith, ‘jak kumanthong su tukkata luk thep nawattam khwamchua bonsithsuwanbukhkhon?’ Matichon online記事, 2016年1月15日 (URL:http://www.matichon.co.th/news_detail.php?newsid=1452777186)
- (8) ‘Um hae pai pluksek ‘lukthep’ naenwatbuakhwan’ Thairath online, 2016年1月26日 (URL:<http://www.thairath.co.th/content/568040>)
- (9) 視聴したのは、2015年8月から2016年6月にかけて、Youtubeにアップロードされた、ルーク・テープを取り上げたニュース番組、ユーチューバーのチャンネル等約50本である。
- (10) AMRIN TVHD ‘Raikan tankhontankit ton tukatalukthep sangpatihan ru gomgai?’
(<https://www.youtube.com/watch?v=sau1OdZIGYA&t=2207s>) (2015年5月26日)
- (11) Yung Channel ‘Mayainsid ton poetbantukatalukthep EP. 1’
(<https://www.youtube.com/watch?v=i2hYsKnoYCU>) (2015年8月10日)
- (12) 再生回数の多いルーク・テープ破壊動画として、以下の2つを挙げておく。Kan Atthakorn (2016.2.7) ‘Grilled supernatural doll’ (<https://www.youtube.com/watch?v=uhbH4HMpuU&t=347s>), Bie The Ska (2016.1.29) ‘Withi liang lukthep’ (<https://www.youtube.com/watch?v=bRL48o4GrkY>)

- (13) World Health Organization, 'Stillbirth rate Data by country' (<http://apps.who.int/gho/data/view.main.GSWCH06v>)
- (14) The World Bank, 'Mortality rate, infant (per 1,000 live births)' (<https://data.worldbank.org/indicator/SP.DYN.IMRT.IN>), 『タイー乳児死亡率』『knoema ワールドデータ』 (<https://jp.knoema.com/atlas/タイ/topics/人口統計/死亡/乳児死亡率>) (2019年10月19日閲覧)
- (15) The World bank 'Fertility rate, total (births per woman)' (<https://data.worldbank.org/indicator/sp.dyn.tfrt.in>) (2019年10月19日閲覧)
- (16) The World Bank, 'Population ages 65 and above (% of total population)' (<https://data.worldbank.org/indicator/sp.pop-65 up.to.zs>) (2019年10月22日閲覧)
- (17) Khaoprisna thalon 'Khaoprisna thalon wanthi 19-05-58 ton lukthep chuong thi 2' (<https://www.youtube.com/watch?v=EBOHfbAzzO8>) (2015年5月20日)
- (18) モー・タムとは民間においてピーーに関わる治療や除霊等を行う人々 (モー・ピーー) の一種である。タイ東北地方特有のモー・ピーーであり、モー=医者、タム=法、ダルマの意味であり、その名称の通り出家経験がある者が多く、仏教との関係が深いとされる。
- (19) 米国における調査によると、2012年から2017年の5年間でアメリカ人の宗教離れが進み、一方でスピリチュアル志向が強まっている。(Michael Lipka and Claire Gecewicz, 'More Americans now say they're spiritual but not religious' (September 6, 2017) Pew Research Center. (<https://www.pewresearch.org/fact-tank/2017/09/06/more-americans-now-say-theyre-spiritual-but-not-religious/>))

参考文献

1. 日本語文献

綾部恒雄 (1971) 『タイ族 その社会と文化』 弘文堂。

佐々木宏幹 (1996) 『聖と呪力の人類学』 (講談社学術文庫) 講談社。

小松和彦監修(2013) 『日本怪異妖怪大辞典』 東京堂出版。

白川千尋 (2012) 「序章 言葉・行為・呪術」 白川千尋・川田牧人編、2012、『呪術の人類学』 人文書院所収、9-45。

白川千尋・川田牧人編 (2012) 『呪術の人類学』 人文書院。

- 橋本（関）泰子（2005）「東南アジアの「共働き社会」に学ぶタイ都市中間層家族における育児と仕事の両立」『論集』（四国学院大学）116、139-167。
- 橋本（関）泰子編（2012）『アジアにおける精霊信仰の近代的変容-ジェンダー・地域・エスニシティに及ぼす影響』（平成21-23年度 科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書）。
- 関泰子（2014）「タイ南部の船霊信仰」『立命館国際研究』26（4）、143-165。
- 関泰子（2015）「現代ミャンマー社会における精霊信仰と「公式ナツ」をめぐる言説」『論集』（四国学院大学）148、1-30。
- 関泰子（2017a）「現代タイ社会における呪術-都市の「福の神」人形ブームを事例に-」『論集』（四国学院大学）150、1-24。
- 関泰子（2017b）「ミャンマーにおける精霊信仰-漁民の船霊信仰を中心に-」『論集』（四国学院大学）153、29-56。
- 津村文彦（2002）「ナン・ナークの語るもの-タイ近代国家形成期の仏教と精霊信仰-」『アジア経済』XLIII-1、25-43。
- 日本タイ学会編（2009）『タイ事典』めこん。
- 野津幸治（2017）「タイにおけるクマントーン信仰について-開運のお守りになった胎児の霊-」『論集』151、5-26。
- 野津幸治（2018）「タイにおけるクマントーン信仰普及の背景と要因-信奉者の体験談からの考察-」橋本（関）泰子編『東アジアにおける宗教的シンクレティズムの社会学的研究-日本・中国・東南アジア-』（平成27-29年度 科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書）、71-85。
- 野津幸治（2019）「タイ語のお守り関連語彙の呼称と意味」『Clear Sky』17、13-16。
- プラーヤー・アヌマーンラーチャトン（森幹男訳）（1987）『タイ民衆生活誌（1）-祭りと信仰-』勁草書房。
- 安井眞奈美（2014）『怪異と身体民俗学-異界から出産と子育てを問い直す』せりか書房。
2. 英語文献
- Stoker Lindsey（2013）*Thai Amulets & Jewelry: A Guide to Buddhist Talismans, Spiritual Charms and Meditative Malas*, Apple Books.
3. タイ語文献
- Krisana Phayakorn（2015）*Tukata lukthep*, Bangkok.

Kroklit Tanjaruphat (2016) *Khropkuruang...ruang kumanthong*, Bangkok.

Thotsaphon Jangphanichkun (2009) *Sudyod kumanthong*, Bangkok.

Rachakhunanich Kanlong (2011) *Kan susan ruang khwam saksit khong kumanthong nai sangkhom thai*, (M.A.Thesis), Chulalongkorn University.

Chaiwong Sanit (2016) *Prakotkan tukata lukthep*, Chulalongkorn University. (academia.edu よりpdf版にて2019年5月31日ダウンロード)

4. インターネット資料

4-1.新聞・雑誌記事

・ Inthonchai Whanichakul, "Tukkata Luk Thep" nawatkammai thang saiyasat' Posttoday. com記事, 2016年1月25日 (URL:<http://www.posttoday.com/analysis/report/412183>) (リンク切れ)

・ Suthanya Chantha and Oraphan Keawsith, 'Jak kumanthong su tukkata luk thep nawattam khwamchua bonsithsuwanbukhkhonu?' matichon online 記事, 2016年1月15日。(URL:http://www.matichon.co.th/news_detail.php?newsid=1452777186) (リンク切れ)

・ 'Um hae pai pluksek "lukthep" naenwatbuakhwan' Thairat online, 2016年1月26日 (URL:<http://www.thairath.co.th/content/568040>) (2019年10月22日閲覧)

・ World Health Organization, 'Stillbirth rate Data by country' (<http://apps.who.int/gho/view.main.GSWCAHφ6v>) (2019年11月15日閲覧)

・ The World Bank, 'Mortality rate, infant (per 1,000 live births)' (<https://data.worldbank.org/indicator/sp.DYN.IMRT.IN>)

・ 「タイー乳児死亡率」『knoema ワールドデータ』 (<https://jp.knoema.com/atlas/タイ/to pics/人口統計/死亡/乳児死亡率>) (2019年10月19日閲覧)

・ Michael Lipka and Claire Gecewicz, 'More Americans now say they're spiritual but not religious' (September 6, 2017) Pew Research Center. (<https://www.pewresearch.org/fact-tank/2017/09/06/more-americans-now-say-theyre-spiritual-but-not-religious/>) (2019年10月2日閲覧)

・ The World Bank 'Fertility rate, total (births per woman)' (<https://data.worldbank.org/indicator/sp.dyn.tfrt.in>)

・ The World Bank, 'Population ages 65 and above (% of total population)'

(<https://data.worldbank.org/indicator/sp.pop.65up.to.zs>)

4-2. 動画

(2019年10月19日～30日閲覧 全てタイ語番組。個人アカウントによるニュース番組アップロード分は掲載していない。()内はアップロード日。なお元々のアップロード者名、タイトル名、共に多くがタイ文字であるが、ここではアルファベット表記に直して記している。)

- ・ Khaoprisna thalon 'Khaoprisna thalon wanthi 19-05-58 ton lukthep chung thi 2'
(<https://www.youtube.com/watch?v=EBOHfbAzzO8>) (2015年5月20日)
- ・ BRIGHT TV 'Tukatalukthep trendmai...saiyasatthai:Reangchatchattem'
(<https://www.youtube.com/watch?v=m2x65NESVP8>) (2015年5月22日)
- ・ superent02 "'Tukatalukthep" singbucha trendmai????'
(https://www.youtube.com/watch?v=kn4JDUMoW_c) (2015年5月25日)
- ・ AMRIN TVHD 'Raikan tankhontankit ton tukatalukthep sangpatihan ru gomgai?'
(<https://www.youtube.com/watch?v=sau1OdZIGYA&t=2207s>) (2015年5月26日)
- ・ Raikan khom chat luk 'Khom chat luk "Lukthep?"'
(<https://www.youtube.com/watch?v=6nVaRcGyw7Y>) (2015年6月4日)
- ・ thaich2 'Tukatalukthep umlaeoruai (maisensoer) protchaiwijanyan naikanrapchom'
(<https://www.youtube.com/watch?v=nxiaRCP9eZA>) (2015年8月5日)
- ・ Yung Channel 'Mayainsid ton poetbantukatalukthepEP. 1'
(<https://www.youtube.com/watch?v=i2hYsKnoYCU>) (2015年8月10日)
- ・ Yung Channel 'Mayainsidthepep "Krasae tukatabanlukthep" EP. 2'
(<https://www.youtube.com/watch?v=HaWzCNVjUvQ>) (2015年8月18日)
- ・ MVTV Thailand 'Raikan maothmaomans "Tukatalukthep...mano...ru ruangjing"
(<https://www.youtube.com/watch?v=CylstrjMDSE>) (2015年9月16日)
- ・ AMRIN TVHD 'Thubtokhao:Chaokhonkaenmigong! Saoyaiumtukatalukthepklongt hongram angruaiphraphi'
(<https://www.youtube.com/watch?v=vxM9X1dmIBk>) (2015年10月18日)
- ・ GMM25Thailand 'Chae-Tukatalukthep lae naksadaeng chak daiaritutsi dasiris'
(<https://www.youtube.com/watch?v=vKqFTZ9S0A8>) (2016年1月20日)
- ・ ThaiCh8 'Manomak!!! "Lukthep" thungkhanmisutmisutbat'
(<https://www.youtube.com/watch?v=16R59bEBdCw>) (2016年1月21日)

- ThaiCh8 “Lukthep” satha ru ngomngai’
(<https://www.youtube.com/watch?v=MNc8nEHFfTg>) (2016年1月21日)
- N Store ‘Tukatalukthep’
(<https://www.youtube.com/watch?v=L2DRo5xBIfk>) (2016年1月23日)
- ThairathTV ‘Nayokwangai? Tukatalukthep. 25-01-59’ (<https://www.youtube.com/watch?v=Isgwz8aKNx0>) (2016年1月25日)
- Thai Ch8 ‘Khamtobkhao: Puetmummong "lukthep"satha ru gomngai???’
(<https://www.youtube.com/watch?v=-8YeXNEfxSE>) (2016年1月26日)
- CiNNtv3 ‘Maetaothukhuaylaimun chuaphrolianglukthepkaengao’ (<https://www.youtube.com/watch?v=XWdDDOximlU>) (2016年1月26日)
- AMARIN TVHD ‘Raikantangkhontangkhith ton tukatalukthep phuthakhun ru saiyasat ton 2’ (<https://www.youtube.com/watch?v=x1eSx8CwJq4>) (2016年1月26日)
- ThaiCh8 ‘Lukthep krasathiraengsud’
(https://www.youtube.com/watch?v=mp2_70QwBeE) (2016年1月26日)
- Ruanglaochaoni bieshi-thero “Phraphayom” tuansatikhonthailonglaikurasatukatalukthep (26m.kh.59)’ (<https://www.youtube.com/watch?v=lQaKGdx5t2o>) (2016年1月26日)
- ThairathTV ‘Rotbasaoduai jamnaituanang "Tukatalukthep" 25-01-59 khaosaikhai’
(<https://www.youtube.com/watch?v=P914GHrsKhU>) (2016年1月26日)
- ThaiPBS ‘Mua "Tukatalukthep" klaipenkurasaedang phromikantalad khaomakiaokhong (26 m.kh.59)’
(<https://www.youtube.com/watch?v=TEINivd4ZGk>) (2016年1月26日)
- AMARIN TVHD ‘Thubtokhao :Kromsukkhaphapjitpoeilianglukthep maithoewaphitpokattitangjit khaethi phoengtangjai 25/01/59’
(<https://www.youtube.com/watch?v=0UVtqJAM6wo>) (2016年1月26日)
- AMARIN TVHD ‘Thubtokhao : Raikanphiset:Tukatalukthep saiyasatsangmunkha 26/01/59’ (<https://www.youtube.com/watch?v=pfpifONwsTM>) (2016年1月27日)
- ToyJoyKandygirl (ユーチューバー) “Tukatalukthep” satha khwamchop ru faeshan?’ (<https://www.youtube.com/watch?v=YXyN-YFTNd8>) (2016年1月27日)
- Raikan khom chat luk ‘Khomchatluk - lukthepfiwoer?’ (<https://www.youtube.co>

m/watch?v=PK0av27XLj4) (2016年1月27日)

• AMARIN TVHD ‘Raikantangkhontangkhit ton tukatalukthep plaengsathapenngue ntra’ (<https://www.youtube.com/watch?v=BSzmH3Jb1NQ>) (2016年1月27日)

• Ruanglaochaoni bieshi-thero ‘Ruanglaochaoni Phuluamsaihaeumtukatalukthep lon gakkharanaenwatbuakhwan "Phraphayom" tuansatyangomngai’ (<https://www.youtube.com/watch?v=1hLHkCxDCko>) (2016年1月27日)

• PPTV HD ‘Munmongkrasae "Tukatalukthep"' (<https://www.youtube.com/watch?v=m3UHoGIIdraE>) (2016年1月27日)

• Amarin TVHD ‘Thubtokhao:Jaoawatwatbuakhwan rapkhonhaeplukseklukthepphiap josopphrathampithikhadwinairumai 26/01/59’ (<https://www.youtube.com/watch?v=pjvt55vtXig>) (2016年1月27日)

• NineEntertain Official “om" liangtukatalukthepchuachuai hai chiwitdikhun’ (<https://www.youtube.com/watch?v=PblmeYGIgBU>) (2016年1月28日)

• AMARIN TVHD ‘Thubtokhao :kanbinphonlaruan purakat tukatalukthep pen sam phara - Phra chiplukseklukthepmuanjumrot 27/01/59’ (<https://www.youtube.com/watch?v=7wxTvzZdD-o>) (2016年1月28日)

• GMM25Thailand ‘Chae-Mo Pla muprapsamphawesi chakhonliangtukatalukthep wan thi27 mokkarakhom 2559’ (<https://www.youtube.com/watch?v=1EHBOSZN0SA>) (2016年1月28日)

• Bie The Ska (ユーチューバー) ‘Withilianglukthep’ (<https://www.youtube.com/watch?v=bRL48o4GrkY>) (2016年1月29日)

• Ruanglaochaoni bieshi-thero ‘Ruanglaochaoni Huha maekhamuangpurajin liang tukata "lukthat" tuadammonmaem khukhaeng "lukthep"' (<https://www.youtube.com/watch?v=bLe7Ryxc2bk>) (2016年1月29日)

• AMRIN TVHD ‘Thubtokhao:khonlianglukthepseng watbuakhuwankhunpailoakjoam 29/01/59’ (<https://www.youtube.com/watch?v=8M2ChP3OMqY>) (2016年1月30日)

• Thairath ‘Phisanulok liang "luktheo" khakhaidikhun 30-01-59 Thairatniwsshow ThairatsTV’ (<https://www.youtube.com/watch?v=mBAWr-20uJA>) (2016年1月30日)

• ThaiCh8 ‘Aoek Show "Mo Maek" Phuhaikannoet "Lukthep" jondangthuabanthua

- muang’ (<https://www.youtube.com/watch?v=-Tc-edGdsT4>) (2016年2月1日)
- ThaiCh8 Khaodangnangkhai "khonlianglukthep -Kumangthongsaibaeo… baruplao" (3) (<https://www.youtube.com/watch?v=IQghLEQhK5k>) (2016年2月1日)
 - TNAMCOT ‘Tukatalukthepkhalong loekliangwangthingwat’ (<https://www.youtube.com/watch?v=IaZA109ubew>) (2016年2月2日)
 - AMARIN TVHD ‘Thubtokhao : prakotkanhaethingtukatalukthep - luangphowatsa wangaromtuan buchataephodii 02/02/59’ (<https://www.youtube.com/watch?v=zFNR Fqr4678>) (2016年2月3日)
 - Kan Atthakorn (ユーチューバー) ‘Lukthepyang #thamaraidi Grilled supernatural doll’ (<https://www.youtube.com/watch?v=uhbHz4HMpuU&t=347s>) (2016年2月7日)
 - ThaiCh8 ‘Aoek Show Poetjaikhonlianglukthep’ (<https://www.youtube.com/watch?v=QZBQrlo7U2k>) (2016年2月8日)
 - Smart Biz ‘Setthakittitjo:Lukthep… thiphoengthangjai yammaimanjainaisetthakit’ (<https://www.youtube.com/watch?v=37iTMyWZskQ>) (2016年2月9日)
 - RAMA CHANNEL ‘Raikanphopmorama Rama Update khonliangtukatalukthep maiphitpokatithangjit 05k.ph.59 (1/5)’ (<https://www.youtube.com/watch?v=5VzbtSqPMWk>) (2016年2月11日)
 - ThaiPBS ‘Poetpom:Lukthep (29 k.pho.59)’ (<https://www.youtube.com/watch?v=JswG357TG7o>) (2016年2月29日)
 - ThaiCh8 ‘Klumkhonraktukata "lukthep" khochijaenglangmikurasaedrama’ (<https://www.youtube.com/watch?v=Y0-117RnL-g>) (2016年6月8日)
 - GMM25Thailand ‘Chae - Me Phatrawarin Mo Maek Khanthep & King Banlukthep wiwaasankan wanthi9 mithunayon 2559’ (2016年06月10日)
 - Tam Story ‘Poettua tukatabebiluksaokhonmai tuahommuandekjinjinmak maepupe choetaem’ (<https://www.youtube.com/watch?v=KFYamULyCX8>) (2017年11月29日)

『論集』 総目次

第 1 号～第 33 号は『創立25周年記念論文集』に、
第 34 号～第 44 号は『創立30周年記念論文集』に、
第 45 号～第 72 号は『創立40周年記念論文集』に、
第 73 号～第 87 号は『創立45周年記念論文集』に、
第 88 号～第101号は『創立50周年記念論文集』に
第102号～第129号は『論集130号 創立60周年記念』に掲載

Comprehensive Index of *Treatises* since 2009

巻頭言

〈Vos estis sal terrae 汝らは地の塩である〉
創立六十周年記念を迎えて
末吉 高明 【1】

講演

「あの方に語りかけるのだ」
山下 慶親 【3】

論文

第三十代日本銀行総裁・白川方明
土井 省悟 【1】

チンギス・ハン帝国における人的結合の原理
—ノコルを中心に—
池内 功 【33】

山本周五郎『栄花物語』論
島 達夫 【13】

研究ノート

メサイアの解釈と演奏 XV
—テキストに基づいてオーケストラと共に歌う演奏の模索—
「分析(10) 第49曲～第53曲」
中内 幸雄 【75】

e-Learning活用研究序説
— e-Learningにまつわる誤解を超えて—
伊藤 公洋 【135】

調査報告

冒険型体験活動の効果測定
清水 幸一 【159】

訪問介護員の不適正事例に関する研究
—訪問介護員へのアンケート調査結果から—
合田 盛人 辻 真美 【171】

翻訳

フォルカー・ローゼマン著 ナチズムと古代
—研究史論評—
酒枝 徹意 訳 【187】

『論集』総目次 【213】

Preface

University Motto : Vos estis sal terrae
In Commemoration of the 60th Anniversary
T. Sueyoshi □1□

Lecture

'You've got to call on Him'
Y. Yamashita □3□

Articles

Masaaki SHIRAKAWA, Governor of the Bank of Japan
S. Doi □1□

Nokor – the core system of Chinggis Khan Empire
I. Ikeuchi □33□

A Study on *Eiga Monogatari* of YAMAMOTO Shugoro
T. Shima □13□

Notes

An interpretation of HÄNDEL'S MESSIAH XV
–in search of the Way to “Sing” it with Orchestra–
`Analysis(10) No.49~No.53'
Y. Nakauchi □75□

An introduction to electronic learning
K. Ito □135□

Reports

Group Cohesion Among High-Rope Course Participants
K. Shimizu □159□

A Study on some non-reasonable examples of Home Helpers
M. Gouda , M. Tsuji □171□

Translation

Volker Losemann : Nationalsozialismus und Antike
–Bemerkungen zur Forschungsgeschichte–
T. Sakaeda □187□

Comprehensive Index of *Treatises* Since 2000 □213□

論文

1950年代の沖縄における共同募金運動

石井 洗二 (1)

研究ノート

韓国の多文化家族支援政策の沿革と現状

—多文化家族支援センターと多文化家族支援法に焦点を当てて—

金 永子 金 範洙 (29)

日本銀行の金融政策運営

—白川方明氏の著作から学ぶ—

土井 省悟 (55)

教育研究

プログラミング言語教育法についての考察

伊藤 公洋 (93)

教員養成課程におけるスクールボランティアの学習効果とその課題について

—カリキュラム開発を見据えて—

宮橋 小百合 末澤 清 (119)

翻訳

ルース・スミス著

ヘンデルのオラトリオと18世紀思想 (その8)

赤井 勝哉 訳 (133)

フォルカー ローゼマン著

ナチズムと古代

—1933年から1945年にかけての古代史専攻の動向の研究— (その2)

酒枝 徹意 訳 (177)

資料

ベッテルハイム訳ルカ伝現代表記版 (2)

浜島 敏 (253)

Articles

- The Community Chest Campaign in Okinawa under U.S. Military Occupation : 1952-1956
S. Ishii (1)

Notes

- The Past and the Present of the Government Policies for Multicultural Families in Korea :
focusing on Multicultural Family Support Center and Multicultural Families Support Act
Y. Kim , B. Kim (29)
- Mr. Masaaki SHIRAKAWA on Today's Monetary Policy of the Bank of Japan
S. Doi (55)

Educational Studies

- A Consideration of Teaching Method for Programming Languages
K. Ito (93)
- A Study on Learning Effects and Problems of School Volunteer activities for Pre-serves Teachers :
toward developing the Curriculum in Teacher Education
S. Miyahashi , K. Suezawa (119)

Translations

- Ruth Smith :
Handel's Oratorios and Eighteenth-Century Thought (8)
P. K. Akai (133)
- Volker Losemann :
Nationalsozialismus und Antike
— Studien zur Entwicklung des Faches Alte Geschichte 1933-1945— (2)
T. Sakaeda (177)

Material

- The Modern Edition of Bettelheim's Translation of *the Gospel according to St. Luke* (2)
B. Hamajima (253)

第131号 別冊

(2010年3月)

創立六十周年記念

序 (i ~ ii)

総目次〔1~131号〕(1~269)

総索引〔著者名別〕(271~298)

No. 131 SPECIAL ISSUE (March, 2010)

IN COMMEMORATION OF THE 60TH ANNIVERSARY

FOREWORD (i ~ ii)

CONTENTS [No.1~131] (1 ~269)

AUTHOR INDEX (271~298)

論文

Variation and Adaptation in Morphology and Reproduction of *Setaria viridis* and *S. viridis* var. *pachystachys* in various Seashores

伊藤 松雄 【1】

研究ノート

社会保障制度の改革の現状と動向

—ドイツと韓国を中心に—

李 静淑 【17】

調査報告

幼児の仲間関係構築に寄与する要因

—相互作用の開始場面の分析から—

松井 愛奈 【41】

翻訳

ルース・スミス著

ヘンデルのオラトリオと18世紀思想（その9）

赤井 勝哉 訳 【65】

フォルカー・ローゼマン著

ナチズムと古代

—1933年から1945年にかけての古代史専攻の動向の研究—（その3）

酒枝 徹意 訳 【85】

魂の配慮

青春の軌跡

池内 功 【1】

Article

- Variation and Adaptation in Morphology and Reproduction of *Setaria viridis* and *S. viridis* var. *pachystachys* in various Seashores
ITOH, Matsuo ■1■

Note

- The present state and trend of the social security system reform
—The case of Germany and Korea—
LEE, Jung-Sook ■17■

Report

- How Do Preschoolers Establish Peer Relationships?
—The Analysis of interaction initiation behavior—
MATSUI, Mana ■41■

Translations

- Ruth Smith :
Handel's Oratorios and Eighteenth-Century Thought (9)
AKAI, P. Katsuya ■65■

- Volker Losemann :
Nationalsozialismus und Antike
—*Studien zur Entwicklung des Faches Alte Geschichte 1933-1945—* (3)
SAKAEDA, Tetsui ■85■

Care for Souls

- The Days of Youth
IKEUCHI, Isao ■1■

論文

区有文書からみた昭和35年前後の集落生活

—長野県安曇野市真々部区を中心に—

黒崎 八洲次良 【1】

研究ノート

個人・組織・社会主義

竹本 達也 【23】

東アジアにおけるD. ボンヘッファーの受容と影響

山崎 和明 【15】

魂の配慮

『言』

木俣 努 【1】

『言葉はあなたの口と心に』

山浦 良治 【5】

Article

- Village Life viewed on Mamabe Ku Document 1955 – 1944
KUROSAKI, Yasujiro [1]

Notes

- Individual and organization in socialism system
TAKEMOTO, Tatsuya [23]
Rezeption und Wirkungen von D. Bonhoeffer in Ostasien
YAMASAKI, Kazuaki [15]

Care for Souls

- ‘The Word’
KIMATA, Tsutomu [1]
‘The Word is upon your lips and in your heart’
YAMAURA, Yoshiharu [5]

講演

宗教と社会

—宗教と平和実現の課題を中心に—

北島 義信 □1】

論文

わが国の財政・金融政策と経済予測

土井 省悟 □1】

沖縄諮詢会および沖縄民政府における社会福祉：1945年～1949年

石井 洗二 □23】

都市行政における専門官僚の出現過程

—明治—大正期の大阪市制を事例として—

山崎 晶 □47】

プーシキン散文における機能動詞と文体の「軽さ」との関係について

金子 えつこ □71】

翻訳

ルース・スミス著

ヘンデルのオラトリオと18世紀思想（その10）

赤井 勝哉 訳 □97】

魂の配慮

神と人ともに奉仕する

山崎 和明 □29】

Lecture

- Religion and Society
—Focusing on the Realization of Peace through Religion—
KITAJIMA, Gishin □1■

Articles

- Fiscal Policy, Monetary Policy and Economic Forecast
DOI, Shougo □1■
- Social welfare administration under Okinawa Advisory Council
and Okinawa Civilian Administration : 1945 – 1949
ISHII, Senji □23■
- The course of appearance of technocrats in the urban government administration
—A case study of the urban government administration in Osaka, during Meiji era to Taisho era period—
YAMASAKI, Aki □47■
- Functional verb and the lightness of style in Pushkin's prose
KANEKO, Etsuko □71■

Translation

- Ruth Smith :
Handel's Oratorios and Eighteenth-Century Thought (10)
AKAI, P. Katsuya □97■

Care for Souls

- Service to God and Man
YAMASAKI, Kazuaki □29■

講演

新渡戸稲造と聖書

佐藤 全弘 □1】

論文

2011年4月の金融政策決定会合

土井 省悟 □1】

翻訳

ハンス＝ゲオルク・ホルヴェック著

「クルト・ゲルシュタインを記念して——人間的理解を超えた人物」

山崎 和明 訳 □35】

ルース・スミス著

ヘンデルのオラトリオと18世紀思想（その11）

赤井 勝哉 訳 □17】

魂の配慮

ともなるイエス

池内 功 □23】

聖書翻訳記念日

浜島 敏 □31】

Lecture

I. Nitobe and the Bible
SATO, Masahiro □1■

Article

Monetary Policy Meetings of BOJ in April 2011
DOI, Shougo □1■

Translations

Hans Georg Hollweg :
In Memoriam Kurt Gerstein—Eine beinahe unfassbare Persönlichkeit.
YAMASAKI, Kazuaki □35■

Ruth Smith :
Handel's Oratorios and Eighteenth-Century Thought (11)
AKAI, P. Katsuya □17■

Care for Souls

What a Friend we have in Jesus
IKEUCHI, Isao □23■

Commemoration Day of Bible Translations —God's Word into Every Language—
HAMAJIMA, Bin □31■

論文

『二十四の瞳』考
—大石先生・稲川先生のモデルと抵抗の表現と—
須浪 敏子 □11

「社会保障と税の一体改革」と年金問題
李 静淑 □12

調査報告

特定健診・特定保健指導における運動指導の一考察
—自治体担当者と運動指導担当者の関係性からのアプローチ—
片山 昭彦 □37

幼稚園並びに保育所における「子育て支援」の実状
—M市立幼稚園、市立保育所におけるアンケート調査を通して—
熊谷 由紀 □59

Articles

- On TSUBOI, Sakae's *Twenty-four Eyes*
— the Model of Madam Oishi and Master Inagawa and the Expression of Resistance—
SUNAMI, Toshiko □1■

- “Integrated Social Security and Tax Reform” and the Pension Issue
LEE, Jung-Sook ■1□

Reports

- A Study on Exercise Instruction of Specific Health Checkup and Guidance
— Approach from the relationship between the local self-governing body person
in charge and the exercise instruction person in charge—
KATAYAMA, Akihiko ■37□

- The Actual Conditions of Childcare Support
— the Questionnaire Survey of Kindergartens and Nursery Schools in M-City—
KUMAGAI, Yuki ■59□

論 文

同意要求の用法を持つ文中の「ね」

生天目 知美 【1】

研究ノート

高齢社会における社会福祉士による成年後見活動

－補助類型の受任案件から－

合田 盛人 【19】

新約聖書の原語についての議論

浜島 敏 【35】

翻 訳

ルース・スミス著

ヘンデルのオラトリオと18世紀思想（その12）

赤井 勝哉 訳 【65】

魂の配慮

「神を見上げて」

白石 剛史 【1】

「重荷を負う者」

村上 茂樹 【5】

Article

- The Japanese Sentence-Internal “ne” and
Its Function of Asking for the Hearer’s Agreement
NABATAME, Tomomi [1]

Notes

- A Study of Guardianship Activities by Social Workers in the Aging Society
GOUDA, Morihito [19]
On the Original Language of the New Testament
HAMAJIMA, Bin [35]

Translation

- Ruth Smith :
Handel’s Oratorios and Eighteenth-Century Thought (12)
AKAI, P. Katsuya [65]

Care for Souls

- Look towards God
SHIRAISHI, Takeshi [1]
All of You Who are Tired from Carrying Heavy Loads
MURAKAMI, Shigeki [5]

論文

沖縄群島政府における社会福祉－1950年～1951年－

石井 洗二 【1】

翻訳

ルース・スミス著

ヘンデルのオラトリオと18世紀思想（その13）

赤井 勝哉 訳 【26】

調査報告

大学生がイメージする「生活科」科目についての考察

深井 克彦 【49】

魂の配慮

「人生は出会いで決まる」

水村 光義 【1】

Article

Social welfare administration under Okinawa Gunto Government : 1950~1951
ISHII, Senji ■1□

Translation

Ruth Smith :
Handel's Oratorios and Eighteenth-Century Thought (13)
AKAI, P. Katsuya ■26□

Report

University students' image of an elementary school subject called "Seikatsuka"
FUKAI, Katsuhiko ■49□

Care for Souls

All actual Life is Encounter
MIZUMURA, Mitsuyoshi □1■

研究ノート

新約聖書の原語についての議論（2）

浜島 敏 【1】

教育研究

EFL会話教材にみえる〈実生活〉：

会話分析によるインターアクションの考察およびラーニング

ドン カロル 【43】

魂の配慮

「自由」の逆説

山崎 和明 【1】

『論集』 総目次

No. 139

(December, 2012)

Note

On the Original Language of the New Testament (2)

HAMAJIMA, Bin ■1□

Educational Study

Looking for life in scripted EFL dialogs:

An experiment in conversation analysis, interaction, and learning

CARROLL, Don ■43□

Care for Souls

Paradox of 'Freedom'

YAMASAKI, Kazuaki 1

講演

「今、教育に求められるもの」
—キリスト教教育の課題と使命—
船本 弘毅 □11

信教の自由と天皇制
—ドイツ教会闘争とD. ボンヘッファーから学んだこと—
山崎 和明 □11

研究ノート

新約聖書の原語についての議論 (3)
浜島 敏 □27

Lectures

What is required of Japanese Education now.

Issues and Missions of Christian Education.

FUNAMOTO, Hiroki □1■

Glaubensfreiheit und Kaisersystem in Japan
mit besonderem Bezug auf D. Bonhoeffer und den Kirchenkampf in Deutschland

YAMASAKI, Kazuaki ■1□

Note

On the Original Language of the New Testament (3)

HAMAJIMA, Bin ■27□

論文

人口構造の変化と社会保障制度改革

土井 省悟 [1]

研究ノート

政治選択行動におけるソーシャル・メディアの意義についての考察

— ネット選挙活動解禁に向けての二つの実践(香川県U町議選挙と山口県知事選挙)から —

中俣 保志 [35]

魂の配慮

恐れるな

松本 敏之 [1]

Article

Changes of Population Structure and Social Security Reform in Japan
DOI, Shougo ■1■

Note

A Study of the Significance of Social Media in Political Choice Behavior
NAKAMATA, Hoshi ■35■

Care for Souls

Do not fear!
MATSUMOTO, Toshiyuki ■1■

講演

人間教育と教育者の任務

—キリスト教（主義）大学は何を旨ざしているか—

上野 武 □13■

論文

1950年代の沖縄における社会福祉施設・団体

石井 洗二 □1■

研究ノート

メディア企業におけるインターンシップの現状と課題

川又 実 □25■

魂の配慮

平和を実現する人々は幸いである

上林 順一郎 □1■

Lecture

Die Menschenerziehung und die Verantwortung des Erziehers.
—Was ist das Ziel der christlichen Universitäten?—

UENO, Takeshi □13■

Article

Social Welfare Institutions and Association in Okinawa:1952-1960

ISHII, Senji ■1□

Note

The Present Situation and Problems of Internship in Media Companies

KAWAMATA, Minoru ■25□

Care for Souls

How blest are the Peacemakers

KANBAYASHI, Junichiro □1■

特別講義

支那と中国の由来

久保 耕治 【1】

研究ノート

宗教間対話を目指す現代の神学におけるキリスト論の問題点

—イエス・キリストの神性と人性の区別と統一—

金 珍熙 【17】

伝統的自治システムの現代的意味に関する一考察

—高知県高岡郡梶原町の「区長制」と地域活性化への取り組み—

佐藤 友光子 【29】

魂の配慮

我、復活のイエスを信ず

山崎 和明 【1】

Lecture

What should 'China' be called in Japanese?

KUBO, Koji ■1□

Notes

A Christological Problem of Ecumenically Oriented Modern Theology
—The Divinity and Humanity of Jesus Christ—

KIM, Jinheui ■17□

A Study of Contemporary Meaning of the Traditional Self-Government System
Kucho-sei System and the Challenge to Community Revitalization of
Yusuhara-cho, Takaoka-gun, Kochi

SATOH, Yumiko ■29□

Care for Souls

Ich Glaube an Auferstandenen Jesus

YAMASAKI, Kazuaki □1■

講演

平和はつくれるか

伊勢崎 賢治 【1】

人は死んで何を残すのか

—新渡戸稲造の場合—

佐藤 全弘 【1】

論文

社会保障改革の転機と危機

李 静淑 【39】

調査報告

教員免許更新講習会の検討

—四国学院大学情報科目を中心に—

深井 克彦 【55】

Lectures

Can we ever make peace?

ISESAKI, Kengi ■1■

What would be left in this world after one's death? –Inazo NITOBE's Case

SATO, Masahiro ■1■

Article

The turning point and crisis of the social security reform

LEE, Jung-Sook ■39■

Report

Research related to Japanese Teachers' License Renewal Seminars

FUKAI, Katuhiko ■55■

論文

日本の社会運動家・安部磯雄の優生思想

河島 幸夫 【1】

元寇を体験した中国女性の生涯

池内 功 【21】

「区有文書」からみた明治10年前後の大字集落の生活（財政）について

—長野県安曇野市真々部を中心に—

黒崎 八洲次良 【53】

Article

Eugenic Thought of Isoo ABE, Social Reformer in Japan
KAWASHIMA, Sachio ■1□

Life of a Chinese Woman who participated in the Mongolian Invasion of Japan in 1281
IKEUCHI, Isao ■21□

**Oaza-Community Life (financial affairs) around 1877 with particular Reference
to the case of Mamabe at Azumino City in Nagano Prefecture**
KUROSAKI, Yasujiro ■53□

論文

ナチス断種法と日本

河島 幸夫 【1】

研究ノート

「離れられない」という人間関係の病理についての考察
——小川洋子の小説『薬指の標本』を通して——

清源 友香奈 【17】

魂の配慮

父なる神の愛と失われた二人の息子（ルカによる福音書15章11～32節）
——宮田光雄『〈放蕩息子〉の精神史』を手がかりに——

山崎 和明 【1】

Article

Nazi Sterilization Law and Japan
KAWASHIMA, Sachio ■1□

Note

Considerations about the Pathology of Dependent Human Relations one cannot sever
—Based on the Novel “*Kusuriyubi no Hyouhonn*” written by Yoko OGAWA—
KIYOMOTO, Yukana ■17□

Care for Souls

Liebe Vater Gottes und Zwei verlorene Söhne
—nach der Lektüre von Mitsuo MIYATA: *Geistesgeschichte des verlorenen Sohns*—
YAMASAKI, Kazuaki □1■

論文

太宰治『走れメロス』の世界

—義人メロスの死と再生—

丹羽 章 【1】

「区有文書」からみた三新法下の耕地(大字集落)の生活(財政)について

—安曇野市真々部を中心に—

黒崎 八洲次良 【1】

医療保険制度の改革を考える

李 静淑 【29】

研究ノート

大学における情報教育の検討

—教職を目指す学生との関わりで—

深井 克彦 【53】

調査報告

地方都市における祭りの機能に関する一考察

—宇多津町宇夫階神社例祭の事例より—

関 泰子 倉田 健太 【73】

Article

A Study of Dazai's "Run, Melos!"

Akira, Niwa [1]

Oza Community Life (financial affairs) 1880-1889

—With Particular Reference to the Case of Mamabe at Azumino City in Nagano Prefecture

Yasujiro, KUROSAKI [1]

A Study for the Reform of the Medical Insurance System

LEE, Jung-Sook [29]

Note

A Study of College-level Information Technology Education

—With Particular Reference to Students Intending to become School Teachers of I.T.

FUKAI, Katuhiko [53]

Report

The Social Function of the Festival in a Japanese Country Town

—A Case Study of the Festival of Ubushina Shrine at Utazu-cho

SEKI, Hiroko KURATA, Kenta [73]

論文

芥川龍之介『杜子春』の世界

—「永遠の少年」の運命—

丹羽 章 [1]

研究ノート

現代ミャンマー社会における精霊信仰と「公式ナツ」をめぐる言説

関 泰子 [1]

宗教経済学に関するサーベイと日本のキリスト教教派の世俗化に関する若干の知見

湯川 洋久 [31]

魂の配慮

蛇のように聡く、鳩のよう柔和に

山崎 和明 [15]

Article

A Study of Akutagawa's "Toshishun"

NIWA, Akira □1■

Note

A Study of "Official Nat" Discourse and Animistic Practice
in Modern Myanmar Society

SEKI, Hiroko ■1□

A Survey on Economics of Religion And Some Thoughts on Secularization
of A Christian Denomination in Japan

YUKAWA, Hirohisa ■31□

Care for Souls

Be Wary as Serpents, Innocent as Doves

YAMASAKI, Kazuaki □15■

特別講義

台湾の「公学校」と「創氏改名」

久保 耕治 【1】

研究ノート

外来宗教としてのキリスト教に対する批判的考察

— 鈴木大拙の大地性を手がかりに —

金 珍熙 【21】

食のグローバル化時代におけるローカルハラール認証の現状と課題

杉山 維彦 【33】

翻 訳

D. ボンヘッファー年表 (1940-41):

DBW 16 (Konspiration und Haft 1940-45) より

山崎 和明 【45】

魂の配慮

延世大学の創立と日本の協力者たち

趙 載国 【1】

Lecture

The Reality of Taiwanese Primary Schools (kougakkou) and the Order of New Imperial Subjects to Change their Names to Japanese ones (sushi-kaimei) in Taiwan under Japanese Government 1895-1945

KUBO, Koji ■1■

Note

A Critical Review of the Theological Understanding of Christianity as a Foreign Religion

KIM, Jinheui ■21■

Japanese Current State of the Local Halal Certification in a Globalized Era of Food

SUGIYAMA, Shigehiko ■33■

Translation

D. Bonhoeffer's Zeittafel 1940-41:
DBW 16 (Konspiration und Haft 1940-45)

YAMASAKI, Kazuaki ■45■

Care for Souls

The Establishment of Yonsei University and Its Japanese Supporters

CHO, Jae Kook ■1■

特別寄稿

カール・バルトと子ども賛美歌

宮田 光雄 【1】

論文

現代タイ社会における呪術

—都市の「福の神」人形ブームを事例に—

関 泰子 【1】

「区有文書」からみた日清戦争前後の耕地（大字集落）の生活（財政）について

—長野県安曇野市真々部を中心に—

黒崎 八洲次良 【25】

研究ノート

キューバにおける革命イデオロギーの希薄化メカニズム

—宗教社会学の観点を用いて—

竹本 達也 【46】

Special Contribution

Karl Barth und Kinderloblied

MIYATA, Mitsuo □1■

Article

Occultism in Modern Thai Society

— ‘Fortune Doll’ Boom in Bangkok as a case—

SEKI, Hiroko □1■

Oza Community Life (financial affairs) 1893-1897

—With Particular Reference to the Case of Mamabe at Azumino city in Nagano Prefecture—

KUROSAKI, Yasujiro □25■

Note

La Reflexión sobre la debilidad de la ideología revolucionaria de CUBA

TAKEMOTO, Tatsuya □46■

特集：現代タイ社会における「精霊信仰」

序文

現代タイ社会における「精霊信仰」について

関 泰子 【1】

タイにおけるクマーントーン信仰について

—開運のお守りになった胎児の霊—

野津 幸治 【5】

タイの若者のスピリチュアリズム傾向についての調査報告

—バンコクの大学生のアンケート調査をもとに—

ポンサピタックサンティ ピヤ 【27】

タイ都市中間層のスピリチュアリズム

ウォンブンシン パチャラーワーライ

チムマミー モンタカーン 【49】

船霊信仰の比較文化論

—日本・タイ・ミャンマー—

関 泰子 【73】

Special Issue: Sociological Study of Modern Thai Spiritualism

Preface

—On the Sociological Study of Modern Thai Spiritualism—
SEKI, Hiroko ■1□

Belief in the Powers of the *Kumantong* in Thailand
—Spirits of Unborn Children and Amulets for Good Fortune—
NOZU, Koji ■5□

Animistic Belief of Thai Youth:
—A Case Study of Survey of University Students in Bangkok—
PONGSAPITAKSANTI, Piya ■27□

Spiritualism of Urban Middle Class in Thailand
WONGBOONSIN, Patcharawalai
CHIMMAMEE, Montakarn ■49□

Comparative Study on the Belief of Ship Guardian Spirit
—Japan, Thai and Myanmar—
SEKI, Hiroko ■73□

論文

鷗外歴史小説における宗教的主題

— 『高瀬舟』の世界 —

丹羽 章 【1】

日本の果樹園雑草群落における種間競争と除草時期の重要性

伊藤 松雄 【1】

「区有文書」からみた日露戦争前後の耕地（大字集落）の生活（財政）について

— 長野県安曇野市真々部区を中心に —

黒崎 八洲次良 【23】

調査報告

大学における情報教育の現状の考察

— 四国学院大学学生を中心に —

深井 克彦 【53】

Article

A Study of Ogai's "Takasebune"

NIWA, Akira □1□

Importance of Interspecific Competition and Weeding Time on the Weed Community Structure in Japanese Orchard

ITOH, Matsuo □1□

Oaza-Community Life (financial affairs) 1902–1909 with particular Reference to the case of Mamabe at Azumino City in Nagano prefecture

KUROSAKI, Yasujiro □23□

Report

A Study on the Present State of Information Education at College Level –Focusing on Students of Shikoku Gakuin University–

FUKAI, Katsuhiko □53□

特別寄稿

トランプ政権と中東
高橋 和夫 【1】

論文

ミャンマーにおける精霊信仰－漁民の船霊信仰を中心に－
関 泰子 【29】

「大根の葉」前後
－壺井栄と共産主義革命文学運動－
須浪 敏子 【1】

Special Contribution

The Trump Administration and the Middle East
TAKAHASHI, Kazuo ■1■

Article

Animism in Modern Myanmar
—Ship Guardian Spirit Cult in the Fishing Villages—
SEKI, Hiroko ■29■

Before and After Sakae TSUBOI's Novel;
Daikon no Ha (Blade of WhiteRadish)
and the Literature Movement of the Communist Revolution
SUMAMI, Toshiko ■1■

論文

森鷗外論

佐藤 全弘 【1】

船霊信仰における船玉神社の役割と祭祀

—香川県沿岸地域を事例に—

関 泰子 倉田 健太 【1】

発見文脈における日本語と韓国語の過去形

齊藤 学 崔 栄殊 【25】

高齢化社会における中国大都市の社会サービスの実態に関する研究

—北京市の取り組みを通して—

羅 佳 【41】

「区有文書」からみた第一次世界大戦前後の耕地の生活（財政）について

—長野県安曇野市真々部区を中心に—

黒崎 八洲次良 【59】

調査報告

台湾の戸籍

久保 耕治 【91】

Article

MORI Ohgai (1862–1922)

—The Life and Struggle of an Elite in the Meiji Japan—

SATO, Masahiro □1■

The Role and the Ritual of *Funadama* Shrine in the Ship Guardian Spirit Cult

—The Coastal Area of Kagawa Prefecture as a Case—

SEKI, Hiroko KURATA, Kenta □1■

The Japanese and the Korean Past Forms in the Context of Discovery

SAITO, Manabu CHOI, Youngsoo □25■

A Study on the Actual Condition of Social Services
in the China's Metropolis Aging Society

—Beijing's Initiatives—

LUO, Jia □41■

Kochi-Community Life (Financial Affairs) 1911-1921

with Particular Reference to the Case of Mamabe at Azumino City in Nagano Prefecture

KUROSAKI, Yasujiro □59■

Report

Family Register in Taiwan under Japanese Rule

KUBO, Koji □91■

論文

太平洋戦争下の壺井栄の文学

須浪 敏子 □1■

『1Q84』の世界

—喪家の犬の魂—

神野 壮人 丹羽 章 □43■

Evaluation of Salinity Tolerance in Coastal and Inland Populations of
Setaria viridis by Growth and Non-Growth Analyses

伊藤 松雄 □1■

「区有文書」からみた昭和初期の耕地の生活（財政）について

—長野県安曇野市真々部区を中心に—

黒崎 八洲次良 □23■

Article

Sakae TSUBOI's Literary Works during the Pacific War
SUNAMI, Toshiko □1■

The World of 1Q84
—The Spirit of the Dog of So Family—
GINNO, Akito NIWA, Akira □43■

Evaluation of Salinity Tolerance in Coastal and Inland Populations of
***Setaria viridis* by Growth and Non-Growth Analyses**
ITOH, Matsuo ■1□

Kochi Community Life (Financial Affairs) 1921–1936 with Particular Reference to
the Case of Mamabe at Azumino City in Nagano Prefecture
KUROSAKI, Yasujiro ■23□

論文

『ゼロ弾きのゴーシュ』を読む
－「個性化」の物語として－
丹羽 章 【1】

事業主における「地域」イメージ
－香川県善通寺市を事例に－
川又 実 【1】

調査報告

教員免許更新講習会「情報科目」の検討
－四国学院受講者を中心として－
深井 克彦 【29】

運動・スポーツ指導者の養成カリキュラムの検討
－模擬指導の評価記録を中心に－
近藤 剛 織部 勇太 【45】

Article

A Study of Kenji Miyazawa's "Gorsch the Cellist"

NIWA, Akira □1■

"Region" Image by Employer

—A Case Study of Zentsuji City in Kagawa—

KAWAMATA, Minoru ■1□

Report

Remarks on Teacher License Renewal Courses

in "Computer Literacy and Information Management"

—Focusing on Students of Shikoku Gakuin University—

FUKAI, Katsuhiko ■29□

An Examination of the Training Curriculum for Exercise and Sport Instructor

—On the Record of the Trial Instruction—

KONDO, Tsuyoshi ORIBE, Yuta ■45□